

特 218

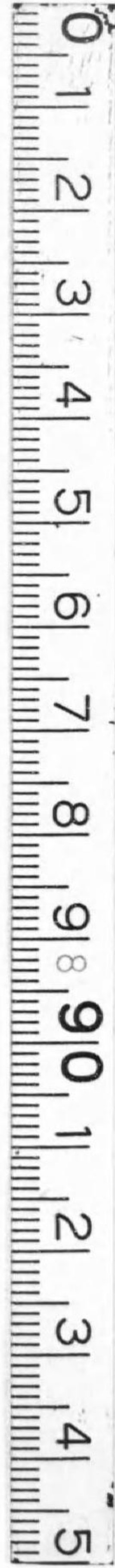
648

和十四年三月

471

增訂
補訂
負債整理組合指針

北海道負債整理事業協會

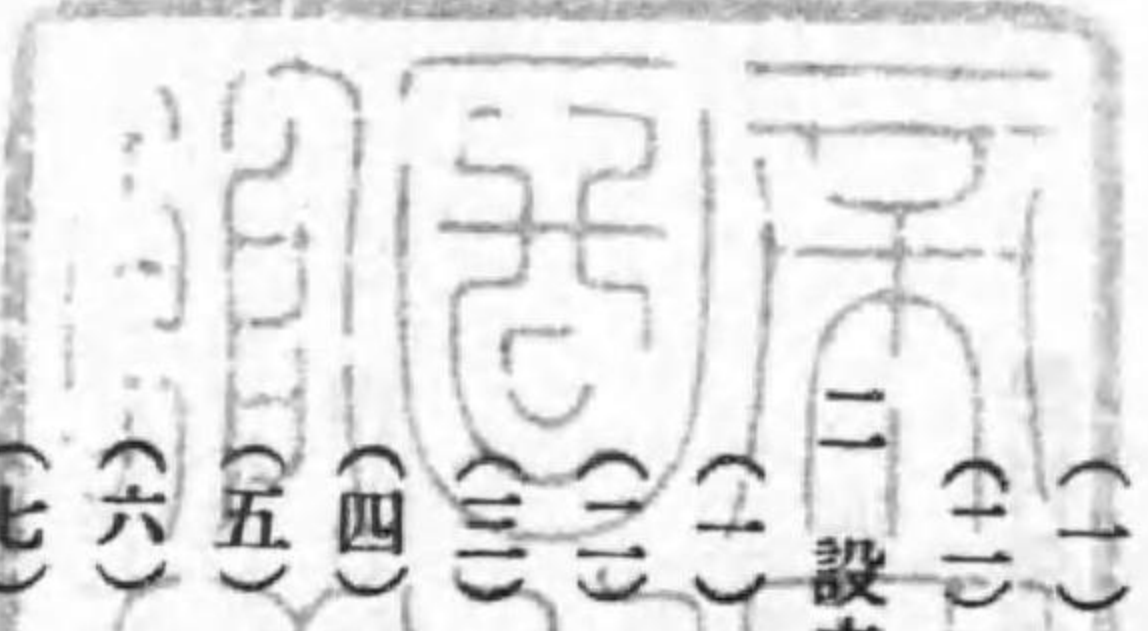


始



目 次

一	農村負債整理ニ關スル件（農林省訓令第二號）……………	一
	農村負債整理ニ關スル件（北海道廳訓令第四七號）……………	三
	一 負債整理組合の設立……………	五
	（一） 組合設立上注意すべき事項……………	五
	（二） 負債整理組合設立の順序……………	六
	（三） 設立より臨時總會迄の所要書類……………	七
	（一） 資産負債調査……………	七
	（二） 負債整理組合設立認可申請書……………	七
	（三） 規約作成上の注意……………	九
	（四） 負債整理事業計畫要領書及其の作成上の注意……………	九
	（五） 地區を表示したる市町村略圖……………	一
	（六） 負債整理組合の設立に關し市町村長の副申する事項……………	二
	（七） 負債整理組合設立登記……………	二
	（八） 負爲整理事業計畫書及其の作成上の注意……………	二
	三 負債整理組合の經營……………	五
	（一） 負債整理の申出と誓約……………	九
	（二） 債權者に對する通知……………	三〇
		三



- (三) 組合員の經濟更生計畫樹立..... 二四
- (四) 組合員の負債償還計畫..... 二四
- (五) 條件の緩和の協定證書..... 二六
- (六) 負債整理委員會に申立つる場合の書式其他..... 二六
- (七) 金銭債務臨時調停申立書例..... 二六
- (八) 申請報告及届出書式..... 二七
- (九) 負債整理事業計畫の認可申請..... 二七
- 四 負債整理資金特別融通及損失補償..... 二七
 - (一) 一般的注意事項..... 二七
 - (二) 特別融通資金を市町村が借入るる場合の手續..... 二七
 - (三) 産業組合中央金庫經由の特別融通資金を借入るる場合の手續..... 二八
 - (四) 特別融通資金を融資銀行より借入るる場合の手續..... 二八

農村負債整理關係法規

- 農村負債整理組合法..... 八一
- 産業組合法中準用條文..... 八六
- 民法中準用條文..... 九三
- 非訟事件手續法中準用條文..... 九五
- 農村負債整理組合法施行規則..... 一〇〇
- 農村負債整理資金特別融通及損失補償法..... 一〇五

- 日本勸業銀行法中準用條文..... 一〇八
- 農工銀行法中準用條文..... 一〇九
- 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中準用條文..... 一〇九
- 不動産融資及損失補償法中準用條文..... 一一〇
- 農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則..... 一一三
- 市町村負債整理委員會令..... 一二〇
- 登録税法中關係條文..... 一二三
- 登録税法施行規則中關係條文..... 一二三
- 不動産登記法施行規則中關係條文..... 一二四
- 負債整理組合登記取扱手續..... 一二四
- 養蠶實行組合及農事實行組合登記取扱手續..... 一二六
- 金銭債務臨時調停法..... 一二四
- 農村負債整理事務取扱方..... 一二六
- 無限責任何々負債整理組合同約(例)..... 一二七
- 保證責任何々負債整理組合同約(例)..... 一二七

農村負債整理關係廳令通牒其他

〔一般事項〕

- 農村負債整理組合法施行細則(昭和十三年四月二十二日)..... 一五三
- 農村負債整理組合法施行事務取扱手續(昭和九年一月二十五日)..... 一六九

農村負債整理組合法及關係法規ノ解釋上ノ質疑等ニ關スル件 (昭和九年五月二十四日) 一七二
市町村負債整理委員會補助規程 (昭和九年二月八日) (北海道廳令第七號) 一七九

〔組合ノ設立及經營〕

負債整理事業計畫要領書竝ニ負債整理事業計畫書ノ様式ニ關スル件 (昭和十三年三月二日) (實錄第一一八七號) 一八一
負債整理組合ノ地區ニ關スル件 (昭和十二年四月一日) (子冊第一九五八號) 一八三
負債整理組合ノ產業組合加入ニ關スル件 (昭和十二年七月十九日) (子冊第三四九七號) 一八三
負債整理組合借入及貸付最高限度報告方ノ件 (昭和九年九月六日) (成冊第四九四二號) 一八五
農村負債整理組合ニ於ケル登録稅法施行規則ニ依ル證明ニ關スル件 (昭和七年十一月七日) (成冊第四九八五號) 一八六
負債整理組合ノ年度更改期ニ於ケル事務ノ件 (昭和十四年一月十日) (即議第四七號) 一八七
負債整理組合監事自己監査勸行ニ關スル件 (昭和十三年七月十六日) (實錄第三六〇五號) 一八九
負債整理組合ノ共同事業ニ對シ助成金交付ニ關スル件 (昭和十三年九月二日) (實錄第四二〇號) 一九八

〔資金融通—一般的〕

農村負債整理特別融通資金融通ニ關スル件 (昭和十三年四月二日) (實錄第一七六二號) (農村負債整理特別融通資金取扱要項) 二〇一
農村負債整理特別融通資金ニ關スル件 (昭和十三年五月六日) (實錄第一七六二號) 二〇六
農村負債整理特別融通資金融通ニ關スル件 (昭和十三年四月十九日) (實錄第二一三八號) 二〇七

〔市町村トノ損失補償契約〕

農村負債整理資金特別融通損失補償契約ニ關スル件 (昭和十三年三月十五日) (實錄第一四四六號) 二一九
負債整理資金特別融通損失補償契約中變更ニ關スル件 (昭和十三年四月十七日) (實錄第二一五五號) 二二三
負債整理資金特別融通計畫書ノ様式ニ關スル件 (昭和十三年五月四日) (實錄第二三二七號) 二二三

〔市町村ノ起債〕

農村負債整理資金ニ關スル件 (昭和九年六月二十三日) (成冊第三九〇一號) 二三四
農村負債整理資金ニ關スル年賦金算出定率表ノ件 (昭和十一年七月三日) (成冊第三三〇一號) 二三五
預金部融通資金ノ元利支拂期日ニ關スル件 (昭和九年五月二十五日) (成冊第二八三二號) 二三七
農村負債整理資金ニ關スル起債ノ件 (昭和十三年二月十三日) (實錄第一二五五號) 二三六
農村負債整理資金ニ關スル起債ノ件 (昭和九年一月十一日) (成冊等三〇號) 二三九
農村負債整理資金ニ關スル起債ノ件 (昭和十三年五月八日) (實錄第一二五五號) 二四二
農村負債整理資金起債ニ關シ質疑ノ件 (昭和九年十月二十七日) (成冊等五六四八號) 二四二
農村負債整理資金起債ノ件回答 (昭和九年九月二十八日) (山形地方局第一二五號) (内務省地方局地方債課長) 二四三
市町村經由ノ農村負債整理特別融通資金融通ニ關スル件 (昭和十三年七月三十日) (實錄第三八〇〇號) 二四五

〔代行信用組合〕

農村負債整理組合法ニ依リ負債整理事業ヲ行フ信用組合ノ定款例ニ關スル件 (昭和十三年二月二十五日) (實錄第一一五六號) 二四六

〔中金經由ノ資金融通〕

信用組合ノ負債整理資金ノ借入額及負債償還資金貸付額ノ最高限度ニ關スル件 (昭和十三年二月二十五日) (實錄第一一五六號) 二四六
産業組合中央金庫融通ノ負債整理資金融通ニ關スル件 (昭和十三年三月二十五日) (實錄第一五〇〇號) (負債整理資) 二四九
産業組合中央金庫經由ノ負債整理資金融通ニ關スル件 (昭和十三年六月二十五日) (實錄第一五〇〇號) (金貸出案内) 二五二

〔融資銀行經由ノ資金融通〕

融資銀行經由ノ農村負債整理資金借入申込ニ關スル件 (昭和十三年七月三日) (實錄第三四〇二號) (負債整理資金) 二五三
特別融通案内) 二五三

融資銀行經由ノ負債整理資金融通ニ依ル負債整理ニ關スル件 (昭和十三年七月三日) 二五七
農村負債整理特別融通資金供給ニ關スル件 (昭和十三年九月八日豫地乙第二五七號) 二五八
〔負債整理委員會〕

市町村負債整理委員會ニ關スル助成ノ件 (昭和十一年二月十六日) 二五九
市町村負債整理委員會事業報告ニ關スル件 (昭和十三年二月二十三日) 二六〇

市町村負債整理委員會ノ負債整理斡旋ニ關スル書類ノ様式ニ關スル件 (昭和九年一月二十四日) 二六〇
市町村負債整理委員會委員任期滿了ニ關スル件 (昭和十一年四月八日) 二六五

負債整理組合關係申請報告一覽表 二六七

〔附錄〕

支那事變に因る戦死傷者遺家族の負債整理提要.....

負債整理組合指針

農村負債整理ニ關スル件

農林省訓令第二號

廳 府 縣

農山漁村ノ現況ニ鑑ミ其ノ産業及經濟ノ計畫的組織的刷新ヲ企圖スル爲曩ニ政府ハ農林省ニ經濟更生部ヲ設置シ經濟更生ニ關スル各般ノ方策ヲ樹立實施シツツアル所ナルガ今般更ニ是等各種ノ方策ト相俟テ其ノ徹底ヲ期スル爲第六十四回帝國議會ノ協賛ヲ經テ制定セラレタル農村負債整理組合法ニ付萬般ノ手續ヲ了シ昭和八年八月一日之ガ施行ヲ爲スニ至レリ

政府ガ農山漁村住民ノ負債ノ整理ニ關シ新ニ法令ヲ制定シ之ガ制度ヲ樹立シタル所以ノモノハ是等住民ノ産業及經濟ニ重壓ヲ加ヘツツアル負債ヲ整理スルコトニ依リ其ノ經濟活動ヲ促進シ延テハ農

山漁村ノ堅實ナル經濟更生ヲ企圖シ因テ以テ國民經濟ノ復興ニ資セントスルニ在リ從テ本制度ノ骨子トスル所ハ

一 農山漁村住民ガ隣保共助ノ精神ヲ基調トシ負債ノ有無負債額ノ多寡ヲ論セズ相倚リ相率ヒテ負債整理組合ヲ組織シ協力以テ負債整理ノ根本目的達成ニ努ムルコト

一 負債整理ヲ爲サムトスル組合員ハ必ず負債整理組合ノ樹立スル負債償還計畫及經濟更生計畫ヲ誠實ニ實行シ負債ノ償還及經濟更生ニ努ムルコト

一 債權者ニ於テモ克ク本制度ノ趣旨ヲ理解シ債務者ノ經濟更生ヲ期スル爲互讓協調ノ精神ヲ以テ負債ノ條件ヲ緩和スルコト

一 本制度ニ依ル特別融通ハ負債ノ全額ヲ肩替リ
 スル爲ノ資金ヲ融通スルモノニ非ズシテ負債ノ
 條件ノ緩和ヲ容易ナラシムル爲ノ内入金ヲ融通
 スルモノナルコト

等ニシテ舊債ヲ肩替リシテ一時ヲ糊塗セントスル
 モノトハ異リ飽ク迄モ農山漁村住民ノ自奮更生ノ
 熱意ヲ經トシ其ノ産業及經濟ノ根本的樹テ直シテ
 緯トシ之ガ實行ヲ容易ナラシムル爲ニ特別融通ニ
 依リ負債ノ一部償還資金ヲ融通シテ現在ノ負債ヲ
 緩和シ將來ノ償還ヲ容易ナラシメ以テ負債ノ全部
 ニ互リ整理ヲ實行セントスルモノナリ

今ヤ各地方ニ於テハ自奮更生ノ意氣愈々熾ナルモ
 ノアリ著々經濟更生計畫樹立ノ途ニ在ルヲ聞ク此
 ノ秋ニ當リ此ノ精神ヲ更ニ活用シ負債ノ整理ヲ實
 行シ以テ疲弊沈滞セル農村ノ前途ニ光明アラシメ
 ントスルハ眞ニ恰好ノ機會ナリトス然リト雖此ノ
 コトタル眞ニ困難ナル事業ニシテ一度之ガ制度ノ
 運用ヲ誤ランカ徒ニ國民ノ依頼心ヲ誘發シ義務怠
 慢ノ傾向ヲ醸成スル等種々餘弊ヲ生ズルノ虞アル
 ヲ以テ貴官ニ於テモ克ク本制度ノ根本趣旨ヲ體シ

貴管下關係方面ニ之ガ趣旨ヲ徹底セシメ市町村、
 市町村農會、産業組合、漁業組合等農山漁村ニ於
 ケル各種ノ團體及機關ヲシテ負債整理事業ノ遂行
 ニ協力セシムルト共ニ負債整理組合ノ設立、組合
 事業ノ遂行、負債整理事業資金特別融通等ニ付テ
 ハ之ニ關スル各種法令ニ則リ悔テ後年ニ貽サザル
 様常ニ細心ノ注意ヲ以テ之ガ指導督勵ヲ爲シ以テ
 本制度所期ノ目的ヲ完全ニ達成スルコトヲ期セラ
 ルベシ

昭和八年九月一日
 農林大臣 後藤 文夫

農村負債整理ニ關スル件

北海道廳訓令第四十七號

支 廳

農山漁村ノ現況ニ鑑ミ其ノ産業及經濟ノ計畫的
 組織的刷新更生ヲ企圖スル爲ニ當廳ハ政府ノ施
 設ト相俟テ經濟更生ニ關スル各般ノ方策ヲ樹立實
 施シツツアルガ政府ハ更ニ是等各種ノ方策ト相俟
 テ其ノ徹底ヲ期スル爲第六十四帝國議會ノ協賛ヲ
 經テ制定セラレタル農村負債整理組合法ニ付諸般
 ノ手續ヲ了シ昭和八年八月一日ヨリ之ガ施行ヲ見
 ルニ至レリ

本制度ノ趣旨目的ハ農山漁村住民ノ産業及經濟
 ニ重壓ヲ加ヘツツアル巨額ノ負債ヲ整理シテ其ノ
 經濟活動力ヲ増大セシメ生活ニ餘裕ヲ生ゼシメ農
 山漁村全體ノ堅實ナル經濟更生ヲ圖リ因テ以テ國
 民經濟ノ復興ニ資セシメントスルニ在リ
 從テ本制度ノ骨子トスル所ハ

一 農山漁村住民ガ隣保共助ノ精神ヲ基調トシ負

市 役 所
 町 村 役 場

債ノ有無負債額ノ多寡ヲ論ゼズ相倚リ相率ヒテ
 負債整理組合ヲ組織シ協心戮力以テ負債ノ整理
 ヲ爲シ之ニ依リテ其ノ部落又ハ町村全體ノ經濟
 更生ノ根本目的達成ニ努ムルコト

一 負債整理ヲ爲サントスル組合員ハ必ラズ負債
 整理組合ノ樹立スル負債償還計畫及經濟更生計
 畫ヲ誠實ニ實行シ負債ノ償還及經濟更生ニ努ム
 ルコト

一 債權者ニ於テモ克ク本制度ノ趣旨目的ヲ理解
 シ債權者ノ經濟更生ヲ期スル爲互讓協調ノ精神
 ヲ以テ負債ノ條件ヲ緩和スルコト

一 本制度ニ依ル特別融通ハ負債ノ全額ヲ肩替リ
 スル爲ノ資金ヲ融通スルモノニ非ズシテ負債ノ
 條件ノ緩和ヲ容易ナラシムル爲ノ内入金ヲ融通
 スルモノナルコト

等ニシテ舊債ヲ肩替リシテ一時ヲ糊塗セントスルモノトハ異リ飽ク迄モ農山漁村住民自奮更生ノ熱意ト産業及經濟ノ根本的樹テ直シトニ依リ其ノ整理ヲ容易ナラシムル爲ニ特別融通ニ依リ負債ノ一部償還資金ヲ融通シテ現在ノ負債ヲ緩和シ將來ノ償還ヲ容易ナラシメ以テ負債ノ全部ニ互リ整理ヲ實行セントスルモノナリ而シテ負債ノ整理ヲ爲スニ當リ特ニ注意ヲ喚起セザルベカラザルハ單ニ一時的ニ負債ヨリ離脱セントスルニ止メシメズ過去ノ負債ガ不合理ナル業務ノ經營ト家計ノ維持ニ依レル所極メテ多キニ思テ致シ負債ヲ整理シタル以後ニ於テハ其ノ産業及經濟資金ノ融通ハ原則トシテ農山漁村ニ於ケル經濟活動ノ中心機關タル産業組合、漁業組合等ヨリ受クルコトニ改メ以テ再び過去ノ苦難ヲ繰返サザランコトヲ期スベキコト是ナリ負債ノ整理ハ必ラズ其ノ者ノ經濟更生計畫ノ樹立實行ト相俟ツテ堅實ニ實行セザルベカラズト爲ス所以ハ之ガ爲ナリ

今ヤ各地方ニ於テハ自奮更生ノ意氣愈々熾ナルモノアリテ著々經濟更生計畫樹立實行ノ途ニ在ル

ヲ見ルハ欣快トスル所ナリ此ノ秋ニ當リ此ノ精神ヲ更ニ活用シ負債ノ整理ヲ實行シ以テ疲弊沈滞セル農山漁村ノ前途ニ光明アラシメントスルハ恰好ノ機會ナリトス

然リト雖負債ノ整理ハ眞ニ困難ナル事業ニシテ一度之ガ制度ノ運用ヲ誤ルガ如キコトアランカ或ハ徒ラニ國民ノ依頼心ヲ誘發シ義務怠慢ノ傾向ヲ醸成シ或ハ債權者ノ救済ノミニ墮スル等ノ結果ト爲ラザルナキヲ保セザルナリ此ヲ以テ貴官(貴職)ニ於テモ克ク本制度ノ根本趣旨ヲ體シ貴管下各方面ニ之ガ趣旨ヲ徹底セシメ市町村、市町村農會、産業組合、漁業組合等農山漁村ニ於ケル各種ノ團體及機關ヲシテ負債整理事業ノ遂行ニ協力セシムルト共ニ負債整理組合ノ設立、組合事業ノ遂行、負債整理事業資金特別融通等ニ付テハ之ニ關スル各種法令ニ則リ悔テ後年ニ貽サザル様常ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ指導督勵ヲ爲シ以テ本制度所期ノ目的ヲ完全ニ達成スルコトヲ期セラルベシ

昭和八年十月十五日

北海道廳長官 佐 上 信 一

一 負債整理組合の設立

(一) 組合設立上注意すべき事項

(1) 負債整理組合を設立するに當つては本法の趣旨を充分に普及徹底せしめる爲に、道廳、支廳町村は緊密な聯携を取らなければならぬことは勿論、町村内の各種團體は一致協力して、これに當らねばならない。町村内の負債整理委員會、經濟更生委員會、産業組合、漁業組合、農會、農事實行組合、在郷軍人會、青年團、婦人會、學校等の適切な支援がなくては負債整理組合の事業を圓滿に行ふことは出来ないからである。

(2) 負債整理組合を設立するには特に市町村の理解がなくては出来ぬから、最初より市町村は此の事業の中樞的機關となつて計畫し指導斡旋をなすと同時に、組合が本事業を遂行するに當つては市町村經由の負債整理資金の融通を受ける場合市町村會とも密接な關係があるから、市町村會議員に對しては本法の趣旨を深く了解する様に努め、

本事業の遂行上の強力な支持者たらしめねばならぬ。

(3) 組合の設立は昭和八年八月一日から向ふ十三年であるから、昭和二十一年七月三十一日迄に設立の認可申請を要する。然し農村負債整理の重要性と本制度の趣旨に鑑み徒らに時日を遷延せしめることなく速かに調査研究を進め、實行に著手すべきである。

負債整理組合に對し政府が融通する低利資金融通期は昭和十二年十二月一日から向ふ十三年であることも併せて知つて置く必要がある。

(4) 負債整理組合は産業組合法が準用されて居る。之が爲に七人以上あれば組織することが出来るけれども、本法の趣旨は区域内の全員が加入することを理想としてゐるから、区域内の多數加入者が不在の場合には事業遂行上支障が多いと思ふから、特別の理由のある場合の外は組合の設立を認めないのである。

(5) 負債整理組合の地區は部落或は之に準ずる區域とするのであるが、北海道に於ける部落と稱せられるものは自然發生的なものでないから、所謂隣保共助の精神を充分に發揮することは困難と思はれるので、農村に於ては組合員数比較的多い農事實行組合はその地區により、少い組合は二或は三組合を併せて地區とすることか望ましい。然し之れには人口の稠密の程度により臨機の處置を取らねばならぬことは勿論である。此の際注意を要することは農山漁村の部落の統制を紊さないやうにすることが肝要である。

(6) 負債整理組合の組織には無限と保證の兩責任組織があるが、色々な關係を考慮するに無限責任組織にするのが適當である。保證責任の組合の出来る處には無限責任の組合が出来るとし、無限責任の組合の出来ぬ様な處には先づ負債整理組合は出来ないと云つても過言でない。それでも尙保證責任組織に依らねばならぬ處は道廳、支廳等に就て能く相談して貰ひ度い。

(7) 負債整理組合を組織するには以上の點を注

意する他に、部落民の精神が堅實にして自奮更生の意氣の旺盛な處で、人心の融和協調のとれたところを優先的に選ぶ必要がある。人心の悪化した處に出来る筈はないが、負債整理組合はそんな處にこそ必要なのだと云ふ様な理屈を云ふ人無きにしもあらずであるから、出来ない處に無駄な力を注がずに出来る處から始めるのが良い。

(二) 負債整理組合設立の順序

負債整理組合を設立するには先づ区域内の住民に充分に本法の趣旨を徹底せしめ、住民總體の意見に随つて組合を設立するか否かを決定することが緊要である。

(1) 設立を決定した時は設立發起人は組合員たるべき者の資産、負債の調査を徴し、負債整理事業計畫要領書案と規約とを作成し、總會を開催して之を議決すると同時に理事(五人位)、監事(三人位)を選任し、設立者全員は規約の末尾に住所氏名を記入し捺印するものである。

(2) 後に記載する様式によつて組合設立認可申

請書を北海道廳長官に町村、支廳を経由して提出するものであるが、組合の設立は長官の認可に依つて其の效力を發生するので、認可指令書の日附が組合の設立の年月日となるのである。

(3) 設立の認可指令書を受理したるときは其の受理した日より十四日以内に(出資制度の組合は出資拂込後十四日以内に)組合設立の登記を所轄登記所に理事全員で爲すことになつて居るが、代理人一人にても差支へない。

(4) 組合の設立後直ちに臨時總會を開催し、左の事項に就て決議し組合の事業實行に着手するのである。

- 1 當該年度組合經費の收支豫定並に組合費の分賦方法決議
- 2 組合の借入金最高限度及一組合員に對する

一一 設立より臨時總會迄の所要書類

(一) 資産、負債調査

負債整理組合を設立するに當つてその基礎的調

貸付最高限度(一組合員に對する貸付最高限度は政府低利資金と他の資金とを區別決議すること)

3 組合に於て組合員の債務保證を爲し得ることとすれば其の保證總額の限度及其の取扱方法

4 役員費用辨償又は手當支給方法

5 負債償還積立金釀出方法(負債整理事業計畫要領書を参照決議すること)

6 組合の事業執行方法に關する協議

7 其の他必要な事項

(注意) 議事細則、事業施行細則及借入金貸付最高限度の決定を道廳に報告すること

(5) 臨時總會終了したるときは理事は理事會を開き組合長を互選し、分擔事務を決定し、帳簿を作成し事業を開始するのである。

査をする必要がある。そしてこれが負債整理組合設立認可申請を爲す場合書類作成の基礎材料とも

年次	要整理組合員數	要整理負債額(1)	資所要額(2)(3)
第一年度	二九人	三六、三五〇	一〇、九〇〇
第二年度			
計	二九	三六、三五〇	一〇、九〇〇

【注意】

- (1) 要整理負債額は要整理組合員の有する負債總額以下たるべきこと。(要整理組合員の負債の中にも整理を要せざるもの、又は整理することを得ざるもの例へば公租公課、農會費、土功組合費、物納小作料昭和八年八月一日以後發生の債務其他を含むことがあるからである)
- (2) 資金所要額には組合員が融資銀行より融通を受くべき資金を含めざること。
- (3) 資金所要額は要整理負債額の大體三分の一程度を適當と認めらるるも組合の實情に依りては必ずしも

三分の一程度の資金を必要とせぬ場合もあらうし、又三分の一以上を必要とする場合もあらうから(此の場合には單なる高利貸の肩替りとならぬ範圍内てなければならぬ)夫々實情に應じ決定すること。

(4) 資金所要額中に土地購入資金の貸付を爲さんとするものも含む場合は、備考として其の人員、金額等を附記すること。

二 所要資金調達方針

- (一) 可成組合員ノ自力調達ニ依リ其ノ資源ヲ求ムルヲ原則トス
- (二) 政府負債整理資金ヲ何町村或ハ何責任何々信用組合ヨリ融通ヲ受ケントス

【注意】

- 一、若し負債整理資金の融通を受けんとする機關の名稱及其の借受豫定額を記載せざるときは別に規定する所の届出を爲すことを要するを以て注意すること。
- 二、右所要資金額中土地購入資金をも包含する場合ハ「内土地購入資金何回」と記載すること。

三 負債償還積立金造成計畫

【注意】 共同事業に付ては其の種類、規模、實行方法等の概要及積立見込額等を記載すること。

四 地區内ノ戸數及組合員數

職業	地區内總戸數	組合員數	要整理組合員數
農林漁業	四七	三人	二元
其ノ他	二	一	一
計	四七	三	三元

五 信用組合ヘノ加入

何年何月末日迄(設立認可ノ日ヨリ何箇月以内)

ニ何責任何々信用組合ニ加入ノ豫定

【注意】 加入せざる組合に在りては其の旨を記載すること。組合設立認可後信用組合に加入したる場合は其の信用組合名を記載するものとす。

(五) 地區を表示したる市町村略圖

これは簡單な略圖で良いが、負債整理組合の地區と農事實行組合、行政區等の區域關係及隣接の既設負債整理組合との關係を明らかにすれば良いのである。

(一) 組合員ノ離出

政府ヨリ融通ヲ受ケタル資金ノ毎年支拂ヲ爲ス額ノ二割以上ヲ積立ツルモノトス

(組合員ハ毎年何月及何月「又ハ年何回」ニ何回宛離出ス)

而シテ右ノ金額ハ何責任何々信用組合ヲ通ジテ共同販賣セルモノヨリ引落シ組合之ヲ管理スルモノトス

【注意】

離出割合、離出方法等に特殊のものある場合は之を明記すること。

(二) 共同事業

1 畑八反歩ヲ何某ヨリ借入(購入)シ組合員ノ奉仕努力ヲ以テ共同經營シ之ニ依リ得タル收益ヲ以テ積立金ニ充ツルモノトス

2 毎月何日及何日ニ製繩、竹細工ヲ爲シ生産品ヲ共同販賣シ其ノ賣上代金ヨリ經費ヲ差引、殘額ヲ積立ツルモノトス

3 道路修理ニ出役シ得タル補助金(獎勵金)約何圓ヲ積立ツルモノトス

(六) 負債整理組合の設立に關し
市町村長の副申する事項

負債整理組合設立の申請があつた時は市町村長は農村負債整理事務取扱手續第一條に依り左の事項に就き副申することを要する。

- 一 地區内ノ産業及經濟ノ概況
- 二 當該農山漁村ノ經濟更生計畫實施狀況
- 三 農村負債整理資金特別融通ニ關スル意見
- 四 負債整理事業計畫要領書ノ適否ニ關スル意見
- 五 當該市町村ノ他ノ地區ニ於ケル負債整理組合設立ニ關スル意見
- 六 市町村負債整理委員會設置ノ要否並ニ委員ノ定數ニ關スル意見
- 七 地區内ニ於ケル職業別戸數及未加入者ノ設立後ノ年次別加入見込戸數
- 八 理事、監事ノ資産、負債、經歷及性行ノ概要
- 九 設立後専ラ事務ヲ擔當スル者ノ氏名、經歷

及性行

(七) 負債整理組合設立登記

一、設立登記申請

負債整理組合設立認可指令書が到達してから二週間内に組合の理事は登記所に於て組合の設立登記をしなければならぬ。その様式は左の通りである。

負債整理組合設立登記申請

(無限責任) (用紙半紙)

- 一名 稱 無限責任何々負債整理組合
- 一 事務所所在地 何郡何村
- 一 登記ノ目的 負債整理組合設立ノ登記
- 一 登記ノ事由 昭和 年 月 日設立ノ認可ヲ受ケ昭和 年 月 日設立認可書到達シタルニ因ル
- 一 登記事項
- (一) 名稱 無限責任何々負債整理組合
- (一) 組織 無限責任

(一)(一) 事務所所在地 何郡何町村

(一) 目的 組合員ノ經濟更生ヲ圖ル爲隣保共助ノ精神ニ則リ組合員ヲシテ其ノ負債整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス

(一)(一)(一) 地區 何郡何村

(一)(一)(一) 設立認可年月日 昭和 年 月 日

(一)(一)(一) 理事ノ氏名及住所 何郡何村何字何番地 何 某

(一) 監事ノ氏名及住所 何郡何村何字何番地 何 某

(一) 添附書類

組合規約 壹通

組合原簿 壹通

認可書謄本 壹通

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請人

無限責任何々負債整理組合

何郡何村何字何番地

理事 何 某

(以下理事全員住所氏名ヲ記載捺印ノコト)

(委任登記ノ場合捺印ヲ要セズ)

右代理人

何郡何村何字何番地

何 某

(委任登記ノ場合ニ用フ)

何區裁判所(何出張所)御中

〔注意〕

- 1 規約に存立時期又は解散事由を定めたる場合は「設立認可年月日」の次に「存立時期」昭和何年何月何日「解散事由何々」と記載すること。
- 2 保證責任組合に在りては「出資壹口ノ金額金何圓」「出資拂込ノ方法何々」(出資第一回の拂込金額は壹口に付金何圓とす。第二回以後の出資拂込金額は壹口毎に毎年何月末及何月末に各何圓宛拂込むものとす)と記載すること。

代理人に於て登記の申請を爲す場合に於ては申請人の委任状を必要とする。

何責任何々負債整理組合設立登記委任状

① 貳枚
入印紙

何郡何村何字何番地

何

某

右代理人ト相定メ左ノ權限行爲ヲ委任ス

- 一 何責任何々負債整理組合設立登記ヲ所轄登記所ニ申請ヲ爲スニ付一切ノ權限

昭和 年 月 日

何責任何々負債整理組合

何郡何村何字何番地

理事 何 某

(以下理事全員住所氏名ヲ記載捺印スルコト)

〔注意〕

- 一 理事は登記と同時に印鑑を所轄登記所に届けること。

其の印鑑は認印でも差支ないが組合長は組合長印を作り届けるのが便宜である。

印鑑届

15 冊

3 冊

何郡 何村 何字 何番地

何責任何々負債整理組合

理事 何 某

年 何 月 日 生 某

右様式中の番地には理事の番地を記入すること。

- 二 登記の申請人全部出頭して之を爲すこと。代理人の場合に代理人一人にても差支ないが、その時は委任状が要することは當然である。

- 三 登記に關する書面はインキを用ひず墨書すること。年月日又は番地等の數字は「壹、貳、參、拾」等の字を使用すること。

- 四 申請書又は添附書類が數枚に亘るときは申請人は毎葉綴目に契印すること。

- 五 登記申請書に添附する規約は謄本とし其の末尾に「右原本ト相違ナキコトヲ認證ス」として申請人は記名捺印すること。此の場合原本も同時に提出して登記官吏の査閱を受けたる上還附を受けること。

- 六 添附書類として差出すべき組合原簿は左の様式に依ること。

(無限責任ノ分)

二 設立登記完了届

設立登記を完了した時は遅滞なく左の書式に依り長官に設立登記完了届を出すことを要する。

(農村負債整理組合法施行細則第十二條第一項第二號)

負債整理組合設立完了届

- 一 設立ノ年月日 (認可ノ月日記載ノコト)
 - 一 登記ノ年月日
- 右届出候也

何郡何村

何責任何々負債整理組合

組合長 理事 何 某

北海道廳長官 殿

(八) 負債整理事業計畫書及其の作成の注意

- 一 負債整理事業計畫書は負債整理事業計畫要領書の負債整理年度割第一年度計畫の負債整理資金の融通を受けんとする時 (自己資金を以て負債の整理を爲さんとする組合に在つて其の資金

組合ノ 名 稱	所住及名氏ノ員合組	所住及名氏ノ員合組	組合ノ 名 稱
	更 變	更 變	
	丁		

無限責任何々負債整理組合原簿

組合長理事 何 某

の貸付を爲さんとする時)之を作成し長官の認可を受けるのである。

二 然し組合の設立認可申請書には負債整理事業計畫要領書を添附することとしたのは先づ組合設立の促進を圖らうとする趣旨に外ならないのであるから、負債整理事業計畫書を組合設立當初から作り得る場合は殊更に事業計畫要領書を作成する必要はなく、此の事業計畫書を以て事業計畫要領書の代りに設立認可申請書に添附することが出来る。但し此の場合と雖も事業計畫要領書の「四、區地内の戸数及組合員数」を記載したものを添附しなければ事業計畫要領書に代ふることの資格を獲得出来ないのである。尙又かうして組合の設立認可を受けた場合でも別に負債整理事業計畫は認可を受けなければならぬことを注意しなければならぬ。

三 負債整理事業計畫書は確實なる見込を以て之を作成し認可を受けたる後に於て大なる變更を要するが如きことのない様充分留意すること。但し「負債整理計畫」中「年度割計畫」に關し

第二年度以降の計畫に付確實なる見込立たざる時は大體の見込に依り、確實なる見込立ちたる時其の變更認可を受けること。

四 負債整理事業計畫變更認可は前號但書の場合の外左の場合に之を受けることを要す。

(一) 「特融資金調達計畫」を變更せんとする場合

(二) 「負債整理完成年度」を延長(特融資金の償還年限の延長を含む)せんとする場合

(三) 負債償還積立金の造成を目的とする組合員の離出を減額し又は共同事業を縮少せんとする場合

これ等の計畫變更が組合の状況の變化に基く場合は其の變更認可申請書に「組合の状況」を記載したる書類を添附すること。

負債整理事業計畫書(記載例)

負債整理計畫

組合員数	要整理	要整理負債額
三人	組合員数	件数
	二元	四件
		金額
		三元、三五〇

(一) 年度割計畫

年次	要整理負債額		条件緩和ニ依ル減免額		資金所要額		備考
	組合員数	件数	件数	金額	特融資金	其ノ他資金	
第一年度	三人	四件	二元	三元、三五〇	二元、九〇〇	二元、五〇〇	無利子トナル見込ノモノ何件其ノ金額何圓、其他金利低下ノ見込ノモノ何件其ノ金額何圓、償還期限延長ノ見込ノモノ何件
第二年度							
計							

〔注意〕

(イ) 所要資金の特融資金には融資銀行よりする特融資金を含めざること
(ロ) 備考欄には金額以外の条件緩和の見込を記入すること

(三) 特融資金調達計畫

資金別	借入先別			計
	市町村	産業組合中央金庫		
負債償還資金	10,200円			10,200円
土地購入資金				

〔備考〕 加入(豫定)信用組合 何責任何々組合

(四) 資金貸付計畫

資金別	擔保別			備考
	無擔保	有擔保		
特融資金	六、四〇〇円	四、五〇〇円		
其ノ他資金	二、五〇〇			
計	八、九〇〇	四、五〇〇		

加入(豫定)年月日 何年何月何日
〔注意〕 信用組合に加入豫定の組合に在りては其の旨及加入の時期並に其の信用組合名を欄外に附記すること、尙加入年月日は第一回出資拂込の日とす

〔注意〕

(イ) 物上擔保貸付に非ざる貸付は無擔保貸付に記入すること

(ロ) 備考欄には無擔保貸付中保證を徴せざる貸付を爲す場合其の金額を記入すること

二 經濟更生計畫及負債償還計畫樹立方針

(一) 收入ノ増加計畫樹立方針

主ナル事項	現 狀	目 標	計畫實行方法
酸性土壌矯正	要矯正反別何町歩	石灰施用ニ依リ何町歩ヲ矯ス	何年度ヨリ三箇年ニ實施ス
反當收量	燕麥(馬鈴薯)何俵	反當收量	所費ノ負擔區分
病虫害防除	稻熱病、泥負、被書病、反當收量	防除反別何町歩	何年度ニ實施ス
積當量	何町歩	何町歩	所費ノ負擔區分
水稲	何町歩	何町歩	所費ノ負擔區分
甜菜	何町歩	何町歩	所費ノ負擔區分
乳牛飼育	現在頭數何頭	増收見込何頭	何年度ヨリ三箇年ニ實施ス
牛乳代	何町	何町	所費ノ負擔區分
自家用醬油醸造	自家用醬油醸造	自家用醬油醸造	何年度ヨリ三箇年ニ實施ス
同醸造	何町	何町	所費ノ負擔區分

何々	何町	何町	何町
何々	何町	何町	何町

〔注意〕「主なる計畫事項」には稻作改良と言ふが如く組合員に實行せしむべき主なる事項を「現狀」には排水不良何町、反當收量何石と言ふが如く收入不足の原因及現在に於ける收入見込額を「目標」には排水設備何町、之に因る反當收量何石増收見込額何町と言ふが如く計畫の目標及増收見込額を「計畫實行方法」には何年度より何年間に實施、其の經費何町自辨又は借入、關係組合員何人と言ふが如く計畫實行方法及關係組合員數を記入し組合員に計畫を樹立せしむるに當り組合の採るべき方針を記入すること

(二) 支出ノ合理化計畫樹立方針

主ナル事項	現 狀	目 標	計畫實行方法
堆肥増産	反當施用量何貫	反當施用量何貫	何年度ニ實施ス
購入肥料	何町	何町	所費ノ負擔區分
製繩、竹細工	何町	何町	所費ノ負擔區分
製繩機購入費	何町	何町	所費ノ負擔區分
竹細工	何町	何町	所費ノ負擔區分

(一) 積立金造成ノ目標金額

(二) 造成方法及金額

(イ) 組合員ノ嚮出方法及金額

(ロ) 共同事業

種類	規模	所要經費	計畫實行方法
共同收地ノ經營	何町何反歩	土地購入費何町、農舍建設費何町、農具購入費何町	土地購入費農舍建設費ハ組合員嚮出(土地ハ何某ヨリ借入)組合員勞力奉仕
製繩、竹細工	何町	製繩機、再製機購入費何町	經費は組合員嚮出、毎月何日ヲ共同作業日トシ組合員一ルモトス

〔注意〕

(イ) 所要經費には設備に要する經費を記入すること

(ロ) 計畫實行方法には所要經費調達方法其の他計畫實行方法の概要を記入すること

組合の設立が認可され、事業を開始することとなれば組合の本格的な經營が始まるのであるが、

三 負債整理組合の經營

三 負債償還積立金ノ造成計畫

(四) 負債整理完成年度
整理完成年度 何年度(何年度ヨリ三箇年)
整理資金償還年限 何年何月

〔注意〕 財産の種類、數量、處分價格、關係組合員數及處分時期等に付其の概要を記入すること

種類	數量	處分價格	關係組合員數	處分時期	備考
土地(畑)	何町何反歩	何千圓	何名	何年何月	
林	木何	石何圓	何名	何年何月	

(三) 不要財産ノ處分

〔注意〕 收入増加計畫樹立方針に準じ記入すること

自家用醬油醸造	購入何石	何町	何町	何町
自家用醬油醸造	何町	何町	何町	何町
同醸造	何町	何町	何町	何町

此處に經營に關しての事務上參考になることを概略記載することとする。

何れの組合にありても均しく組合員の融和協調と役員の眞面目な努力とに基いて順調なる發達を遂ぐるものであつて、負債整理組合も此根幹が大なる程事業は有終の成果を擧ぐるのであるから常にこの點に充分留意して組合員の訓練、計畫の實行督勵に努めなければならぬ。

(一) 負債整理の申出と誓約

負債整理を爲さんとする時は、組合員は組合にその旨申出をしなければならぬ。此の際組合員はその資産や借金の状況や、家計の状況等一切を包みかくすことなく申告しなければならぬ。この材料がなくては、組合は決して組合員の經濟更生計畫や負債償還計畫を樹てることは出来ないのである。又此の際包みかくさず全部について申告しておかないと、後に組合員自らも困却する問題が起り、随つて負債整理組合も困難に當面することになるから充分注意してありの儘を申告する必要がある、場合によつては充分に自分の意見を述べ確信のある處を組合に知らせる必要がある。而して

- (一) 資産並ニ業務ノ經營及家計ノ狀況調
- (二) 誓約書
- (三) 負債償還及經濟更生計畫腹案
- (四) 條件緩和協定腹案
- (五) 誓約書例一

誓約書

私儀今般負債整理ヲ申出候ニ就テハ組合ノ趣旨ヲ體シ規約ヲ遵守シ組合ニ於テ樹立セラルル經濟更生計畫及負債償還計畫ノ實行ニ關シテハ家族一同ト共ニ誠實勤勉ニ努力致シ以テ負債整理ノ實ヲ完全ニ擧ゲン事ヲ誓約仕候也

昭和 年 月 日

住所

組合員 某[㊦]

責任 負債整理組合長

理事 殿

〔誓約書例二〕

誓約書

私儀今般組合ノ御指導ヲ受ケ負債整理致候上

ハ組合ノ諸規定ヲ嚴守スルハ勿論左記事項ニ付テハ家族一同承知ノ上誓テ違背致ス間敷ヲ以テ此段誓約候也

昭和 年 月 日

住所 本人 何 某[㊦]

住所 家族 何 某[㊦]

何責任負債整理組合長何某殿

記

一 家族ハ敬愛ヲ旨トシ益々家庭ノ圓滿ニ努ムルコト

二 一家協力業務ニ勉勵シ今回樹立シタル經濟更生計畫及負債償還計畫ハ確實ニ實行スルコト

三 負債ノ償還ニハ仕拂期日ヲ違ヘザルコト

四 收穫物其ノ他ノ收入ヨリ組合指定ノ貯金ヲ實行シ負債償還貯金ト爲スコト

五 組合ノ承認ヲ得ザレバ特融資金以外ノ借

此れ等の申告を爲したる者は誠心誠意負債の償還及經濟の樹て直しに努むると云ふことを誓約せねばならない。此處に注意を要することは、此の誓約に當つて單に戸主或は世帯主のみの誓約では一家の負債の整理と云ふ様な事は容易に出来るものではないから、苟も働き得るものは家族全員署名の上神前に誓ふと云ふが如きことも良いと思ふ。今其の事例を次ぎに示すこととするが、此れに準じて考案すればよい。

負債整理申出書 (例)

我家ノ經濟更生ヲ圖ル爲負債整理ヲ致度候條此段及申出候也

年 月 日

住所 組合員 何 某[㊦]

何責任何負債整理組合長

理事 何 某殿

これに添附すべき書類は左の通りである。(一) 負債調書

- 入金ハ絶対ニ爲サザルコト
- 六 組合ノ承認ヲ得ザレバ何人ノ依頼ト雖モ債務ノ保證ヲ爲サザルコト
- 七 收支ハ必ず記載シ組合ニ提出シ閱覽ニ應ズルコト
- 八 生産物其ノ他主ナル物ノ販賣又ハ主ナル物資ノ購入ニハ必ず組合ノ指導ヲ受クルコト
- 九 事業及家計上ニ關スル重要事項ハ凡テ組合ト協議スルコト
- 十 毎月ノ例會ニハ定刻ニ遅レズ必ず出席スルコト
- 十一 其ノ他組合ヨリ指定セラレタル事項ハ總テ遵守スルコト

負債整理組合の事業は相當長期に亘るのであるから、組合員は引き締つて行かなければその達成は頗る困難である。組合設立の日を記念日として組合員が神前に打揃つて目的遂行の爲協力邁進すべきことを誓ひ或は之が祈願等を行ひ緊張、反省

の機會を得ることも必要であらう。

祈願文例

村社何神社ノ大前ニ何郡何村何責任何負債整理組合長理事何某謹ミテ白ス
 政府曩ニ農村疲弊ノ現狀ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ圖リ民心ノ安定ヲ策スルハ緊急ノ要務ナリトシ各種ノ施設ヲ行フニ至レリ惟フニ農村更生ノ事タルヤ國防ノ充實ト共ニ刻下國家ノ重大ナル國策ナリ而シテ吾等農民ノ自ラ解決セサルヘカラサル重大事タリ依リテ何々部落民相謀リ之カ實行組織タル何責任何負債整理組合ヲ作り昭和 年 月 日北海道廳長官ノ認可ヲ得同 月 日登記ヲ了セリ其ノ目的トスル所隣保共助ノ精神ニ則リ組合員ノ精神經濟兩者ノ更生ヲ圖ルニアリテ其ノ行フモノハ神前ニ供セシ計畫要領書ノ如ク國民精神ノ作興各種經濟更生計畫ノ實行組合員ノ負債ノ整理ニシテ期スル所ハ何部落永遠ノ繁榮ナリ是ノ事タルヤ元ヨリ難事申ノ難事

(二) 債權者に對する通知

組合が組合員から負債整理の申出を受けた時には、遲滞なく其の趣を一切の債權者に通知することを要する。此の通知はなるべく書面に依つてする方が良いと思ふ。此の書類は組合が出来て最初に呼びかける云はば第一聲であるから、注意に注意をして將來の活動に差し障りの無いやうにしなければならぬ。その例を示せば次の通りである。

債權者に對する通知書(例)

拜啓今回農村負債整理組合法ニ基キ本組合ヲ設立シ北海道廳長官ノ認可ヲ受ケ候ニ付テハ組合員何某事曩ニ貴殿ヨリ金何百圓借用致候債務ニ付本組合ニ於テ之カ決済ニ付指導斡旋シ今後成ルヘク貴殿ニモ御迷惑無之様双方ノ利益ノ爲御相談可申上候ニ付御承知被下度尙右債權ニ付貴殿ノ御希望モ御座候ハハ此ノ際何分ノ御申出ヲ得度右御通知旁々得貴意候也

昭和 年 月 日

(組合原簿、計畫要領書、宣誓文、組合同規約細則ヲ神前ニ供ス)

宣誓例

何郡何村何責任何負債整理組合理事何某謹ミテ村社何神社ノ大前ニ白ス
 神明ノ加護ニ依リ吾等役員ハ本部落民精神ノ更生經濟更生負債ノ整理ニ關スル研究ヲ積ミ之カ計畫樹立ニ遺漏ナキヲ期シ又其ノ實行ニ當リテハ身ヲ以テ範ヲ垂レ以テ組合員ノ指導誘掖ニ當リ奮勵努力何部落ノ發展ヲ圖ランコトヲ役員一同ト共ニ謹ミテ誓ヒ奉ル

紀元 年 月 日

ニシテ且之カ達成ニハ年月ヲ要スル大ナルモノアルモ神明ノ加護ニヨリ誓ツテ其ノ目的ヲ果サントス
 願ハクハ守護ヲ垂レ賜ハンコトヲ恐ミ謹ミテ祈願シ奉ル
 皇紀 年 年
 昭和 年 月 日

何々郡何々村
 無限責任何負債整理組合
 組合長 何 某^印
 債権者 何 某殿

〔注意〕 通知状は私法上の債権者へのみ通知すれば良い。

(三) 組合員の經濟更生計畫樹立

組合員の經濟更生計畫はその組合員に最も適合した計畫を樹立する必要がある。組合の役員は組合員から充分に材料を集めることは勿論であるが、各種團體の技術員等の意見も参考にし、負債の整理を急ぐの餘り無理な更生計畫つまり剩餘金を多く作る計畫を樹立する様な事があつては蹉跌を來す基となるから、収入の見積りも過去の生産、價額等を考慮し同時に支出の方面に於ても町村或は部落に於て取り決めた備荒貯蓄等も當然の支出として計上し、相當弾力のある實行性に富む計畫を樹てなければならぬ。

經濟更生計畫の様式は次の負債償還計畫及負債資産調の様式と共に別記の通り示したから参考にされたい。

(四) 組合員の負債償還計畫

負債の償還計畫は經濟更生計畫の收支の剩餘金と不用財産の賣却等によつて償還資源を得、此れを基礎にして大體十五ヶ年以内位に既存の私法上及公法上一切の債務の重壓から離脱する様にする必要がある。種々の批評や議論は當然あると思はれるが餘り速かに負債の償還を計畫することは無理を來す恐れがあるから、充分に考究の上限等を決定すべきである。

而も此の負債の償還計畫を樹立するに當りては債務者債権者双方に關係するものであるから、從つて何回となく計畫に變更を加へなければならぬものであることを最初に考へ無理の無い確定案を作られたいのである。

組合員の經濟更生計畫並に負債償還計畫書様式

この計畫書に前掲の誓約書及負債整理申出書が加はつて負債整理組合員の「計畫書」となるものである。本書を作成するに當つては猶次の諸點に注意を要する。

(一) 現状に關する事項は組合員自身に於て誠實に記載すべきであるが、事情に依りては組合員の口頭申出に基き組合に於て記入するも差支ない。

(二) 計畫事項に關しては組合は組合員の意見希望を徴すると共に特に「農村負債整理事務取扱方」中左の條項に留意を要する。

- 第五條 經濟更生計畫ハ進取且堅實ヲ旨トシ左ノ各號ニ依リ之ヲ樹立セシムベシ
- 一 業務ノ改良發達ヲ企圖シ殊ニ副業、兼業等ニ意ヲ用ヒ土地、水面、勞力等ノ利用ノ集約ト經營上ノ危險ノ分散トヲ圖リ以テ將來ニ於ケル收入ノ恒久的増加ト其ノ安定トヲ期スルコト
 - 二 生活ノ改善、豫算生活、收支ノ記帳、備荒貯蓄、保險ノ共濟施設ノ利用等ニ依リ支

出ノ合理的調整、家計ノ整理、生活ノ安定等ヲ期スルコト

三 將來ニ於ケル負債ノ累積ヲ防止スル爲メ負債整理後ニ於ケル資金ノ借入ヲ制限スル等之ヲ合理的ナラシムルコト

四 産業組合、漁業組合、農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他農山漁村ノ共同施設ノ利用ニ努ムルコト

五 當該農山漁村ノ經濟更生計畫ト密接ナル聯絡ヲ保ツコト

第六條 負債償還計畫ハ左ノ各號ニ據リ之ヲ樹立セシムベシ

- 一 經濟更生計畫ニ照應スルコト
- 二 經濟更生上不要ナル財産ハ適當ナ時機及方法ヲ選ビテ之ヲ處分シ負債ノ償還資金ニ充テシムルコト
- 三 原則トシテ二十年以内ノ期間ニ財産處分ニ因ル收入及年年ノ收支ノ剩餘金ヲ以テ一切ノ既存ノ負債(既存ノ負債ノ償還ノ爲ニ負ヒタルモノヲ含ム)ヨリ免脱セシムルコト

モノヲ買入ルルモノトシテ時價ヲ見積ルカ或ハ貸貨價格ニ對スル一定ノ歩合ヲ以テ評價スルコト

三 大動物ハ時價ニ依リ評價スルコト

四 大植物ハ林木立木等ニシテ市價アルモノハ時價ニ依リ評價スルコト

桑樹、果樹等ニシテ市價ナキ場合ハ左ノ方法ニ依リ評價スルコト

(一) 育生原價評價法 育生期間ニアリテ未ダ收支償ハザルモノノ評價

植付ヨリ收支償フニ至ル迄ノ年々ノ費用合計(苗木代、肥料代、勞銀、小作料)ヨリ同期間中ニ於ケル收入合計ヲ差引シタル金額

(二) 使用價評價法 用役期間即チ收支償フニ至リタルモノノ評價

收支償フニ至リタル年ヨリ其ノ後ノ用役年數ヲ定メ此ノ年數ニテ(一)ノ育生原價ヲ除シテ減價償却額ヲ算出シ、銷却額ニ現在マデノ用役年數ヲ乘ジタル金額ヲ育成原價ヨリ差引タル金額

五 大機具ハ新調價(購入代金ニ運賃諸費用ヲ加ヘタルモノ)拾圓以上ノモノトシ建物ト同一方法ニ依リ評價スルコト

大機具現在價=新調價-減價(原價×經過年數)

家産品評價法

六 準現物ノ小動物ハ雞、兔、魚貝等、小植物ハ米、麥、雜穀、野菜、花卉、苗木等ノ立毛、小機具類ハ大機具類ニ屬セザル一切ノモノヲ含ミ左ノ評價ニ依ル

1 小動物ハ時價ニ依リ評價スルコト

2 小植物ハ現在マデノ費用(種苗代、肥料代、勞銀)ヲ見積評價スルコト

3 小機具類ハ全體ノ新調價ヲ見積其ノ半額ヲ時價トスルコト

4 書畫骨董品ハ時價ヲ見積リ十圓以上ノモノハ大家具ニ記入シ十圓未満ノモノハ小家具什器ニ記入スルコト

七 未販賣現物ハ米、麥、豆、薪炭、加工品等ノ販賣スベキ手持品ニ付時價ヲ見積記入スルコト。摘要ニハ品名數量金額ヲ記入スルコト

八 現金及準備金ノ摘要ニハ預金ハ預入先別(銀行、郵便局、信用組合)金額、貸付金ハ貸付先別金額、有價證券ハ種類別(株券、公債、組合出資等)金額、掛込金ハ無盡賴母子講ノ名稱別ニ現在迄ノ掛込金、保險掛込金ハ簡易保險生命保險別ニ現在マデノ掛込

金ヲ記入スルコト

九 其ノ他ノ小作權ハ現在小作中ノ田畑ニ其ノ慣習アルモノニ付時價ニテ見積記入スルコト

摘要ニハ田畑別反別及金額ヲ記入スルコト

家族

世帯主トノ續柄	氏名	年齢	労働能率	主タル業務	備考
世帯主					
計					

〔注意〕

- 一 家族ハ同居家族、常雇ノ外出稼、遊學中ノモノ等一家ノ經濟ニ關係アルモノ一切ヲ記入スルコト
- 二 労働能率ハ成年男子ヲ一〇トシ成年女子ヲ七トシ此ノ割合ニテ記入スルコト
- 三 備考ニハ兼業、公職、出稼、遊學等ノ事情ヲ記入スルコト

經營面積

地目	自作	小作	計	貸付	備考
田	反	反		反	
畑					普通畑反歩
山林					桑園反歩 落葉林反歩 雜木林反歩
宅地					
計					

〔注意〕 備考ニハ用途別ニ面積ヲ記入スルコト

經濟更生計畫

收入ノ部

別種	費目		現狀		目標		備考
	現狀	規模	現狀	目標	現狀	目標	
米	現狀	現狀	現狀	目標	現狀	目標	
產	現狀	現狀	現狀	目標	現狀	目標	
生	現狀	現狀	現狀	目標	現狀	目標	
種	現狀	現狀	現狀	目標	現狀	目標	

(五) 條件の緩和の協定證書

負債整理組合が中に入つて、債権、債務兩者間の協定が出来たならば、次の様式の協定證書を作つて置く必要がある。之には収入印紙三錢を貼付するのである。

参銭收 入印紙 協定證書

債権者 ヲ甲トシ債務者 ヲ乙トシ
テ兩者ノ間ニ構成シアル債権、債務ノ決済ヲ
遂グル爲メニ其ノ償還ノ方法及金額ヲ改訂シ
確實ニ履行スル事項ニ關シ無限責任何々負債
整理組合ノ斡旋ニ基キ左ノ通り協定ス
一 現在乙ハ甲ヨリ左ニ表示ノ通り負債ヲ有
セリ

借入	返済	借入	利息	元利	現在	現在
年月日	年月日	元金	率	合計	迄ノ内入	迄ノ内入
年月日	年月日	額	金額	金額	金額	金額

備考

二 償還ノ方法

昭和 年 月 日ノ豫定ヲ以テ乙ハ甲ニ對シ無限責任何々負債整理組合ヨリ特別融通資金ノ融通ヲ受ケ之ヲ内入金トシテ返済シ其ノ殘額ニ對スル將來ノ償還方法及條件ヲ左ニ表示ノ通り履行シ甲ノ債務ヲ完済スルモノトス

現在ノ元・利・内入金合計	協定ニヨリ改訂元金額	同上ノ利率	毎年度ノ償還金額	返済期間	毎年度ノ返済日	摘要

三 入金延期ノ場合

政府又ハ町村及負債整理組合其ノ他ノ都合ニ依リテ特別融通資金ノ減額又ハ貸出期日ノ延期等ノ爲ニ豫定ノ通り乙ノ義務履行ガ困難ノ場合ニ於テハ乙ハ經濟更生計畫及負

〔注意〕

- 1 斡旋したる理事は立會人となること。
- 2 本書は三通を作成し、債務者、債権者及組合に於て各一通を保管す。
- 3 債権者に於て保管する分は元本とし、原借用證書の附帶證書として三錢印紙を貼付す。但し原借用證書を更新する時は其の必要なし。

(六) 負債整理委員會に申立つる場合の書式其他

組合に於て斡旋するも協定の成立しない時は、その町村の負債整理委員會に申立てることとなつて居る。それ等の關係書類は別に記載せる昭和九年一月二十四日成産第八二八號「市町村負債整理委員會ノ負債整理斡旋ニ關スル書類ノ様式ニ關スル件」(本書二六〇頁)を参照せられたい。

(七) 金錢債務臨時調停申立書例

町村の負債整理委員會に斡旋を申立てても、尙條件の緩和の出来ない時は、債権、債務兩當事者の何れからか金錢債務臨時調停の申立が出来る

負債還計畫ヲ更改シ他ニ適當ナル方策ヲ樹立シテ改メテ甲乙双方親シク協調ヲ爲スモノトス

四 證書ノ書換ノ方法及時期

乙ハ第二項ノ義務ヲ完全ニ履行シタル時ハ協定ニヨリ改訂シタル證書ト現在ノ借用證書ヲ引替ニ受授スルモノトス

五 本書騰寫ノ承諾

政府及町村又ハ負債整理組合ニ於テ本書ノ必要ヲ命ゼラレタル場合ハ之ヲ騰寫スル事ヲ承諾シタリ

前記之通り各項ヲ確實ニ履行スル事ヲ締結シ爲後日協定仕候也

昭和 年 月 日

何郡何村何字何

債権者 甲 何

何郡何村何字何

債務者 乙 何

無限責任何負債整理組合

立會人 組合長 何

理事 何

其の様式は次の通りである。

〔収入印紙〕 調停申立書(例)

住所 何郡何村大字何々字何々番地
申立人 何 某
住所 何郡何村大字何々字何々番地
相手方 何 某

申立ノ事情

申立人ハ農ヲ業トスルモノナル處昭和 年 月 日土地買入ノ際相手方ヨリ金何圓也ヲ借受ケ利子何割ト定メ 年 月 日辨濟ノ約定ヲ爲シ其ノ後元金ノ内金何圓也ヲ支拂ヒ現在何圓也ノ債務ヲ負擔スルモノニ有之候然ルニ其ノ後打續ク不況ノ爲生活困難ヲ來シ且他ニモ何圓也ノ負債ヲ生シ到底契約通り履行スルコト困難ナル現狀ニ有之候 其ノ他何々

申立ノ趣旨

右ノ次第ナルニ依リ殘金ヲ何圓也ニ切棄テ利息ノ支拂ハ全部免除又ハ年何分ノ割トシ之ヲ

得テ本年ヨリ向フ何年間毎年十二月二十五日限り金何圓宛年賦ニテ支拂フコトニ調停相成度申立候也
其ノ他何々
昭和 年 月 日
右申立人 何 某

何區裁判所御中

〔注意〕

一 相手方ノ肩書には管轄裁判所の標準となりたる場所を記載す。故に例へば相手方ノ住所を管轄する裁判所に調停の申立を爲したる時は住所、又相手方ノ居所を管轄する裁判所に調停の申立を爲したるときは居所を記載す。

二 申立書には申立手数料に相當する印紙を貼付するものにして、其ノ手数料は

調停を求むる債務の金額	五十圓迄	二十錢
同	百圓迄	三十錢
同	二百五十圓迄	五十錢
同	五百圓迄	一圓
同	千圓迄	二圓

同 千圓以上は千圓に達する毎に一圓を加ふ。

(註、昭和七、九、二一勅令第二五一號ニ依ル)

(八) 申請報告及届出書式

負債整理組合經營上必要な申請報告及届出書式は左の通りである。

負債整理組合同規約變更認可申請書

本組合同規約變更ノ儀昭和 年 月 日總會ニ於テ別紙ノ通決議致候條御認可相成度別紙理由書及總會決議錄謄本相添此段及申請候也
昭和 年 月 日

何郡何村(町)何番地
何責任何負債整理組合
組合長 理事 何 某
北海道廳長官 殿

(別紙) 註 右申請書に添付するを要す。

何責任何負債整理組合同規約抄本
現行規約條文 變更セントスル規約條文
第 條 第 條

負債整理事業計畫變更認可申請書

年 月 日御認可相成候本組合同負債整理事業計畫今般別紙ノ通變更致候條御認可相成度別紙關係書類相添此段及申請候也
年 月 日

何郡何村(町)
何責任何負債整理組合
組合長 理事 何 某
北海道廳長官 添附書類 殿

- 一 理由書
- 二 總會ノ決議錄ノ謄本
- 三 財産目錄
- 四 貸借對照表又ハ收支決算書
- 五 事業報告書

負債整理事業經營認可申請書

(本法第八條ノ規定ニ依ル認可申請)

農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ同法第十一條ノ負債整理事業ノ經營致度候條御認可相成度別紙關係書類相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

何那何村(町)

何責任何組合

組合長 理事 何

某㊦

北海道廳長官

殿

添附書類

- 一 理由書
- 二 總會決議錄謄本
- 三 負債整理事業計畫要領書
- 四 定款又ハ規約
- 五 財産目錄
- 六 貸借對照表又ハ收支決算書
- 七 事業報告書

農村負債整理組合法第二條但書ニ

依ル認可申請書

農村負債整理組合法第二條但書ニ依リ同法施行後ニ生ジタル債務ヲ整理致度候條御認可相成度別紙關係書類相添此段及申請候也

年 月 日

何那何村(町)何番地

何責任何負債整理組合

組合長 理事 何

某㊦

北海道廳長官

殿

添附書類

- 一 組合員ノ氏名、住所、職業ノ外資産、負債、業務ノ經營及家計ノ狀況並ニ負債償還計畫及經濟更生計畫
- 二 認可ヲ受クベキ債務ノ債權者ノ氏名、住所、職業ノ外其ノ債務ノ發生年月日、金額利率、償還期限、償還方法、辨濟狀況、債務發生ノ事情其ノ他債務ノ性質ヲ知ルニ必要ナル事項

- 三 認可ヲ受クベキ債務ノ整理ヲ必要トスル事由
- 四 總會ノ決議錄ノ謄本

負債整理組合解散認可申請書

本組合解散ノ儀 年 月 日總會ニ於テ決議致候條御認可相成度別紙關係書類相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

何那何村(町)

何責任何負債整理組合

組合長 理事 何

某㊦

北海道廳長官

殿

添附書類

- 一 理由書
- 二 總會決議錄謄本
- 三 財産目錄
- 四 貸借對照表

負債整理組合負債償還積立金處分認可申請書

本組合負債償還積立金 圓中金 圓ヲ處分致度候條御認可相成度別紙關係書類相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

何那何村(町)

何責任何負債整理組合

組合長 理事 何

某㊦

北海道廳長官

殿

添附書類

- 一 理由書
- 二 財産目錄
- 三 貸借對照表
- 四 處分スベキ有價證券ノ種類、券面金額、時價額及枚數又ハ貯金額、預ケ入先ヲ記載シタル書面
- 五 處分ニ依リ償還スベキ負債金額及債權者氏名ヲ記載シタル書面

負債整理事業一部休止(廢止)認可申請書

本組合負債整理事業一部休止(廢止)致度候條御認可相成度別紙關係書類相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

何郡何村(町)
何責任何負債整理組合
(何責任何組合)
組合長 理事 何 某[㊟]
北海道廳長官 殿

- 一 理由書
- 二 總會又ハ總代會決議錄謄本
- 三 財産目錄
- 四 貸借對照表又ハ收支決算書
- 五 事業報告書

負債整理組合何々變更登記申請書
一名 稱 何責任何負債整理組合

事務所所在地 何郡何町村

一 登記ノ目的 何々變更ノ登記

一 登記ノ事由 何々シタルニ因ル

一 登記ノ事項 何々

一 添附書類

何々 壹通
何々 壹通

右登記相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請人

何郡何町
何市何村

何責任何負債整理組合
組合長 理事 何 某[㊟]

區裁判所(何出張所)御中

負債整理組合理事(監事)變更登記申請書(例)

一名 稱 何責任何負債整理組合

事務所所在地 何郡何町村

申請人

何郡何町村

何責任何負債整理組合

何郡何町村大字何々番地

組合長 理事 何 某[㊟]

何區裁判所(何出張所)御中

〔備考〕

一 理事(監事)全部新任の場合に登記の事項中に、

新任シタル理事(監事)ノ氏名、住所

何郡何町村大字何々番地 何 某

満期退任シタル理事(監事)ノ氏名 何 某

と記載す。

二 理事(監事)全部再選重任の場合に登記の事項にそ

の氏名のみを記載すれば足る。

三 理事(監事)中解任せる場合は登記の事項中に、

解任シタル理事(監事)ノ氏名 何 某

新任シタル理事(監事)ノ氏名、住所 何郡何町村大字何々番地 何 某

と記載す。

一 登記ノ目的 理事(監事)變更ノ登記
一 登記ノ事由 理事(監事)全員(又ハ何某)昭和 年 月 日任期滿了ニ付昭和 年 月 日通常總會(臨時總會)ニ於テ選任(再選)シ昭和 年 月 日就任(重任)シタルニ因ル

一 登記ノ事項 理事(監事)ニ左ノ者選任(重任)ス

重任シタル理事(監事) 何 某

新任理事(監事)

何郡何町村大字何々番地 何 某

同 同

何郡何町村大字何々番地 何 某

同 同

何郡何町村大字何々番地 何 某

一 添附書類

總會決議錄抄本 壹通

就任承諾書謄本 壹通

右登記相成度此段申請候也

昭和 年 月 日

就任承諾書

私儀今般何責任何負債整理組合理事(監事)ニ
選任セラレ候ニ就テハ就任承諾候也

昭和 年 月 日

住所

何

某[㊟]

何責任何負債整理組合御中

(九) 負債整理事業計畫の認可申請

負債整理組合の負債整理事業計畫については既に述べた所であるが、組合は諸調査が終つたならば速かに負債整理事業計畫の認可を受け、その向ふべき目標を明かにしなければならぬ。

1 認可申請

負債整理事業計畫認可申請書

年 月 日設立認可相成候本組合ノ負債整理事業計畫今般別紙ノ通作成致度候條御認可相成度別紙關係書類相添へ此段及申請候也
年 月 日

何郡何村(町)

何責任何々負債整理組合

組合長 理事 何 某[㊟]

北海道廳長官 殿

添附書類

一 理由書

一 總會又ハ總代会ノ決議録ノ謄本

〔備考〕 負債整理事業を行ふ代行信用組合の本申請書も、之に準じて作成すること。

負債整理事業計畫書は組合事業經營の羅針盤であり、設立以來組合の事業の進捗の有様を知るに足るものであり、指導監督の立場から云つても、この認可申請が速かに出て來ることが望ましいのである。

この認可申請は所要資金の融通機關を何れにとらうとも、各組合が是非やらなければならぬことであるが(負債整理制度の改正前、舊樣式に依る負債整理事業計畫書を以て組合の設立を認可されたものであつても總て改正樣式に依つて作成し、之が認可を受けることが必要なのであ

る)、殊に負債整理資金の融通を市町村から仰がふとする組合に於ては、この認可手續を済まさないければ資金融通の手續がそれだけ遅れるのである。何故かと云へば、負債整理資金借入の爲め市町村の爲す手續である所の起債許可稟請や資金供給稟請を爲すには、認可を受けたる組合の負債整理事業計畫書を添附しなければならぬからである。

2 本申請に對する市町村の手續

負債整理事業計畫認可申請書の提出があつた場

四 負債整理資金特別融通及損失補償契約

(一) 一般的注意事項

1 負債整理資金融通の條件、取扱手續其の他に
ついては關係の通牒及(二)以下の各項を充分参照してほしいが、此處にその主要事項を摘記する
と、

(イ) 融通の形式

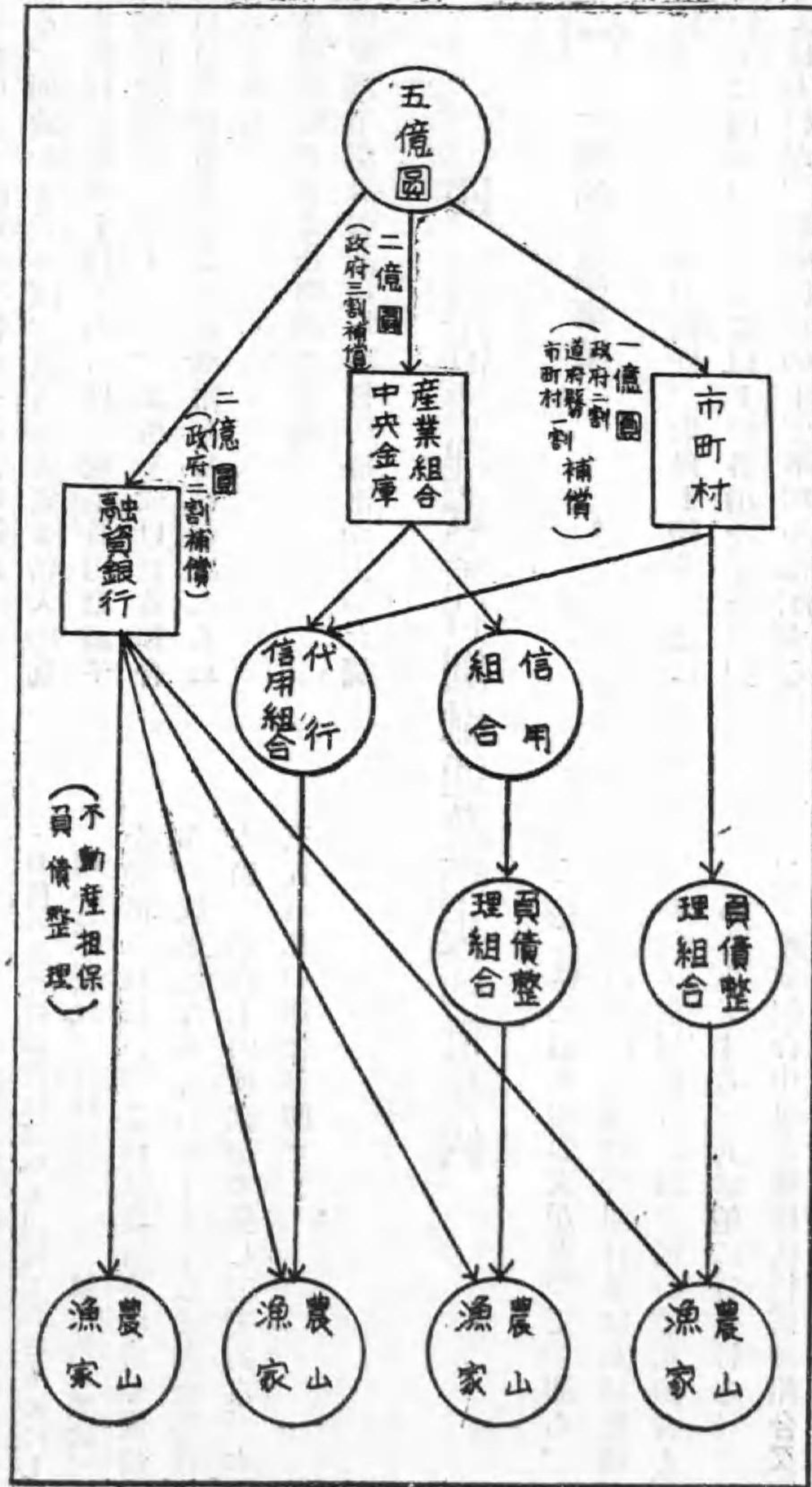
合は、之に對する意見を添へて長官に進達するのである。(負債整理資金の借入が市町村經由である場合は此の際に成要整理組合員の負債調査(負債の條件緩和の状況をも記載したるものにして、昭二三、七、三〇實經第三八〇〇號に依る樣式)を提出されたい。これは負債整理資金供給決定を可成迅速ならしめやうとする爲預金部資金局支局の調査上の便宜を考慮してである。本書二三五頁其の通牒参照)

これには三通りの形式があつて、即ち、

一 市町村は負債整理組合又は負債整理事業を行ふ信用組合(以下代行信用組合と稱することとする)其の他に貸付ける。

二 産業組合中央金庫は代行信用組合又は信用組合を経由し負債整理組合に貸付ける。
以上兩者の對象となる負債(要整理負債)は

農村負債整理資金融通経路圖



損失補償總額
 政 府 一億二千萬圓
 道府縣及市町村 一千萬圓

合計一億三千萬圓

私法上の金銭債務で、昭和八年八月一日以前に発生したもの（それ以後のものであつて組合設立前迄に発生した負債は長官の認可を受けて之に包含し得る）である。

三 融資銀行（勸銀、農銀、拓銀）は負債の整理を爲す個人に貸付ける。この場合の對象となる負債は私法上の金銭債務で、昭和十二年十二月一日以前に発生した不動産擔保付の負債に限るのである。

(ロ) 融通利率
 市町村へ年三分八厘↓利鞘を徴することが出来る。

産業組合中央金庫へ年三分四厘↓貸付利率年三分八厘以内
 融資銀行へ年三分五厘↓貸付利率年四分一厘以内

而して經由機關たる信用組合、負債整理組合及代行信用組合其の他の貸付利率は年四分一厘以内である。

(ハ) 償還期限

二十箇年以内（五箇年以内の据置期間を含む）

(ニ) 預金部に對する元利支拂期日

毎年二月一日及八月一日

従つて負債整理組合等よりの償還期日は、これより以前に定めて置く必要がある。

(ホ) 負債整理組合に對する資金の融通額は從來は要整理負債額の三分の一以内であつたが負債整理制度の改正と共にこの制限は一應解消された形だが、猶昭和十三年四月十九日寅經第二一三八號通牒（本書二七頁）の趣旨を充分了解して遺憾のない様になければならぬ。

2 負債整理資金の融通に關して、市町村は毎年二回本資金の所要見込額を報告しなければならぬ。その様式は次の通りである。

農村負債整理特別融通資金所要見込額報告書

(自何月何日
至何月何日)

(一) 市町村經由分

市町村名	〔同期間中ニ設立スル組合ノ本資金見込額〕	〔同期間中ニ於ケル資金見込額〕	〔同期間中ニ於ケル資金見込額〕
	〃	〃	〃
合計			

(二) 産業組合中央金庫經由分

事務所所在地	信用組合名	〔同期間中ニ設立スル組合ノ本資金見込額〕	〔同期間中ニ於ケル資金見込額〕
	〃	〃	〃
合計			

(三) 融資銀行經由分

住所	個人名	〔同期間中ニ於ケル本資金見込額〕	〔同期間中ニ於ケル資金見込額〕
	〃	〃	〃
合計			

右及報告候也

年月日

何郡何町(村)長 氏 名(印)
何 市 長 氏 名(印)
北海道廳長官 殿

〔註〕
一 本報告書ハ預金部資金ノ所要見込額ヲ記載スルモノナルモ摘要欄ニハ預金部資金以外ノ資金所要見込額ヲ記載スルコト

二 本報告書ハ毎年五月一日乃至十月三十一日及十一月一日乃至翌年四月三十日ノ各期間ニ於ケル見込額ヲ四月二十日及十月二十日迄ニ報告スルコト

三 同期間中ニ於ケル資金供給見込額欄、資金借入申込額欄及資金供給決定見込額欄ニハ同期間中新ニ供給票請又ハ借入申込ヲ爲サントスルモノ及票請又ハ借入申込中ニシテ決定未了ノモノヲ合算掲記スルコト

四 個人名欄ニハ何某外何名ト記載ノコト
五 市町村經由分及産業組合中央金庫經由分ヲ重複セシメザルコト

(二) 特別融通資金を市町村が借入るゝ場合の手續

(1) 市町村より長官に損失補償契約締結の申込を爲すこと。

添附書類は次の通りである。

- 一 契約書(道廳へ參通)
- 二 市町村會議決書の謄本(道廳へ貳通)
- 三 市町村の負債整理資金特別融通計畫書(道廳へ貳通)

尙關係書類を作成するに當つては左の諸點に注意を要する。

- 1 契約締結申込書様式は昭和十三年三月十五日寅經第一四四六號通牒に依り(本書三〇頁)作成すること。
- 2 契約書(案)(契約書様式は前掲通牒本書三〇頁―三三頁參照)作成上の注意
 - イ 標題の末尾に「契約書案」と云ふが如く「案」の字を記載せざること。
 - ロ 契約書末尾に左の通り記載すること。

昭和 年 月 日

何郡何町村長 何 某(印)
(何 市長)

〔註〕

一 月日ヲ記入セザルコト

二 市町村長氏名ニ捺印スルコト

三 「年月日」ト「市町村長名」トノ間ニ相當餘白(三行程度)ヲ存セシムルコト

ハ 契約書中の文字は楷書を以て字劃を明瞭に書き、訂正、挿入、削除等の場合はその旨を欄外に相當記入捺印すること。

ニ 毎葉契印捺印すること。

3 市町村會議決書の謄本作成上の注意

イ 必ず議決の年月日を明記すること。

ロ 市町村長の謄寫證明の爲記名捺印を爲すこと。

ハ 「別紙の通り契約」せんとする旨議決書中に記載したる場合には必ず別紙契約書案文を添附すること。此の場合議決書と契約書案の間及契約書案の毎葉には契印捺印をすること。

ニ 損失補償契約締結に關する件を市町村會に附議する際に、同時に負債整理資金

起債に關する件をも附議する方が好都合である。

4 市町村の負債整理資金特別融通計畫書作成上の注意

イ 様式は昭和十三年五月四日寅經第二三七二號通牒（本書三三頁）に依ること。

ロ 未だ設立認可せられざるものについては記載せざること。

然し目下組合設立認可申請中にして、近く之が認可の見込立ちたる場合、その組合へ融通の分も豫め損失補償契約中の融通總額中に包含せしむるは差支へなきもその旨を記載したる書面を別に添附すること。

(2) 道廳より市町村へ損失補償契約書送附

尙注意を要するは、從來の負債整理資金供給豫定額決定に關する手續は廢止となつたことで、茲に附記する次第である。

(3) 市町村より道廳へ負債整理資金起債許可稟請起債許可稟請書添附書類は昭和十三年二月十三

日寅地第一二五號通牒に掲ぐる次の如きものである。（尙本稟請書の作成には「北海道行政」昭和十四年二月號九七七一〇四頁参照のこと）

一 理由書 (1)

二 議決書謄本（昭和九、六、二三戌産第三九〇一號 本書二二四頁）

三 償還年次表

四 負債整理事業計畫書

五 當該年度ノ負債整理計畫調（本書三三頁参照）

六 貸付金回収計畫書 (1)（別記参照）

七 當該年度負債整理資金特別會計及一般會計歳入歳出豫算書

八 最近五箇年間ニ於ケル各種轉貸資金ノ回収狀況調（本書三三頁参照）

〔起債許可稟請書様式〕

第 號

農村負債整理資金起債ノ件許可稟請書

本村(町)負債整理資金特別融通ノ爲本年度ニ於テ金 圓起債ノ件別紙ノ通本村(町)會ノ議決ヲ經候條御許可相成度此段及稟請候也

昭和 年 月 日
北海道何郡何村長 氏 名印
北海道廳長官 殿

(1)理由書

住民の經濟狀況、負債整理の必要なる事情、資金を起債に求めざるべからざる事由等の詳述及別紙「負債整理組合ニ關スル調」を添附すること
（記載例は「北海道行政」昭和十四年二月號九七七一〇四頁に掲げあるを以て参照のこと）

負債整理組合ニ關スル調書

調査事項	組合名		
	何々組合	何々組合	何々組合
組合員數			
設立認可年月日			
登記完了年月日			
法第二條但書認可年月日			
事業計畫認可年月日			
最高限度超過貸付認可年月日			

損失補償契約年月日		
組合ノ借入限度		
一人當貸付最高限度		

(2)貸付金回収計畫書(記載例)

本資金回収ニ付テハ組合員ノ整理負債ノ狀況ト償還能力ニ應ジ本年度ヨリ何箇年間据置何箇年賦ヲ限度トシテ全部ノ回収ヲ完ウセントスルモノニシテ組合員ノ償還ハ結局經濟更生計畫ノ實行ニ依リテ生ズル餘剩ヲ以テ主タル財源ト爲スベキモ之ガ回収ノ方法トシテハ右計畫ニ基キ組合員ノ生産物ハ全部負債整理組合ヲ通ジ産業組合ニ委託販賣スルヲ以テ其ノ代金中ヨリ貸付金ノ年賦金ニ相當スル金額ト將來非常災害等ノ場合ニ於ケル用意ノ爲負債償還積立金トシテ年賦金ノ二割ニ相當スル金額ヲ控除シ尙副業又ハ餘業等ノ收入ヲ定時又ハ臨時ニ産業組合規約貯金ト爲サシメ組合ノ承諾アルニ非ザレバ拂戻ヲ爲サシメズ前記償還積立金ト併セ將來ノ償還能力ヲ充實セシメ一層其ノ回収ヲ容易ナラシムルト

共ニ經濟更生計畫ニ依ル餘剰金ヲ以テ繰上回收
ヲ併行セントスルモノナリ
其ノ他貸付金ノ回收ニ付テハ各種産業團體ト密
接ナル連絡ヲ執リ常ニ組合員ノ經濟更生計畫ノ

無限責任何々負債整理組合

年 度	負 債		償 還 額		償 還 財 源		摘 要
	總 額	元 金 利 子	經濟更生 計畫ニ依 ル餘剰金	條件緩 和ニ依 ルモノ	財產處 分ニ依 ルモノ	其ノ他	
昭和何年度	円	円	円	円	円	円	其ノ他ノ内譯 特融資金借入額何 資金外ノ借入額何 手持金充當 何
.....							
計							

實行ニ對シテ指導誘掖ニ努メ回收ノ圓滑ヲ期セ
ントス
尙年度別償還額並ニ其ノ財源左表ノ如シ

〔註〕備考記載ノ例

- 一 昭和何年度負債總額ハ要整理組合員何戸ニ對スル
總負債額何拾萬何千圓ニ特融資金借入額何萬何千圓
ヲ合算シタルモノトス以下負債總額ハ何レモ年度始
ニ於ケル負債額ヲ示シタルモノナリ
- 二 負債總額ハ將來生ズル利子ヲ含マザルヲ以テ當該
年度償還元金額ヲ差引タル額ハ次年度負債總額ナリ
- 三 償還財源額ヨリ償還元利金ヲ差引タル殘額ハ總テ

何々資金トシテ積立ツルモノナリ

- (4) 起債許可指令
- (5) 市町村より預金部資金局支局へ供給稟請

この手續は組合に於て負債償還計畫及經濟更生
計畫の確立並に負債の條件緩和に關する協定の
成立の見込確實となりたる後にすべきである。
供給稟請書の添附書類は「農村負債整理特別融
通資金取扱要項ノ六」(本書三三頁)に掲ぐるもの

である。

但し供給稟請書中長官に提出するものも、事務
の連絡上預金部資金局支局へ提出するものと併
せて支局(同出張所經由)へ提出されたい。
尙本資金の供給額は従前大藏大臣が農林大臣と
協議し決定して居つたが、資金取扱要項の改正
に依り六大都市以外の市町村に對する分は預金
部資金局支局長に於て地方長官と協議の上決定
することとなつたが、これは本資金供給手續の
簡易化を圖ると共に資金供給の迅速化を期せん
とする爲である。

- (6) 市町村へ預金部資金局支局より資金供給決定
通知
- (7) 市町村より預金部に對し資金交付申請

〔注意〕

- 1 資金の交付を受くべき期日は本交付申請書發送の
日より二十日以上の餘日を存する様定むること。
- 2 預金部資金支局に提出すべき書類は同支局出張所
のある區域に於ては之を經由すること。

預金部資金交付申請書

資金名	農村負債整理特別融通資金
一 金 額	金 圓也
一 資金ノ用途	負債整理事業ノ爲轉貸
一 利 率	年 分 厘
一 資金ノ交付ヲ受クベキ 年 月 日	何年何月何日
一 資金ノ交付ヲ受クベキ店名	日本銀行何代理店
一 据置期限	何年何月何日
一 償還期限	何年何月何日
一 引換提供スベキ借用證書ノ記番號	何第何號

右御交付相成度別紙起債決議書寫、起債許可
書寫及償還年次表相添へ此段及申請候也
追而資金御交付ノ上ハ本資金ニ關シ預金部
資金局ヨリ隨時調査ヲ受ケ又ハ報告ヲ徵セ
ルヲモ何等異議無之ハ勿論本資金ハ速ニ
資金供給ノ目的ノ爲ニ使用致スベク萬一右
目的以外ニ之ヲ使用シ又ハ借入後長期ニ互
リ使用セザルガ如キコトアル場合ハ直ニ繰

上償還ヲ命ゼラルルモ異存無之候

年月日

資金交付申請者 郡村(町)長 氏 名^印

預金部資金局何支局長殿

償還年次表

年度	元利支拂		未償還元金		償還元金		利子合計	
	何月何日	何月何日	何月何日	何月何日	何月何日	何月何日	何月何日	何月何日
、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、
合計								

(8) 日本銀行支店又は代理店より現金借入

〔注意〕

1 市町村が現金の交付を受けたるときは、之と引換に左記様式の借用證書を日本銀行當該店に提出すること。

2 右借用證書を提出する場合は之が送付書を添附すべきこと。

〔様式〕

第 號

印紙 借用證書

一金 圓也

右金額ヲ本日大藏省預金部ヨリ左記條件ヲ以テ借用仕候就而借入條件ヲ堅ク遵守ノ上元利金ハ期日ニ相違無支拂可致候也

追而本資金ニ關シ預金部資金局ヨリ隨時調査ヲ受ケ又ハ報告ヲ徵セラルルモ何等異議無之ハ勿論本資金ハ速ニ資金供給ノ目的ノ爲ニ使用致スベク萬一右目的以外ニ之ヲ使用シ又ハ借入後長期ニ互リ使用セザルガ如キコトアル場合ハ直ニ繰上償還ヲ命ゼラルルモ異存無之候尙本借用證書ハ預金部資金局ノ請求アル場合ニ於テハ何時ニテモ地方債券(何々債券)ニ引換可申候

記

一 資金ノ用途 負債整理事業ノ爲轉貸

一 利率 年分厘

一 元利金支拂方法及時期

(9) 負債整理資金特別融通に關する諸様式

市町村は資金起債の許可等あり、資金融通の見込が確實になつた場合に於て、負債整理組合より資金特別融通の申込を受けたなら、其の組合の資産、負債及事業の状況、特別融通資金の貸付方針及回收方法並に擔保等を調査し、適當と認むる場合は組合に對して負債整理資金特別融通承諾書を交付するのである。

然し右承諾書の交付は組合員及其の債權者に對し資金借入の可能に付信頼を置くことを得ることとなり、組合の負債整理事業特に負債の條件緩和に關する協定斡旋成立上極めて重要な關係があるので、市町村に於ては起債の見込確實なる場合には之が許可以前に可成速かに承諾書の交付を爲すのが適當である。

農村負債整理資金特別融通二關スル諸書式

(昭和九年三月二十九日戊戌産第二二) 〇三號産業部長通牒別記ニ依ル

一 負債整理資金特別融通承諾書

別紙償還次表ノ通り償還スルモノトス但シ本資金ニ依ル貸付金返済高ガ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還シ又本資金ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依ル貸付金ノ一部又ハ全部ノ返済アリタルトキハ最近ノ元利支拂期ニ於テ該返済額相當ノ償還ヲ爲スモノトス借入又ハ償還ノ際ニ於ケル一期ニ滿チザル端數利子ハ借入ノ際ニハ其ノ翌日ヨリ償還ノ際ニハ支拂當日迄日割計算ニ依リ支拂フモノトス

一 元利金支拂ノ場所 日本銀行何代理店

年月日

借受人 何々市町村長 氏 名^印

大藏大臣 殿

市町村の現金の交付を受けたるときは、速かに負債整理組合に對し貸付を爲すべきであるが、但し組合員の經濟更生計畫及負債償還計畫の樹立並に負債の條件の緩和に關する協定の成立の見込確實と爲りたる後に於て之を爲すべきものである。

本承諾書ハ負債整理組合ヨリ特別融通ノ申込アリ其ノ組合ノ資産、負債及事業ノ状況、特別融通資金ノ貸付方針及回收方法並擔保等ヲ調査シ適當ト認ムル場合交付スルモノトス而シテ本承諾書ハ負債整理資金起債ノ許可等アリテ資金融通ノ見込確實ナル場合ニ於テ交付スルモノトス

一 負債整理資金借用書

本借用書ハ特別融通ノ契約ニ基ク貸付金ヲ交付セントスル場合ニ作成セシムルモノトス

一 擔保差入書及質入承諾書

負債整理組合ノ貸付債權ヲ擔保トシテ徵スル場合本擔保差入書ヲ徵スルモノトス此ノ場合第三債務者ノ無條件ノ質入承諾書ヲ徵シタル上確定日附アル證書ト爲シ置クモノトス

一 擔保差入保證書

本保證書ハ擔保設定又ハ之ニ伴フ登記其ノ他ノ對抗要件完備前特別融通ノ貸付金ヲ交付スルノ必要アル場合ニ於テ徵スルモノトス

一 保證書

本保證書ハ特別ノ必要アリト認メラルルトキニ

限り徵スルモノトス

負債整理資金特別融通承諾書

何々負債整理組合

昭和 年 月 日其ノ組合申込ニ係ル負債整理資金ノ特別融通ノ件左記條項ニ依リ承諾致候條此段及通知候也

昭和 年 月 日

何々市町村長

記

- 一 金何圓也ノ範圍内ニ於テ融通スルコト
- 一 貸付金ノ利率ハ年何分何厘トスルコト
- 一 貸付金ハ何年間ノ据置期間ノ後何箇年賦ヲ以テ元利金ヲ均等償還スヘキコト
- 一 据置期間中ノ利息及年賦金ハ毎年六月三十日及十二月二十五日迄ニ拂込ムヘキコト
- 一 貸付金ハ負債整理ヲ爲ス組合員ノ經濟更生計畫及負債償還計畫ノ確立並負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ノ成立ノ見込確實トナリタル後ニ於テ擔保トシテ別記ノ債權其ノ他本市町村長ト其ノ組合ト協議ノ上相當ノ債權又ハ個人保證ヲ徵

シ別紙ノ案ニ依リ負債整理資金借用書ヲ作成セシメタル上之ヲ交付スルコト尙右ノ擔保設定又ハ之ニ伴フ登記其ノ他ノ對抗要件完備前ニ於テハ其ノ組合ノ理事全員ノ個人ノ資格ヲ以テスル連帶保證ヲ徵シタル上交付スルコトアルヘキコト但シ此ノ場合ニ於テハ擔保差入手續完了ノ上ハ(左ノ特別ノ事由ナキ限り)直ニ保證ヲ免除スルコト

一 其ノ組合ニ於テ期日ニ辨濟ヲ懈怠シタルトキハ百圓ニ付日歩何錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徵セラルルコトアルヘキコト

一 本特別融通ニ要スル調査費ハ(左ニ列舉スルモノヲ除キ)之ヲ徵セサルコト

一 主務大臣、北海道廳長官、何々市町村長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ組合ノ資産負債及事業ノ状況、擔保物ノ實況等ヲ調査シ又ハ其ノ組合ニ對シ必要ナル報告ヲ求ムルコトアルヘキコト

一 行政官廳ノ命令アルトキ其ノ他必要アリト認メラルルトキハ其ノ組合ノ意見ヲ徵シタル上本

承諾書又ハ負債整理資金借用書(擔保差入書、保證書等ヲ含ム)ノ條項ヲ變更スルコトアルヘキコト

以上

一 前掲以外ノ事項ハ別紙ノ負債整理資金借用書案ニ依ルコト

一 金 何 圓 也
右金額ハ農村負債整理資金特別融通及損失補償法第一條第一項ノ規定ニ依ル負債整理資金トシテ左記條項ニ依リ正ニ借用候也

記

- 第一條 本借用金ハ昭和 年 月 日ヨリ同年 月 日迄据置キ昭和 年 月 日ヨリ同年 月 日迄ニ其ノ元利金ヲ均等償還スルモノトス
- 第二條 本借用金ノ利率ハ年三分八厘トス
- 第三條 据置期間中ノ利息ニシテ昭和 年 月 日迄ノ分ハ 月 日迄ニ爾後ノ分ハ六月毎ニ拂込ムヘキモノトス

第四條 年賦金ハ毎年左ノ通り拂込ムヘキモノトス

一金 十二月二十五日

一金 六月三十日

第五條 元利金ハ前二條ノ期日迄ニ直接債權者ニ又ハ債權者ノ金庫事務ヲ取扱フ者(市町村金庫)

ニ拂込ムモノトス

第六條 債務者ハ本契約ニ基ク債務ヲ擔保スル爲債權者、債務者協議ノ上權利質トシ別紙ノ案ニ依リ擔保差入書ヲ作成シ相當ノ貸付債權及之ニ附隨スル擔保ヲ債權者ニ提供(シ又ハ個人保證書ヲ提供)スルモノトス

前項ノ擔保設定又ハ之ニ伴フ登記其ノ他ノ對抗要件完備スル迄ハ擔保ノ完備セサル金額ニ付組合ノ理事全員ノ個人ノ資格ヲ以テスル連帶保證書ヲ債權者ニ提供スルモノトス

第七條 債務者カ期限前本借入金ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ提供シタルトキト雖債權者ハ之カ受領ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス

第八條 債權者ハ債務者左ノ各號ノ一ニ該當スル

場合ニ於テハ期限前ト雖元利金ノ全部又ハ一部ヲ即時償還セシムルコトヲ得ルモノトス

一 債務者カ資金ヲ目的以外ニ使用シタルトキ
二 債務者ニ於テ役員其ノ他特種ノ關係者ニ對シ不當ニ利益ヲ得セシムル等其ノ資金ノ利用公正ナラスト認メラルルトキ

三 負債整理資金ニ餘裕ヲ生シタルト認メラルルトキ

四 組合員ヨリ本借入金ヲ以テスル貸付金ノ返済ヲ受ケタルトキ

五 債務者ノ財産(擔保ニ提供セル擔保權ノ目的物ヲ含ム)又ハ擔保トシテ提供シタル債權ノ第三債務者ノ財産(其ノ債權ニ附隨スル擔保權ノ目的物ヲ含ム)ニ對シ第三者ヨリ差押假差押又ハ競賣ノ申立アリタルトキ

六 債權者ニ於テ其ノ債權ヲ侵害セラルルハキ事實又ハ行爲アリト認メタルトキ

七 元利金ノ全部又ハ一部ノ拂込ヲ忘リタルトキ

八 解散ノ事由發生シタルトキ又ハ解散ヲセ

ラレタルトキ

九 其ノ他本契約ノ條項ニ違反シタルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テハ債權者ハ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス

第九條 債務者辨濟期日(前條ノ規定ニ依ル償還期日ヲ含ム)迄ニ元利金ノ支拂ヲ爲ササルトキハ辨濟スヘキ金額ニ對シ百圓ニ付日歩何錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂フモノトス

第十條 債權者、主務大臣又ハ北海道廳長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ債務者ノ資産、負債及事業ノ狀況、擔保トシテ提供セル債權、之ニ附隨スル擔保權ノ目的物ノ實況等ヲ調査シ又ハ債務者ニ對シ必要ナル報告ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第十一條 債權者債務者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ債務者ニ對シ増擔保又ハ代リノ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得ルモノトス
一 擔保ノ價格著シク減少シ又ハ減少スルノ虞アルトキ

二 其ノ他債權者ニ於テ債權保全ノ爲ニ必要ヲ

リト認メタルトキ

以上

昭和 年 月 日

組合事務所
同 名 稱
同代表者氏名

市町村長 殿
擔保差入書

末尾記載ノ債權及之ニ附隨スル擔保ハ其ノ證書ト共ニ昭和 年 月 日附負債整理資金借用書ニ基キ當組合カ貴市町村ニ對シ負擔スル債務金圓也ノ擔保トシテ契約第六條ニ依リ差入候事實止也然ル上ハ左記條項相違ナク履行可致爲後日本證書差入候也

記

第一條 擔保ニ供シタル債權又ハ之ニ附隨スル擔保權ノ目的物若ハ保證人等擔保ニ付變動ヲ生シタルトキハ其ノ原因ノ如何ヲ問ハス直ニ其ノ旨ヲ貴市町村長ニ通知スヘシ

第二條 擔保ニ供シタル債權ノ第三債務者ヲシテ

其ノ債務ニ附随スル擔保ノ目的タル土地ノ上ニ建物其ノ他ノ工作物ヲ築造シ其ノ他此ノ擔保權ノ目的タル不動産其ノ他ノモノノ現狀ヲ變更セントスルトキハ豫メ貴市町村長ノ承諾ヲ受ケシムヘシ擔保ニ供シタル債權ニ附随スル擔保權ノ目的タル不動産其ノ他ノモノヲ處分シ又ハ之ニ付物權若ハ賃借權等ノ權利ノ設立移轉等ヲ爲サントスルトキニ付亦同シ

第三條 前條ノ外擔保ニ供シタル債權ノ保證人ヲ變更シ其ノ他債權ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サントスルトキハ豫メ貴市町村長ノ同意ヲ仰クヘシ

昭和 年 月 日

組合事務所
同 名 稱
同代表者氏名

市町村 長 殿

質入承諾書

何負債整理組合ノ拙者(等)ニ對スル左記ノ債權及之ニ附随スル擔保ヲ其ノ證書ト共ニ何市町村ニ對

シ昭和 年 月 日附負債整理資金借用書ニ基ク債務ノ擔保トシテ差入ノ儀拙者(等)ニ於テ何等異存無之正ニ承諾候也

追而擔保ニ供シタル債權ノ辨濟ニ當リテハ豫メ何市町村長ノ指揮ヲ受ケタル上ニ非サレハ何負債整理組合ニ支拂ヒ致間敷ク候

記

證書日附	現在債務額	擔保	債務者氏名
年 月 日			

昭和 年 月 日

右
住所
第三債務者 氏 名

何々負債整理組合組合長殿
何々市町村長 殿

擔保差入保證書

何負債整理組合カ昭和 年 月 日附負債整理資金借用書ニ基キ何市町村ニ對シ負擔スル金何圓也ノ債務ニ付債務者タル組合ニ於テ右借用書記載ノ通り貴市町村ニ對シ相當ノ擔保ヲ提供シ之ニ伴フ登記其ノ他ノ對抗要件ヲ完備スル迄ハ擔保ノ完備セサル金額ニ付拙者等ニ於テ債務者タル組合カ右借用書記載ノ通り正ニ返済スルコトヲ保證致候
追而若シ萬一債務者タル右組合ニ於テ期日ニ辨濟ヲ怠リタル節ハ拙者等ニ於テ之ト連帶シテ其ノ履行ノ責ニ任スヘク候

昭和 年 月 日

住所
何 某

何市町村 殿

保證書

拙者儀何負債整理組合カ昭和 年 月 日附負債整理資金借用書ニ基キ貴市町村ニ對シ負擔スル金何圓也ノ債務ニ付債務者タル組合カ右借用書記載ノ通り正ニ返済スルコトヲ保證致候

(追而若シ萬一債務者タル右組合カ期日ニ辨濟ヲ怠リタル節ハ拙者ニ於テ之ト連帶シテ其ノ履行ノ責ニ任スヘク候) 以上
住所
何 某
何市町村長 殿

(三) 産業組合中央金庫經由の特
別融通資金を借入るゝ場合
の手續

この手續を爲すには、産業組合中央金庫の「負債整理資金貸出案内」(本書三頁—五頁)を充分參照されたい。
(1) 負債整理組合より市町村を經由し道廳へ借入申込書(借入申込書甲、本書三頁)を提出すること。
借入申込書は中央金庫へ提出するのであるが、市町村を經由して道廳へ提出(町村に在りては支廳經由)され、道廳より更に中央金庫に送附

することになつて居る。
この借入申込書に添附すべき書類は次の通りである。

- イ 負債整理資金借入組合員調 様式は三四頁
- ロ 共同事業其の他の施設計畫
組合員の經濟更生計畫の實行及組合貸付金の回收の爲組合に於て行ふ諸事業及施設の要領を記載すれば足るので、様式は任意である。
- ハ 組合の規約

代行信用組合の場合はこの添附は必要としな

- (2) 負債整理組合の借入申込書に對する市町村長の意見

市町村長は右の借入申込書を道廳へ（町村に在りては支廳を經由するものとす）進達するに當つては左記調書を添附するのである。（昭和十三年六月二十五日寅經第一五〇〇號參照）（本書三三頁）

- イ 区域内ノ社會經濟事情ノ特徴
- ロ 区域内ニ於ケル既往ノ共同事業及施設ノ消長

ハ 組合設立ノ動機、經過及中心人物

ニ 組合員ノ負債償還計畫ニ對スル意見

ホ 今後注意又ハ督勵ヲ要スル事項

ヘ 他部落ニ於ケル負債整理事業ノ現況及見込
ト 〔負債整理資金ヲ轉貸セントスル信用組合ヨリ提出スベキモノ〕

- 1 負債整理資金ノ取扱ヲ爲サントスル理由
- 2 最近ノ試算表

〔注意〕

- 1 其他參考となるべき事項を記載すること。
- 2 右調査事項「イ」乃至「ヘ」は各負債整理組合毎に作成するを要す。但し同一の事項については其の旨を記載し、一組合分のみを以て他は省略するも差支へない。

- (3) 負債整理組合の借入申込書に對する支廳長の意見

町村を經由して右借入申込書の提出があつた場合、支廳長は意見を附し之を進達するのであるが、その意見の中には資金を融通せんとする「信用組合ノ經營及内容ニ對スル意見」を記載す

ある。

- (4) こうして提出された負債整理組合の借入申込書を道廳は意見を附けて産業組合中央金庫に送附するのである。

- (5) 信用組合は負債整理資金の借入申込書（借入申込書乙、本書三四頁）を信用組合聯合會に提出すること。

(1)の負債整理組合の借入申込書が提出されると同時に資金を融通せんとする信用組合（以下經由信用組合と稱す）は借入申込書に左の書類を添附して信用組合聯合會、即ち本道に於ては北聯を經由して産業組合中央金庫に提出するのである。

- 添附書類
- イ 最近ノ試算表
- ロ 最近三箇年間ノ事業報告書
- ハ 定 款

〔注意〕 代行信用組合の場合は負債整理組合としての關係書類（規約を除く）を道廳へ、經由信用組合としての關係書類を北聯へ提出しなければならぬので

- (6) 産業組合中央金庫より經由信用組合へ資金融通決定通知
産業組合中央金庫より經由信用組合へ對して別記の如く資金融通決定の通知があつた場合は、信用組合は借用證書を始め其他關係書類（通知書に記載）を送附しなければならぬ。

- (7) 産業組合中央金庫より送金案内
〔別記〕

（經由信用組合宛）

拜啓 負債整理資金借入御申込ノ件左ノ通り御取計申上候尤モ右ハ御轉貸先組合ノ計畫ヲ基礎トシテ決定シタルモノニ有之候處組合ニ於ケル諸計畫殊ニ條件緩和ニ關スル協定等カ計畫通り實現セラル場合ニ於テハ其ノ事情ニ應シ本決定ノ變更又ハ取消等ノコト可有之豫メ御含置被下度候

一金 額 金 圓也

一 轉貸先組合名

一 利率 年三分八厘

一 拂込金額、貸借期間其ノ他必要條項ハ別紙借用證書案文ノ通り相定メ候ニ付同案文ニ依リ借用證書御作成被下度候

一 轉貸先組合ヨリハ本資金融通ノ擔保トシテ本資金ニ因ル貸付債權ヲ御徵收相成、登記其ノ他ノ第三者對抗要件具備ノ手續ニ遺憾ナキ御配意相煩度候尙御徵收手續御完了ノ上御取引可致ニ付別紙ニ依ル報告書、條件緩和協定書、個人別拂込年次表、借用證書及別紙取引ニ要スル書類御送付被下度候尤モ右協定書ハ當金庫ニ於テ拜見ノ上ハ御返戻可申上候

一 前項ニ依ル擔保徵收手續完了前資金御入用ノ場合ニシテ且轉貸先組合員ノ條件緩和ニ關スル協定カ八九分通り成立シ殘餘ニ付キテモ成立ノ見透シ付キタル場合ニ於テハ貴組合殿個人ノ資格ニ依ル御保證ニ依リ御送金可申上候ニ付別紙保證書御作成御送付被下

度候

右保證ハ擔保徵收手續完了ノ上ハ免除可致候

一 前項ノ場合ニ於テハ別紙ニ依リ個人別拂込年次表御作製、條件緩和協定書、個人保證書借用證書及別紙取引ニ要スル書類ト共ニ當金庫代理所ヲ經テ御送付被下度候尤モ右協定書ハ當金庫ニテ拜見ノ上御返戻可申上候

尙條件緩和ノ協定カ未タ成立セサルモノニ付キテハ債務者名、債權者名、金額、未成立ノ事情及成立時期見込等ヲ御通知被下度候

一 本資金御轉貸ニ依リ貴組合ノ將來被ルコトアルヘキ損失ニ付貴組合ニ對スル本資金御融通總額ノ三割ヲ限度トシテ御補償可申上候間別紙補償契約證書ニ通御作成御送付被下度然ル上ハ當金庫ニ於テ捺印ノ上内一通ヲ御送付可申上候

一 御送金ノ方法ニ付キ特ニ御申出無キ限りハ當金庫代理所ヲ經テ御廻金可申上候

一 本資金ニ關シテハ負債整理資金貸付金、同借入金、同貸付金利息、同借入金利息等ノ勘

定科目ヲ設ケ本資金ニ付テノ貸借及損益ヲ他

ト區別シテ經理セラレ度候

一 自今毎年二回(月 月末 月末現在)試算表並

擔保債權回收狀況御報告被下度候

右御通知迄得貴意候也

昭和 年 月 日

產業組合中央金庫

御中

(代行信用組合宛)

拜啓 負債整理資金借入御申込ノ件左ノ通り御取計可申上候尤モ右ハ御提出ノ計畫ヲ基礎トシテ決定シタルモノニ有之候處貴組合ニ於ケル諸計畫殊ニ條件緩和ニ關スル協定等カ計畫通り實現セサル場合ニ於テハ其ノ事情ニ應シ本決定ノ變更取消等ノコト可有之豫メ御含置被下度候

一金 額 金 圓也

一 利率 年三分八厘

一 拂込金額、貸借期間其ノ他必要條項ハ別紙借用證書案文ノ通り相定メ候ニ付同案文ニ依リ借用證書御作成被下候

一 本債務ノ擔保トシテ別紙記載ノ 殿

外ニ對スル貴組合ノ債權證書及之ニ附隨スル擔保權ヲ後記手續ニ依リ御提供被下度候

一 前項ニ依ル擔保差入手續完了前資金御入用ノ場合ニシテ貴組合員ノ條件緩和ニ關スル協定カ八九分通り成立シ殘餘ニ付キテモ成立ノ見透シ付キタル場合ニ於テハ貴組合殿個人ノ資格ニ依ル御保證ニ依リ御送金可申上候ニ付別紙保證書御作成御送付被下度候

一 前項ノ場合ニ於テハ別紙ニ依リ個人別拂込年次表御作成、條件緩和協定書、個人保證書借用證書及別紙取引ニ要スル書類ト共ニ當金庫代理所ヲ經テ御送付被下度候尤モ右協定書ハ當金庫ニテ拜見ノ上ハ御返戻可申上候尙條件緩和ノ協定カ未タ成立セサルモノニ付キテハ債務者名、債權者名、金額、未成立ノ事情及成立ノ時期見込等御通知被下度候

一 債務者タル組合員ヨリ徵シタル質入承諾證書ニハ當地公證人役場ニ於テ確定日附ヲ附スヘキニ付右ニ要スル費用ハ(三拾錢)貴組合

ニ於テ御負擔被下度右費用直接當金庫又ハ當金庫代理所へ御送金被下度候

- 一 御送金ノ方法ニ付キ特ニ御申出無キ限リハ當金庫代理所ヲ經テ御廻金可申上候
 - 一 本資金ニ關シテハ負債整理資金貸付金、同借入金、同貸付金利息、同借入金利息等ノ勘定科目ヲ設ケ本資金ニ付キテノ貸借及損益ヲ他ト區別シテ經理セラレ度候
 - 一 自今毎年（月、月末、月末現在）試算表第三債務者拂込狀況御報告被下度候
- 右御通知迄得貴意候也
- 昭和 年 月 日

産業組合中央金庫

御中

記

- 一 別紙案ニ依リ擔保差入證竝ニ質入承諾證書御作成ノ上擔保債權證書ト共ニ當金庫代理所ヲ經テ御送付被下度候
- 一 當方ニテ前記書類一應拜見ノ上抵當權附記登記ニ要スル書類取揃へ御送付可申上ニ付貴

組合ニ於テ登記申請手續御取運被下度手續詳細ハ其ノ際御通知可申上候

収入印紙 負債整理資金借用證書（轉貸年賦）

- 一金 圓也（貸付先 責任 組合）
- 右金額ハ農村負債整理資金特別融通及損失補償法ニ依ル負債整理資金トシテ右組合ニ貸付クル爲左記條項ニ依リ正ニ借用致候
- 第一條 借用金ハ昭和 年 月 日ヨリ昭和 年 月 日迄据置キ其ノ翌日ヨリ昭和 年 月 日迄ニ其ノ元利金ヲ年賦償還スヘシ
- 第二條 借用金ノ利率ハ年 分 厘トス
- 第三條 据置期間中ノ利息ニシテ昭和 年 月 日迄ノ分ハ 月 日迄ニ爾後毎年 月 日ヨリ 月 日迄ノ分ハ 月 日迄ニ 月 日ヨリ 月 日迄ノ分ハ 月 日迄ニ拂込ムヘシ
- 第四條 年賦金ハ毎年左ノ通り拂込ムヘシ
- 一金 也 月 日
- 一金 也 月 日
- 第五條 元利金ハ前二條ノ期日迄ニ直接貴金庫

又ハ貴金庫ノ業務代理所 ニ拂込ムヘシ

第六條 債務者ハ本借入金ヲ貸付シタルトキハ其ノ擔保トシテ貸付先組合ヨリ遲滞ナク其ノ組合員ニ對スル貸付債權ヲ權利質トシテ徴スヘシ

債務者カ前項ノ擔保權ヲ執行セムトシ又ハ之ニ依リテ得タルモノヲ處分セムトスルトキハ貴金庫ノ指圖ニ從フヘシ
債務者ハ本借入金ニ因ル貸付債權竝本條第一項ニ依リ徴シタル擔保權ニ付質入、讓渡其ノ他權利ノ内容ニ變更ヲ及スヘキ行爲ヲ爲サムルトスルトキハ豫メ貴金庫ノ承諾ヲ受クヘシ
債務者ハ擔保權設定又ハ之ニ伴フ登記其ノ他ノ對抗要件完備前ニ本資金ヲ貸付セントスル場合ハ貸付先組合役員ノ個人ノ資格ヲ以テスル連帶保證ヲ徴スヘシ

第七條 債務者ハ左ノ場合ニ於テハ期限ノ利益ヲ失フモノトシ貴金庫ノ要求ニ從ヒ元利金ノ全部又ハ一部ヲ即時償還スヘシ
一、債務者又ハ貸付先組合カ本資金ヲ目的ノ

用途以外ニ使用シタルトキ又ハ相當長期ニ互リ其ノ用途ニ使用セサルトキ

- 二、貴金庫ニ於テ債務者又ハ貸付先組合カ役員其ノ他特殊ノ關係者ニ對シ不當ニ利益ヲ得セシムル等本資金ノ利用公正ナラスト認メラレタルトキ
- 三、貴金庫カ債務者又ハ貸付先組合ニ於テ本資金ニ餘裕ヲ生シタルト認メラレタルトキ
- 四、貸付先組合又ハ其ノ組合員ヨリ本資金ノ償還ヲ受ケ之ヲ貴金庫ニ償還セサルトキ又ハ之ヲ他ノ用途ニ使用シタルトキ
- 五、本資金其ノ他貴金庫ヨリノ借入金ノ償還ヲ怠リタルトキ
- 六、債務者又ハ貸付先組合ノ財産ニ對シ假差押、差押、競賣ノ申立アリタルトキ
- 七、債務者又ハ貸付先組合ニ對シ破産ノ申立アリタルトキ
- 八、貴金庫ニ於テ其ノ債權ヲ侵害セラルヘキ事實又ハ行爲アリト認メラレタルトキ
- 九、債務者又ハ貸付先組合ニ於テ解散ノ事由

發生シ又ハ解散ヲ命セラレタルトキ
 十、貴金庫ヨリ脱退セムトスルトキ
 十一、其ノ他本契約ヲ履行セサルトキ又ハ履
 行スル能ハサルトキ

第八條 辨濟期日又ハ期限前償還ヲ要求セラレ
 タル場合ニ於テ貴金庫ヨリ指定セラレタル期
 日迄ニ元利金ノ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ期
 日ノ翌日ヨリ貴金庫ニ現入金ノ日迄拂込ムヘ
 キ金額ニ對シ百圓ニ付壹日金貳錢ノ割合ヲ以
 テ算出シタル遅延利息ヲ支拂フヘシ

第九條 債務者ハ左ノ事項ヲ履行スヘシ

- 一、本資金ニ關シテハ負債整理資金貸付金、
 同借入金、同貸付金利息、同借入金利息等
 ノ勘定科目ヲ設ケ他ト區別シテ經理スヘキ
 コト
- 二、毎事業年度ノ事業報告書、財産目錄、貸
 借對照表及剩餘金處分案ヲ貴金庫ニ提出ス
 ルコト
- 三、定款ノ變更ヲ決議シタルトキハ遲滞ナク
 之ヲ貴金庫ニ通知スルコト

四、左ノ事項ノ決議ニ關シテハ認可申請前貴
 金庫ノ承諾ヲ受クヘキコト
 イ、法令ニ依リ債權者ノ承認ヲ求ムヘキ事
 項

ロ、目的、損失ノ分擔、存立ノ時期、解散
 ノ事由其ノ他重要ナル定款ノ規定ノ變更
 五、貸付先組合ノ經營ニ關シ注意スヘキ事項
 發生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ貴金庫ニ報
 告スルコト

第十條 農林大臣、大藏大臣又ハ貴金庫ニ於テ
 債務者ノ資産、負債及事業ノ狀況ヲ調査セラ
 レムトシ又ハ必要ナル報告ヲ求メラルルトキ
 ハ債務者ハ之ニ應スヘシ
 債務者ハ貸付先組合トノ間ニ於テモ前項同様
 趣旨ノ契約ヲ締結スヘシ

第十一條 債務者ハ本契約ニ關スル訴訟ニ付
 ヲ管轄スル裁判所ヲ管轄裁判所ト爲スヘ
 キコトヲ貴金庫ト合意シタリ
 右爲後日證書仍而如件
 昭和 年 月 日

組合事務所 北海道何郡何町村字何番地

何責任 何組合

組合長 理事 何 某^印

産業組合中央金庫 理事長

印紙入 負債整理資金借用證書(轉貸、定期)

一金 圓也(貸付先 責任 組合)

右金額ハ農村負債整理資金特別融通及損失補償
 法ニ依ル負債整理資金トシテ右組合ニ貸付クル
 爲左記條項ニ依リ正ニ借用致候

第一條 借入金ノ利率ハ年 分 厘トシ利息ハ
 昭和 年 月 日迄ノ分ヲ 月 日迄ニ爾後
 毎年 月 日ヨリ 月 日迄ノ分ヲ 月 日
 迄ニ 月 日ヨリ 月 日迄ノ分ヲ 月 日
 迄ニ拂込ムヘシ

第二條 借入金ハ左ノ通り分割シテ償還スベシ

一金 昭和 年 月 日
 一金 昭和 年 月 日
 一金 昭和 年 月 日
 一金 昭和 年 月 日

一金 昭和 年 月 日

(全條九箇條中第三條以下ハ前記「轉貸年賦」ノモノノ第
 五條以下ト同文ニ付省略ス)

印紙入 負債整理資金借用證書(代行、年賦)

一金 圓也

右金額ハ農村負債整理資金特別融通及損失補償
 法ニ依ル負債整理資金トシテ左記條項ニ依リ正
 ニ借用致候

第一條 借入金ハ昭和 年 月 日ヨリ昭和
 年 月 日迄据置キ其ノ翌日ヨリ昭和 年
 月 日迄ニ其ノ元利金ヲ年賦償還スヘシ
 第二條 借入金ノ利率ハ年 分 厘トス
 第三條 据置期間中ノ利息ニシテ昭和 年 月
 日迄ノ分ハ 月 日迄ニ爾後毎年 月 日
 ヨリ 月 日迄ノ分ハ 月 日迄ニ
 ヨリ 月 日迄ノ分ハ 月 日迄ニ拂込ムヘ
 シ

第四條 年賦金ハ毎年左ノ通り拂込ムヘシ
 一金 也 月 日

一金

第五條 元利金ハ前二條ノ期日迄ニ直接貴金庫ニ又ハ貴金庫ノ業務代理所ニ拂込ムヘシ

ヘシ

第六條 本借入金ハ貴金庫ノ御指示ニ則リ各組員ニ貸付ケ其ノ貸付債權ハ本契約ニ基ク債務ノ擔保トシテ遲滞ナク貴金庫ニ提供スヘシ

第七條 第三債務者カ債務者ニ對シ其ノ辨濟金ヲ提供シタル場合ハ債務者ハ之ヲ受領シ直ニ貴金庫ニ送附スヘシ

前項ノ辨濟金ヲ貴金庫ニ於テ本債務ノ辨濟期限ニ拘ラス直ニ其ノ辨濟ニ充當セラルルモ異議ヲ申立テサルヘシ

第八條 債務者ハ左ノ場合ニ於テハ期限ノ利益ヲ失フモノトシ貴金庫ノ要求ニ從ヒ元利金ノ全部又ハ一部ヲ即時償還スヘシ

一、本資金ヲ目的ノ用途以外ニ使用シタルトキ又ハ相當長期ニ亘リ其ノ用途ニ使用セサルトキ

二、貴金庫ニ於テ役員其ノ他特殊ノ關係者ニ

對シ不當ニ利益ヲ得セシムル等本資金ノ利用公正ナラスト認メラレタルトキ

三、貴金庫ニ於テ本資金ニ餘裕ヲ生シタリト認メラレタルトキ

四、本資金其ノ他貴金庫ヨリノ借入金ノ償還ヲ怠リタルトキ

五、擔保ニ提供セル抵當權ノ目的物又ハ債務者若ハ第三債務者ノ財産ニ對シ第三者ヨリ差押、假差押又ハ競賣ノ申立アリタルトキ

六、債務者、第三債務者又ハ保證人ニ對シ破産ノ申立アリタルトキ

七、貴金庫ニ於テ其ノ債權ヲ侵害セラルヘキ事實又ハ行爲アリト認メラレタルトキ

八、解散ノ事由發生シ又ハ解散ヲ命セラレタルトキ

九、貴金庫ヨリ脱退セムトスルトキ

十、其ノ他本契約ヲ履行セサルトキ又ハ履行スル能ハサルトキ

十一、擔保差入ニ關スル別途契約書ノ條項ニ違反シタルトキ

第九條 辨濟期日又ハ期限前償還ヲ要求セラレタル場合ニ於テ貴金庫ヨリ指定セラレタル期日迄ニ元利金ノ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ貴金庫ニ現入金ノ日迄拂込ムヘキ金額ニ對シ百圓ニ付壹日金貳錢ノ割合ヲ以テ算出シタル遲延利息ヲ支拂フヘシ

第十條 債務者ハ左ノ事項ヲ履行スヘシ
一、本資金ニ關シテハ負債整理資金貸付金、同借入金、同貸付金利息、同借入金利息等ノ勘定科目ヲ設ケ他ト區別シテ經理スヘキコト
二、每事業年度ノ事業報告書、財産目錄、貸借對照表及剩餘金處分案ヲ貴金庫ニ提出スルコト
三、定款ノ變更ヲ決議シタルトキハ遲滞ナク之ヲ貴金庫ニ通知スルコト
四、左ノ事項ノ決議ニ關シテハ認可申請書前貴金庫ノ承諾ヲ受クヘキコト
イ、法令ニ依リ債權者ノ承諾ヲ求ムヘキ事項

ロ、目的、損失ノ分擔、存立ノ時期、解散ノ事由其ノ他重要ナル定款ノ變更
ハ、負債整理事業計畫ノ重大ナル變更又ハ其ノ事業ノ一部ノ休止

第十一條 農林大臣、大藏大臣又ハ貴金庫ニ於テ債務者ノ資産、負債及事業ノ狀況ヲ調査セラレムトシ又ハ必要ナル報告ヲ求メラルルトキハ債務者ハ之ニ應スヘシ

第十二條 債務者ハ貴金庫ニ於テ其ノ債權保全ノ爲更ニ擔保ノ提供ヲ要求セラレタルトキハ之ニ應スヘシ

第十三條 債務者ハ本契約ニ關スル訟訴ニ付テ管轄スル裁判所ヲ管轄裁判所ト爲スヘキコトヲ貴金庫ト合意シタリ

右爲後日證書仍如件
昭和 年 月 日
組合事務所 北海道何郡何町村字何番地
何責任 何組合

組合長 理事 何 某
産業組合中央金庫理事長殿

印紙 收入 負債整理資金借用證書(代行、定期)

一金 圓也

右金額ハ農村負債整理資金特別融通及損失補償法ニ依ル負債整理資金トシテ左記條項ニ依リ正ニ借用致候

第一條 借入金ノ利率ハ年 分 厘トシ利息ハ

昭和 年 月 日迄ノ分ヲ 月 日迄ニ爾後

毎年 月 日ヨリ 月 日迄ノ分ヲ 月 日

迄ニ 月 日ヨリ 月 日迄ノ分ヲ 月 日

迄ニ拂込ムヘシ

第二條 借入金ハ左ノ通り分割シテ償還スベシ

一金 昭和 年 月 日

一金 昭和 年 月 日

一金 昭和 年 月 日

一金 昭和 年 月 日

一金 昭和 年 月 日

一金 昭和 年 月 日

(全條十一箇條中第三條以下ハ前記代行年賦ノ第五條以下ト同文ニ付省略ス)

擔保徵收濟報告書

責任 組合ニ對シ貸付ノ爲貴金庫ヨ

リ借用仕候負債整理資金金 圓也ハ其ノ貸付

ヲ了シ擔保トシテ左記債權ヲ質入セシメ其ノ手

續ヲ完了致候此段及御報告候也

昭和 年 月 日

組合事務所

同 名 稱

代 表 者

産業組合中央金庫理事長殿

擔保債權明細表

注意 一、※印紙所ハ當金庫ニ於テ整理番號ヲ附スルモノニ付空白ノ備トナシオク
二、擔保又ハ保證欄ニハ擔保物件ノ種類、數量、保證人ノ氏名等簡單ニ記入
三、擔保及保證人ナキトキハ擔保又ハ保證欄ニ無シト記入ノコト

Table with columns: 姓名, 金額, 證書, 期限, 擔保又ハ保證

第二條 擔保ニ供シタル債權、抵當權又ハ其ノ

目的物ニ付原因ノ如何ヲ問ハス變動ヲ生シタ

ルトキハ直ニ其ノ旨ヲ貴金庫ニ通知スヘシ

第三債務者カ擔保ノ目的タル建物ノ増築、改

築、模様替ヲ爲シ擔保ノ目的タル土地ノ上ニ

建物其ノ他ノ工作物ヲ築造シ其ノ他擔保ノ目

的タル不動産ノ現状ヲ變更セムトスルトキハ

債務者ハ第三債務者ヲシテ豫メ貴金庫ノ承諾

ヲ受ケシムヘシ擔保ノ目的タル不動産ニ付物

權又ハ賃借權ノ設定移轉等ヲ爲サムトスルト

キ亦同シ

第三條 第三債務者ニ於テ抵當不動産ノ處分ヲ

爲サムトスルトキハ必ス貴金庫ノ同意ヲ求メ

シムヘキハ勿論其ノ全部又ハ一部賣却セラレ

タルトキハ期限前ト雖債務者ニ於テ其レニ相

當スル金額ヲ即時辨濟スヘシ

昭和 年 月 日

組合事務所

同 名 稱

組 合 長 理 事 氏

名 印

Table with columns: 參錢收入, 印紙貼用, 擔保差入證竝ニ質入承諾證書

參錢收入

印紙貼用

末尾記載ノ債權及之ニ附隨スル擔保權ハ其ノ證

書ト共ニ昭和 年 月 日附負債整理資金借用

證書ニ基キ當組合カ貴金庫ニ對シ負擔スル債務

金 圓也ノ擔保トシテ同證書ノ約定ニ基

キ差入候處實正也然ル上ハ左記條項相違ナク履

行可致爲後日本證書差入候也

記

第一條 元利金ノ支拂期日ニ至リ其ノ支拂ヲ忘

リタル場合ハ勿論前記證書ニ基キ期限前辨濟

ヲ爲スヘキ場合ニ其ノ支拂ヲ爲ササルトキハ

貴金庫ニ於テ何等ノ通知催告ヲ要セス本擔保

ヲ貴金庫ノ相當ト認メラルル方法、時期、價

格等ヲ以テ任意處分シ其ノ取得金ヲ以テ元利

金諸費用ニ充當セララルルモ何等異議ヲ申立テ

サルヘシ

産業組合中央金庫理事長殿
擔保債權ノ表示

第三債務證書金額	擔保	第三債務證書金額	擔保
者氏名日附	金額	者氏名日附	金額
※		※	

【注意】
 一、※印個所ハ當金庫ニ於テ整理番號ヲ附スルモノニ付空白ノ儘トナシオクコト
 二、擔保ノ欄ニハ田、畑、宅地等ノ擔保ノ種類ヲ記載スルコト
 三、本欄ニテ不足スルトキハ同一様式ニ依リ別紙ニ記載シテ添綴シ綴リ目ニハ組合長印ヲ捺捺ノコト
 四、訂正個所ニハ組合長印ヲ捺捺ノコト

拙者等ニ於テハ前記質入ノ儀正ニ承諾候也
 昭和 年 月 日

住所 氏名
 住所 氏名
 住所 氏名

住所 氏名
 住所 氏名

産業組合中央金庫理事長殿

【注意】
 一、「擔保債權ノ表示」第三債務者氏名欄記載ノ順序ニ依リ署名捺印セシムルコト
 二、「擔保債權ノ表示」記載ノ紙ト本紙トノ綴リ目ニハ組合長印ト初頭ニ署名捺印セル第三債務者ノ印トヲ以テ契印スルコト
 三、第三債務者ノ署名捺印カ更ニ別紙ニ互ルトキハ綴リ目ニハ前紙最後及後紙最初ノ第三債務者ニ於テ契印スルコト
 四、訂正個所ニハ關係者ニ於テ捺印スルコト
 五、連帶借用人アルトキハ必ス署名捺印セシムルコト

負債整理資金個人別拂込年次表

番号	氏名	金額	前	後	年次	期	達	額
			前	後	昭和	年	（昭和	年）
			前	後	前	後	前	後

經由信川組合名
 購買先組合名

トキヲ以テ本文保證ノ責ハ免セラレタルモノト承知可仕候

記

- 一、保證人カ債務ノ一部ヲ辨濟シ債權者ニ代位スル場合ニ於テハ代位ニ依リテ取得スヘキ擔保權ノ順位ヲ無償ニテ貴金庫ニ讓渡シ貴金庫ヲシテ其ノ債權ノ全額ニ付優先權ヲ行フコトヲ得セシムヘキコト
- 二、債務者ト貴金庫トノ間ニ於テ前記證書記載ノ拂込方法其ノ他ニ付變更契約ヲ爲シタルトキニ於テモ異議ヲ申立テサルコト。
- 三、本債務ニ關スル訟訴ニ付 管轄スル裁判所ヲ管轄裁判所ト爲スヘキコト

送金案内

産業組合中央金庫

御中

負債整理資金送金案内

一金也

月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
小計									

【備考】

一、年次拂込額ハ元金ノミ記入スルコト但シ元利均等年賦ノモノハ年賦金ヲ記入スルモ差支ナシ
 毎年拂込期日ガ一回又ハ一回以上ノ場合等ハ適宜様式ヲ修正シテ記入ノコト

保證書

拙者等儀昭和 年 月 日附負債整理資金借用證書ニ基キ 責任 組合カ貴金庫ニ對シ負擔スル債務金 圓也ニ付右證書ノ各條項竝ニ左記了承ノ上債務者竝ニ各保證人相互間ニ於テ連帶シテ債務保證ノ責ニ可任爲後日本保證書差入候也

追而擔保差入手續完備ノ上ハ本保證書御返戻被下度貴金庫ヨル本保證書御返戻相受ケタル

右本日 ニテ送金申上候ニ付御落掌ノ上
ハ別紙領收證ニ御記入御捺印ノ上御送付被下度
此段御案内申上候也

追而御轉貸先組合ヨリノ擔保徵收手續完了ノ
上ハ別表ニ依リ擔保債權明細御報告被下度候
負債整理資金領收證

一金

但昭和 年 月 日付金員借用證書ニ基ク借
入金

右正ニ領收候也

昭和 年 月 日

産業組合中央金庫理事長殿

負債整理資金鑿資金の貸出

産業組合中央金庫では負債整理組合に於ける負
債の條件緩和の協定の成立を促進せしむる爲、負
債整理資金借入前に必要とする負債償還資金(中
央金庫の負債整理資金貸出決定額の範囲内)を
貸出すことになつてゐる。年末など債権者との協
定の期日が切迫し、而も借入迄に猶相當日子を要
すと思はれる場合等この鑿資金借入の必要が生じ

ロ 資産、負債、業務ノ經營及家計ノ狀況ニ關
スル調書

負債に付ては本資金に依り整理せんとするものを明
かならしめ、且擔保物件の性質(數量、價額等)を明
記すること。

ハ 資金借入希望額ヲ記載シタル書類
を添附して市町村長を經由(町村長に在りては
支廳長を經由すること)し提出するのである。
市町村長支廳長が右申請書を進達するに當つて
は副申することを要するのである。

融資銀行では長官の通知を受け、その本人に就
き負債、擔保たる不動産其の他必要なる事項を
調査し長官に報告することになつてゐる。

(2) 借入申込書の提出

以下此處で述べるのは融資銀行中北海道拓殖銀
行(以下拓銀と稱す)よりの場合であるが「融
通案内」は本書の二五頁乃至五五頁に掲載してあ
るので、これを参照すると共に詳細な點につい
ては町村或は拓銀の本支店に就いて問合せを欲
しい。借入申込をせんとする場合は、次の書類

て來ることも尠くないことと思ふ。
尙詳細は本鑿資金貸出取扱要項(本書三五頁)を參
照されたい。

(四) 特別融通資金を融資銀行よ
り借入るゝ場合の手續

融資銀行より負債整理資金の融通を受けんとす
るには先づその者の資格が問題となるのである。

(1) 借入資格

融資銀行から資付けを受けんとする者が負債整
理組合の組合員である場合は、組合の役員の承
認を受けるだけでも良いのであるが、その者が
負債整理組合員でない場合は、長官の承認を受
けなければならぬ。

この長官の承認を受けやうとするには承認申請
書に

イ 理由書

負債整理組合の設立困難なるか、又はその設立を待
ち難き事情或は組合に加入困難なる事情等を詳記す
ること。

を市町村長を經由(町村長に在りては支廳長を
經由)して道廳長官に提出するのである。

イ 土地抵當農村負債整理資金借入申込書二通

(様式は本書三五頁)

この借入申込書には抵當物調書、同上圖面、土地臺
帳簿本及印鑑證明書を添附するのであるが、これ等
の作成に當つては申込書(裏面)の「注意」事項に充分
留意されたい。

ロ 資産、負債業務ノ經營及家計ノ狀況ニ關ス
ル調書 二通

負債に付ては本資金に依り整理せんとするものを明
かならしめ、且擔保物件の性質(數量、價額等)を
明記すること。

ハ 負債償還計畫及經濟更生計畫書 二通

ロ、ハは之を一括して本書二六―三七頁を參照して
作成すればよい。

ニ 負債整理組合の同意書

市町村長及支廳長はこの借入申込書の提出があ
つた場合は之に意見を副へ進達するを要する。

組合員に非ざる者が融資銀行から負債整理資
金を借受けて負債整理をする場合は、結局長官

へ承認申請書及其の添附書類（註　口は重複に付省略し得）と借入申込に要する（イ）乃至（ハ）の書類を提出することが必要となるのである。然し茲に注意すべきは（ハ）の負債償還計画及經濟更生計畫書の作成については組合員でないから、市町村負債整理委員会又は市町村長の指導を受けなければならぬ。

(3) 長官の供給決定

長官は前記の借入申込書を受理した時は意見を附し、拓銀と協議を爲して資金供給決定を爲すのである。

(4) 拓銀より貸付決定書送附

拓銀は長官から前記の供給決定の通知を受け、貸付金額を定め借入申込者に貸付決定書を送附する。（支店の区域内に於ては支店を通して送附せられる）

其の後の手續は拓銀の要求する書類を整備して差出し、資金の貸付を受けることとなるのである。

農村負債整理關係法規

へ承認申請書及其の添附書類（註　ロは重複に付省略し得）と借入申込に要する（イ）乃至（ハ）の書類を提出することが必要となるのである。然し茲に注意すべきは（ハ）の負債償還計書及經濟更生計書の作成については組合員でないから、市町村負債整理委員会又は市町村長の指導を受けなければならぬ。

(3) 長官の供給決定

長官は前記の借入申込書を受理した時は意見を附し、拓銀と協議を爲して資金供給決定を爲すのである。

(4) 拓銀より貸付決定書送附

拓銀は長官から前記の供給決定の通知を受け、貸付金額を定め借入申込者に貸付決定書を送附する。（支店の区域内に於ては支店を通して送附せられる）

其の後の手續は拓銀の要求する書類を整備して差出し、資金の貸付を受けることとなるのである。

農村負債整理關係法規

農村負債整理組合法

(昭和八年三月二十九日法律第二十一號
同年七月三十一日勅令第二百四號ヲ以テ八月一日ヨリ施行)

改正 昭和十一年五月二十七日法律第二十一號
昭和十二年八月十三日法律第七十七號
同年十一月二十九日勅令第六百七十七號ヲ以テ十二月一日ヨリ施行

第一章 總 則

第一條 本法ハ農山漁村ニ居住スル者ノ經濟更生
ヲ圖ル爲隣保共助ノ精神ニ則リ其ノ者ヲシテ負
債整理組合ヲ組織セシメ組合ノ樹立シタル負債
償還計畫及經濟更生計畫ヲ履行セシメ以テ其ノ
負債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ負債トハ負債整理組合ノ組合
員ノ負擔スル私法上ノ金錢債務ニシテ組合設立
前ニ生ジタルモノヲ謂フ但ン本法施行後ニ生ジ
タルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認
可ヲ受ケタルモノニ限ル

第三條 負債整理組合ノ組合員本法ニ依リ負債整
理ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ
負債整理組合ニ對シ其ノ旨ヲ申出ヅベシ
負債整理組合前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ命令

ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員及債權者間ニ於ケ
ル負債ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ
他ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ニ付斡旋ヲ爲スベ
シ

第四條 前條ノ斡旋ニ依リ協定成ラザル負債ニ付
テハ負債整理組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町
村負債整理委員會ニ對シ其ノ協定ノ斡旋ヲ請求
スルコトヲ得

市町村負債整理委員會ノ組織、權限其ノ他必要
ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 前條ノ市町村負債整理委員會ノ斡旋ニ依
リ協定成ラザルトキ又ハ負債整理組合ノ事務所
ノ所在地タル市町村ニ市町村負債整理委員會ナ
キ爲其ノ斡旋ニ依ルコト能ハザルトキハ債務者
タル組合員又ハ債權者ハ金錢債務臨時調停法第

二條第一項ノ期日ニ關スル制限ノ規定ニ拘ラズ
同法ニ依ル調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第六條 第三條第一項ノ規定ニ依リ負債整理ノ申
出アリタル負債ニ付金錢債務臨時調停法ニ依ル
調停事件繫屬スルトキハ裁判所又ハ調停委員會
ハ第三條第二項又ハ第四條ノ規定ニ依ル斡旋ノ
終了ニ至ル迄其ノ調停手續ヲ中止スルコトヲ得

第七條 負債整理組合ヨリ負債整理資金ノ貸付ヲ
受ケタル組合員ガ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セザル
ニ至リタル場合ニ於ケル負債整理組合ノ不動産
其ノ他ノモノノ取得ニ關シテハ地方稅ヲ課スル
コトヲ得ズ

負債整理組合ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業
遂行ノ爲必要ナル土地ヲ取得スル場合亦前項ニ
同ジ

第八條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ
シテ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受
ケ第十一條ノ事業ヲ行フモノハ本章ノ適用ニ關
シテハ之ヲ負債整理組合ト看做ス但シ第二條中
組合設立前トアルハ行政官廳ノ認可前トス

前項ノ法人ガ第十一條ノ事業ノ認可ヲ申請スル
コトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ十三年間ト
ス

第九條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル
地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

第二章 負債整理組合

第十條 負債整理組合ハ組合員ノ經濟更生ヲ圖ル
爲隣保共助ノ精神ニ則リ組合員ヲシテ其ノ負債
ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス

第十一條 負債整理組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左
ノ事業ヲ行フ

- 一 組合員ノ負債償還計畫及經濟更生計畫ノ樹
立
 - 二 債務者タル組合員及債權者間ニ於ケル負債
ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ他ノ
條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋
 - 三 組合員ニ對スル負債整理資金ノ貸付
 - 四 前各號ニ掲ゲルモノノ外組合員ノ負債整理
ニ必要ナル事業
- 負債整理組合ハ組合員ガ負債整理ノ爲其ノ所有

地ヲ處分スル場合ニ於テ組合員タル小作人其ノ
他ノ者ガ其ノ土地ヲ購入セントスルトキハ命令
ノ定ムル所ニ依リ之ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス
コトヲ得

第十二條 負債整理組合ハ法人トス

第十三條 負債整理組合ハ一定ノ地區内ニ居住ス
ル者ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ地區ハ部落其ノ他之ニ準ズル區域ニ依ル
但シ特別ノ事由アルトキハ町村ノ區域ニ依ルコ
トヲ得

第十四條 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保證
責任ノ二種トス

無限責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ
債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員
ノ全員ガ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ保證責任ノ組
合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済ス
ルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ
出資額ノ外一定ノ金額(保證金額)ヲ限度トシ
テ責任ヲ負擔ス

第十五條 負債整理組合ヲ設立セントスルトキハ

設立者ハ規約ヲ作成シ命令ノ定ムル所ニ依リ地
方長官ニ設立ノ認可ヲ申請スベシ
規約ニハ本法ニ規定アルモノヲ除クノ外左ニ掲
グル事項ヲ記載シ設立者之ニ署名又ハ記名捺印
スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 組織
- 四 地區
- 五 事務所ノ所在地
- 六 組合員ノ加入脱退ニ關スル規定
- 七 事業ノ執行ニ關スル規定
- 八 役員ニ關スル規定
- 九 損失分擔ニ關スル規定
- 十 組合ガ公告ヲ爲ス方法
- 十一 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキ
ハ其ノ時期又ハ事由
- 十二 無限責任ノ組合ニ在リテハ組合費ノ分擔
ニ關スル規定
- 十三 保證責任ノ組合ニ在リテハ出資一口ノ金

額及其ノ拂込ノ方法並ニ保證金額ニ關スル規定

第十六條 前條第一項ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ十三年間トス

第十七條 負債整理組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ主たる事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 第十五條第二項第一號乃至第五號及第十一號ニ掲ゲタル事項

二 設立認可ノ年月日

三 理事及監事ノ氏名及住所

四 保證責任ノ組合ニ在リテハ出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

前項ニ掲ゲタル事項ニ變更アリタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スベシ

第十八條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條 負債整理組合ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ

第二十條 負債整理組合ノ設立登記ノ申請書ニハ無限責任ノ組合ニ在リテハ産業組合法第十六條

ノ五第一項第三號ニ掲ゲル事項ヲ、保證責任ノ組合ニ在リテハ同條同項第一號、第二號及第四號ニ掲ゲル事項ヲ記載シタル組合原簿ヲ添附スベシ

組合員ノ加入ニ因ル變更登記ノ申請書ニハ無限責任ノ組合ニ在リテハ加入者ノ氏名及住所ヲ、保證責任ノ組合ニ在リテハ加入者ノ氏名、住所及保證金額ヲ記載シタル組合原簿ヲ添附スベシ
第十七條第三項及第十八條並ニ産業組合法第十六條ノ四第一項及第十六條ノ五第二項ノ規定ハ組合原簿ニ之ヲ準用ス但シ同法第十六條ノ四第一項中地方長官トアルハ事務所所在地ノ登記所トス

第二十一條 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ醸出セシムルコトヲ得
前項ノ積立金ノ管理、處分其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條

負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外總組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ
脱退シタル組合員ハ脱退前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付第十四條第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第二十三條

負債整理組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第十四條第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第二十四條

産業組合法第三條、第四條第六條、第七條、第二十三條、第二十五條乃至第三十一條ノ二、第三十二條乃至第三十八條、第三十九條、第四十九條、第六十條第一項（清算ニ關スル規定ヲ除ク）、第六十條ノ二、第六十一條（清算ニ關スル規定ヲ除ク）、第六十二條、第六十五條、第六十八條、第六十九條、第七十四條ノ二第一項及第九十三條ノ二、民法第四十七條、第四十八條、第六十條、第七十三條乃至第八十二條及第八十四條第一號並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、

第十七條、第一百十九條乃至第二百二十二條、第二百三十六條乃至第三百三十八條、第四百二十二條、第四百十三條、第四百七十七條乃至第五百七十七條、第七百七十五條乃至第七百七十七條及第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三條ノ二中三百圓トアルハ二百圓トシ民法第四十八條及第七十七條中一週間トアルハ二週間トス

産業組合法第十一條、第十二條、第十七條第一項、第十八條乃至第二十一條、第四十條乃至第四十二條、第四十五條、第四十八條、第五十三條、第五十六條及第五十七條ノ規定ハ保證責任ノ負債整理組合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 負債整理組合ノ理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ組合ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ組合財産ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ハ之ヲ適用セズ

第三章 負債整理事業資金特別融通
及損失補償（削除）

附 則（省略）

産業組合法中準用條文

第三條 産業組合ノ住所ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第四條 産業組合ノ名稱中ニハ其ノ組織及目的ヲ示スヘキ文字ヲ用フヘシ

産業組合ニ非スシテ其ノ名稱中ニ産業組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第六條 産業組合ニハ所得稅、營業收益稅及營業稅ヲ課セス

第七條 産業組合ハ七人以上ニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

第十一條 出資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムヘシ

出資一口ノ金額ノ最高限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 組合カ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク各組員ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

第十六條ノ四（第一項） 組合ハ主タル事務所ノ移轉又ハ組織變更ノ登記ニ關スル届出ヲ爲スト同時ニ組合原簿ヲ地方長官ニ提出スヘシ但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條ノ五（第一項及第二項） 組合原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 出資ノ總口數
- 二 拂込ミタル出資ノ總額
- 三 無限責任組合ニ在リテハ各組員ノ氏名、住所
- 四 保證責任組合ニ在リテハ各組員ノ氏名、住所及保證金額

登記所ノ受理シタル組合原簿ハ之ヲ登記簿ノ一部ト看做シ其ノ記載ハ之ヲ登記ト看做ス

第十七條（第一項） 組員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

第十八條 組員ハ組合ニ拂込ムヘキ出資額ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ス

第十九條 組員ハ組合ノ承諾アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス

組員ニ非サル者ニシテ持分ヲ讓受ケムトスルトキハ加入ノ例ニ依ルヘシ

第二十條 組員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ス

第二十一條 持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十三條 組員ハ總組員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ總會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ理事ニ請求スルコトヲ得

第二十五條 産業組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立ノ當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テテ定ムヘシ

第二十六條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此

ノ限ニ在ラス

第二十七條 理事又ハ監事ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十八條 理事及監事ノ選任及解任ハ總組員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 理事ハ定款及總會ノ決議録ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クヘシ

組員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第二十九條ノ二 組員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 各組員ノ氏名、住所
- 二 各組員ノ出資口數
- 三 各組員ノ拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日
- 四 出資各口ノ取得ノ年月日
- 五 保證責任組合ニ在リテハ各組員ノ保證金額

第三十條 理事ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ
財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處
分案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フ
ヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ
閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條 理事ハ前條第一項ニ掲ケタル書類及
監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ
求ムヘシ

第三十一條ノ二 産業組合カ其ノ組合員ニ對シテ
爲ス通知又ハ催告ハ組合員名簿ニ記載シタル組
合員ノ住所又ハ其ノ者カ組合ニ通知シタル住所
ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ
時ニ到達シタルモノト看做ス

第三十二條 民法第四十四條第一項、第五十二條
第二項、第五十三條乃至第五十五條及第六十一
條第一項ノ規定ハ産業組合ノ理事ニ之ヲ準用ス
(民法第四十四條第一項) 法人ハ理事其他ノ代理人カ
其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル
責ニ任ス

(民法第五十二條第二項) 理事數人アル場合ニ於テ定

款又ハ寄附行爲ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ
理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

(民法第五十三條) 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人
ヲ代表ス但シ定款ノ規定又ハ寄附行爲ノ趣旨ニ違反
スルコトヲ得ス又社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ
從フコトヲ要ス

(民法第五十四條) 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之
ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(民法第五十五條) 理事ハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ
決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行爲
ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

(民法第六十一條第一項) 社団法人ノ理事ハ必要アリ
ト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコト
ヲ得

第三十三條 監事ハ理事其ノ他組合ノ事務員ト相
兼ヌルコトヲ得ス

第三十四條 民法第五十九條ノ規定ハ産業組合ノ
監事ニ之ヲ準用ス

(民法第五十九條) 監事ノ職務左ノ如シ

- 一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト

三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アル

コトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ
報告スルコト

四 前號ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ招
集スルコト

第三十四條ノ二 理事缺ケタルトキハ總會ノ招集
ハ監事之ヲ行フ

理事カ第二十三條ノ規定ニ依ル請求アリタル日
ヨリ二週間内ニ正當ノ事由ナクシテ總會招集ノ
手續ヲ爲ササルトキハ監事ハ其ノ總會ヲ招集ス
ヘシ

第三十五條 組合カ理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テ
ハ監事組合ヲ代表ス組合ト理事トノ間ノ訴訟ニ
付テモ亦同シ

第三十六條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ
定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決
權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十七條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フ
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但
シ組合員ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スヘ

シ

第三十八條 民法第六十二條、第六十四條、第六
十五條第一項及第六十六條ノ規定ハ産業組合ニ
之ヲ準用ス

(民法第六十二條) 總會ノ招集ハ少クトモ五日日前ニ其
會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從
ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

(民法第六十四條) 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ
依リテ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノ決議ヲ爲
スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在
ラス

(民法第六十五條第一項) 各社員ノ表決權ハ平等ナル
モノトス

(民法第六十六條) 社団法人ト或社員トノ關係ニ付キ
議決ヲ爲ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

第三十九條 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルヘシ
第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレ
ハ其ノ効力ヲ生セス

第四十條 組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ
爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財
産目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

第四十一條 債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス

第四十二條 前二條ノ規定ハ保證責任組合カ組合員ノ保證金額ヲ減少スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十五條 組合ハ第五十三條ノ場合ヲ除クノ外持分ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得ス

第四十八條 組合ハ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四十九條 組合員ノ加入ハ無限責任組合ニ在リテハ總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

前項ノ同意ニ付テハ組合ハ總組合員ニ對シ加入ニ異議アラハ二週間ヲ下ラサル一定ノ期間内ニ

之ヲ述フヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ期間内ニ異議ヲ述ヘサル者ハ同意ヲ爲シタルモノト看做ス

第五十三條 脱退シタル組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

第五十六條 持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合財産ヲ以テ組合ノ債務ヲ完済スルニ足ラサルトキハ脱退シタル組合員ハ其ノ負擔ニ歸スヘキ損失額ヲ拂込ムヘシ

第五十七條 脱退シタル組合員カ組合ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第六十條 第一項 (清算ニ關スル規定ヲ除ク) 監督官廳ハ何時ニテモ理事又ハ清算人ヲシテ組合ノ事業、財産又ハ清算事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合ノ事業、財算又ハ清算事務ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第六十條ノ二 理事ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アルトキハ地方長官ハ假ニ理事ヲ選任スルコト

方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第六十八條 組合ハ總組合員ノ同意ヲ以テ其ノ組織ヲ變更スルコトヲ得

組合カ組織變更ニ因リ組合員ノ責任ヲ減少スルトキハ第四十條及第四十一條ニ定メタル手續ヲ爲スヘシ

第六十九條 民法第七十條ノ規定ハ産業組合ノ解散ニ之ヲ準用ス

(民法第七十條) 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若ハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス
前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十四條ノ二(第一項) 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ
第九十三條ノ二 組合ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上三百圓以下ノ過料ニ處セラル

一 本法ニ定メタル届出若ハ組合原簿ノ提出ヲ

ヲ得

第六十一條 (清算ニ關スル規定ヲ除ク) 組合ノ事業又ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲カ定款若ハ法令ニ違背シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ主務大臣又ハ地方長官ハ總會ノ決議ヲ取消シ、理事、監事若ハ清算人ノ改選ヲ命シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ヲ解散スルコトヲ得

第六十二條 組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二 總會ノ決議
- 三 組合ノ合併
- 四 組合員カ七人未滿ニ減シタルトキ
- 五 組合ノ破産

第二十八條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ無限責任組合カ合併セムトスルトキ又ハ保證責任組合若ハ有限責任組合カ合併ニ因リテ組織變更ト同一ノ結果ヲ生スヘキトキハ其ノ合併ニ付總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第六十五條 總會ノ決議ニ因ル解散又ハ合併ハ地

- 爲スコトヲ忘リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シ若ハ組
合原簿ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 二 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ
事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 三 第二十九條第一項及第三十條第一項ノ規定
ニ違背シ又ハ第二十九條第一項及第三十條第
一項ニ掲ケタル書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載
セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ若ハ正當
ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ
- 四 第一條第五項、第四十三條、第四十五條乃
至第四十六條ノ二、第四十八條又ハ第七十二
條ノ規定ニ違背シタルトキ
- 五 第六十條ノ報告ヲ爲サス又ハ検査ヲ拒ミ其
ノ他監督官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハサルトキ
- 六 民法第七十九條ノ期間内ニ債權者ニ辨償ヲ
爲シタルトキ

民法中準用條文

第四十五條(第一項) 法人ハ其設立ノ日ヨリ二週

間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スコト

- 七 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル
公告ヲ爲スコトヲ忘リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シ
タルトキ
 - 八 民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ違背
シタルトキ
 - 九 組合ノ目的タル事業ニ非サル營利事業ヲ營
ミタルトキ
 - 十 第四十條又ハ第四十一條ノ規定ニ違背シテ
出資一口ノ金額若ハ組合員ノ保證金額ヲ減少
シ、第五十八條ノ規定ニ依ル責任期間ノ短縮
ヲ爲シ又ハ組合ノ合併若ハ組織變更ヲ爲シタ
ルトキ
 - 十一 法令又ハ定款ニ違背シテ剩餘金ヲ處分シ
タルトキ
- (民法第七十條ハ第六十九條ノ參照ニ出テ、民法第七
十九條及第八十一條ハ後掲ス)

ヲ要ス

- 第四十六條 登記スヘキ事項左ノ如シ
 - 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 事務所
 - 四 設立許可ノ年月日
 - 五 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
 - 六 資産ノ總額
 - 七 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法
 - 八 理事ノ氏名、住所
- 前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ
一週間内ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在
リテハ其變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス
- 第四十七條 第四十五條第一項及ヒ前條ノ規定ニ
依リ登記スヘキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スル
モノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間
ヲ起算ス
- 第四十八條 法人カ其事務所ヲ移轉シタルトキハ
舊所在地ニ於テハ一週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ
新所在地ニ於テハ同期間内ニ第四十六條第一項

ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

- 同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉
シタルトキハ其移轉ノミノ登記ヲ爲スコトヲ要
ス
- 第六十條 社團法人ノ理事ハ少クとも毎年一回社
員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス
- 第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍
内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尙ホ存続ス
ルモノト看做ス
- 第七十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合
ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若ハ寄附行
爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選
任シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナ
キトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル
虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請
求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコト
ヲ得
- 第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利
害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以

テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十七條 清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後一週内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記シ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一週内ニ其氏名、住所ノ登記ヲ爲シ且ツ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
- 二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
- 三 殘餘財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二ヶ月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ス前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ

附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ス

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第八十條 前條ノ期間後ニ申出テタル債權者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ歸屬權利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノミ請求ヲ爲スコトヲ得

第八十一條 清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終リタルモノトス

本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第八十二條 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得

第八十四條(第一號) 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル

非訟事件手續法中準用條文

第三十五條(第二項) 法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其ノ主タル事務所所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

第三十六條 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲サシムルコトヲ得
第三十七條ノ二 第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ法人ノ清算人又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十九條ノ三 商法第百二十四條又ハ第九十八條ノ規定ニ依リ裁判所カ検査役ヲ選任シタル場合ニ於テハ會社ヲシテ之ニ報酬ヲ與ヘシムルコトヲ得其ノ額ハ取締役及ヒ監査役ノ陳述ヲ聽キ裁判所之ヲ定ム

一 本章ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ忘リタルトキ

(商法第百二十四條) 取締役ハ其選任後遲滞ナク第百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項及ヒ第一回ノ拂込ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査セシムル爲検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聽キ第百三十五條ノ規定ニ準據シテ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

(商法第百二十二條) 左ニ掲ケタル事項ヲ定メタルトキハ之ヲ定款ニ記載スルニ非サレハ其ノ効ナシ

一 (二(略))
三 發起人カ受クヘキ特別ノ利益及ヒ之ヲ受クヘキ者ノ氏名

四 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名、其財産ノ種類、價額及ヒ之ニ對シテ與フル株式ノ數

五 會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用及ヒ發起人カ受

クヘキ報酬ノ額

(商法第三十五條) 創立總會ニ於テ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得但金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者アル場合ニ於テ之ニ對シテ與フル株式ノ數ヲ減シタルトキハ其者ハ金錢ヲ以テ拂込ヲ爲スコトヲ得

第二百二十九條ノ四 前二條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第一百七七條 法人ノ登記ニ付テハ法人ノ事務所所在地ノ區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第一百十九條 各登記所ニ法人登記簿及ヒ夫婦財産契約登記簿ヲ備フ

第二百二十條 法人設立ノ登記ハ理事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ定款、理事ノ資格ヲ證スル書面及ヒ主務官廳ノ許可書又ハ其ノ認證アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百二十一條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其

他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、理事ノ缺ケタル場合ニ於テハ假理事ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ理事又ハ假理事ノ資格ヲ證スル書面及ヒ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附シ且主務官廳ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ其許可書又ハ其認證アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル理事又ハ假理事カ同一登記所ニ第一項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セス

第二百二十二條 法人ノ解散ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及ヒ理事カ清算人タラサル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第三百三十六條 清算人ノ選任又ハ解任ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄トス銀行又ハ無盡業若クハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督亦同シ

第三百三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對

爲スヘシ

第四百十七條 登記スヘキ事項ノ登記、其變更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク

外當事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十八條 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

第四百十八條ノ二 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記カ商法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四百十九條 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人ノ署名、捺印スヘシ

一 申請人ノ氏名、住所、會社カ申請人ナルトキハ其商號及ヒ本店又ハ支店

二 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其氏名、住所

シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス裁判所カ銀行又ハ無盡業若クハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督ニ付キ爲シタル命令ニ對シ亦同シ

第三百三十八條 左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治產者及ヒ準禁治產者
- 三 剝奪公權者及ヒ停止公權者
- 四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人
- 五 破產者

第四百十二條 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閱覽ヲ許シ又ハ手数料ヲ納付スルトキハ之ニ其謄本若クハ抄本ヲ交付スヘシ

登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ疏明シテ申請ヲ爲シタル者ニハ其關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閱覽ヲ許スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第四百十三條 登記所ハ申請ニ因リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ

- 三 登記ノ目的及ヒ事由
- 四 年月日
- 五 登記所ノ表示

第五十條 本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ニ因リ連署スルコト能ハサルモノアルトキハ其他ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得
連署ヲ爲スコト能ハサル事由ハ之ヲ證明スルコトヲ要ス

第五十條ノ二 官廳ノ許可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ官廳ノ許可書又ハ其認證アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第五十條ノ三 本店及支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ニ付キ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書ニ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

第五十一條 登記所ハ登記ノ申請カ商法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定

ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス

第五十一條ノ二 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一箇月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ

登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代ヘ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告スヘシ
登記所ハ右ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セシムルコトヲ得

第五十一條ノ三 異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ

前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第五十一條ノ四 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議

ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

第五十一條ノ五 前三條ノ規定ハ本店及支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ノ登記ニ付テハ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ニノミ之ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テ本店所在地ノ登記所カ登記ヲ抹消シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ支店所在地ノ登記所ニ通知スヘシ

支店所在地ノ登記所カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク登記ヲ抹消スヘシ

第五十一條ノ六 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク登記ヲ爲シタル者ニ其旨ヲ通知スヘシ但其錯誤又ハ遺漏カ登記所ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ遲滞ナク地方裁判所長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲スヘシ

第五十二條 (削除)

第五十三條 (削除)

第五十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ司法大臣ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回復ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第五十五條 司法大臣ハ數箇ノ登記所ノ管轄ニ屬スヘキ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得

第五十六條 登記簿ノ調製其他登記ニ關スル施行細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條、第二十四條及ヒ第五十九條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス
第五十七條 清算人ニ關スル登記ハ清算ヲ爲スヘキ會社ノ登記所ノ管轄トス

前項ノ登記ハ會社ノ登記ニ記載シテ之ヲ爲ス
第七十六條 清算人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ其選任及ヒ商法第九十條第二號並ニ第三號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
第七十七條 商法第九十條ニ掲ケタル事項ノ變

更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ現任清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
申請書ニハ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百六條 民法第八十四條、第一千七百七條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十二條、第二百六十二條ノ二及ヒ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條及ヒ小切手法第七十一條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス
第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事

農村負債整理組合法施行規則

改(昭和十二年十一月二十九日)
正(農林、大藏、內務省令)

ノ意見ヲ求ムヘシ
當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス
手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス
抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス
第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス
過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但シ執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

第一條 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第

八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人(以

下單ニ負債整理事業ヲ行フ法人ト稱ス)ノ組合員負債整理ノ申出ヲ爲サントスル場合ニ於テハ其ノ組合又ハ法人ニ對シ誠實ニ負債ノ償還及經濟更生ニ努メ以テ負債整理ヲ爲スベキ旨ノ誓約ヲ爲スベシ

第二條 組合員前條ノ場合ニ於テハ負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人ニ對シ其ノ資産、業務ノ經營及家計ノ狀況ヲ明カニシ債務毎ニ其ノ債權者、發生年月日、金額、利率、償還期限、償還方法、辨濟狀況、債務發生ノ事情等ヲ具シ其ノ負擔スル一切ノ債務(公法上ノ債務ヲ含ム)ヲ申出ヅベシ

第三條 負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人負債整理ノ申出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ債權者(公法上ノ債權者ヲ除ク)ニ通知スベシ

第四條 負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人負債整理ノ申出ヲ受ケタルトキハ組合員ノ資産負債、業務ノ經營及家計ノ狀況竝ニ負債ノ性質等各般ノ事情ヲ考慮シ遲滞ナク其ノ負債償還

計畫及更生計畫ヲ樹立シ農村負債整理組合法第三條ノ幹旋ヲ爲スベシ

第五條 農村負債整理組合法第二條但書ノ認可ノ申請ハ負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シテ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 認可ヲ受クベキ債務ノ債務者ノ氏名、住所、職業竝ニ資産及負債ノ狀況
- 二 認可ヲ受クベキ債務ノ債權者ノ氏名、住所、職業ノ外其ノ債務ノ發生年月日、金額、利率、償還期限、辨濟狀況其ノ他債務ノ性質ヲ知ルニ必要ナル事項
- 三 認可ヲ受クベキ債務ノ整理ヲ必要トスル理由

第六條 農村負債整理組合法第四條ノ請求ハ債務者タル組合員又ハ債權者ノ申出ニ因リ負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人同法第三條ノ幹旋ノ經過ヲ具シ之ニ關スル一切ノ書類ヲ添附シテ組合又ハ法人ノ事務所ノ所在地タル市町村ノ市町村負債整理委員會ニ之ヲ爲スベシ

第六條ノ二 農村負債整理組合法第七條第二項ノ規定ニ依リ負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人ノ土地取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ザルハ負債償還ノ爲負債整理組合ノ組合員又ハ負債整理事業ヲ行フ法人ノ組織者ノ共同耕作等ノ作業ニ依リ收益ヲ舉グル目的ヲ以テ土地ヲ取得スル場合ニ限ル

第七條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ同法第十一條ノ負債整理事業ノ認可ヲ申請セントスルトキハ認可申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シテ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 理由書
- 二 總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本
- 三 負債整理事業計畫要領書
- 四 定款又ハ規約
- 五 財産目錄
- 六 貸借對照表又ハ收支決算書
- 七 事業報告書

第八條 負債整理事業ヲ行フ法人前條第三號ノ負

作料金額ヨリ公租公課ノ金額ヲ控除シタル殘額ヲ年賦率ヲ以テ除シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十一條 負債整理組合ノ設立認可申請書ニハ規約及負債整理事業計畫要領書ヲ添附スベシ
第十二條 保證責任ノ負債整理組合ノ出資一口ノ金額ハ五十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
保證責任ノ負債整理組合ノ出資一口ノ金額ハ十圓ヲ下ルコトヲ得ズ

第十三條 保證責任ノ負債整理組合ノ組合員ノ保證金額ハ其ノ出資額ノ五倍ニ相當スル金額ヲ下ルコトヲ得ズ

第十四條 保證責任ノ負債整理組合ノ第一回拂込ノ金額ハ出資一口ノ金額ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第十五條 負債整理組合ノ理事及監事ハ規約ヲ以テ定ムルニ非ザレバ給料、報酬又ハ賞與ヲ受クルコトヲ得ズ

第十六條 負債整理組合ノ毎年ノ剩餘金ハ之ヲ積

債整理事業計畫要領書ニ基キ負債整理事業計畫ヲ作成シ又ハ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第九條 前條ノ規定ハ負債整理事業ヲ行フ法人農村負債整理組合法第十一條ノ事業ノ一部ヲ休止シ又ハ廢止セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 負債整理組合ハ其ノ組合員タル小作人其ノ他ノ者ガ自作田畑又ハ自家用宅地トシテ土地ヲ購入スル場合ニシテ且特ニ左ニ掲グル事項ニ付自作農創設維持補助助成規則ニ依リ助成スル自作農創設ノ趣旨ニ適合スル場合ニ限り農村負債整理組合法第十一條第二項ノ規定ニ依リ之ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

- 一 資金借受人ノ資格
- 二 購入土地ノ單價及總價額ノ制限
- 三 自作ヲ繼續スベキ年限
- 四 讓渡又ハ抵當權設定ノ制限
- 五 資金借受人ガ第一號乃至第四號ノ事項ニ違反シタル場合ノ處置

前項第二號ノ土地ノ單價ニ關スル標準價格ハ小立ツベシ

前項ノ積立金ハ損失ヲ填補スル場合ノ外之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第十七條 負債整理組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ管理ハ左ノ方法ニ依ルベシ
一 有價證券ノ供託
二 郵便貯金法ニ依ル貯金又ハ有價證券ノ保管
三 産業組合中央金庫又ハ其ノ負債整理組合ガ負債整理資金ノ特別融通ヲ受ケタル信用組合ヘノ貯金

第十八條 前條ノ有價證券ノ種類ハ左ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ

- 一 國債證券
- 二 産業債券、勸業債券、農工債券又ハ北海道拓殖債券

第十九條 負債整理組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ處分ハ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可申請書ニハ理由書、財産目錄及貸借對照表ヲ添附スベシ

第二十條 負債整理組合ノ理事ハ總會ノ承認ヲ經タル後遲滞ナク農村負債整理組合法第二十四條ノ規定ニ依リ準用セラルル産業組合法第三十條第一項ニ掲グル書類ヲ地方長官ニ差出スベシ

第二十一條 負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人ノ事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 組合員數竝ニ出資口數ノ異動
- 二 出資拂込ノ總額竝ニ各種積立金ノ金額
- 三 借入又ハ償還シタル金額及借入金ノ利率
- 四 貸付ヲ爲シ又ハ償還ヲ受ケタル負債整理資金ノ件數及金額竝ニ貸付金ノ利率
- 五 損益計算
- 六 總會又ハ總代會ノ決議

第二十二條 負債整理組合ハ毎年總會ニ於テ其ノ年ニ於ケル借入金ノ最高限度ヲ議決スベシ

負債整理組合ハ總會ニ於テ一組合員ニ對シテ爲ス貸付金額ノ最高限度ヲ議決スベシ

理事ハ前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ報告スベシ

第二十三條 負債整理組合ノ組合員ハ左ノ事由ニ

因リテ脱退ス

- 一 組合員タル資格ノ喪失
- 二 死亡
- 三 破産
- 四 禁治産
- 五 除名

第二十四條 除名ノ事由ハ規約ヲ以テ之ヲ定ム

除名ハ總會ノ決議ニ依ル但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ズ

産業組合法第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條 負債整理組合ノ理事及監事ノ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ氏名及住所竝ニ變更ノ事由及年月日ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第二十六條 負債整理組合ノ規約ノ變更ノ認可申請書ニハ理由書及總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第二十七條 負債整理組合ノ組織變更ノ認可申請書ニハ前條ニ掲グル書類ノ外總組合員ノ同意ヲ

證スル書面ヲ添附スベシ

第二十八條 第八條ノ規定ハ負債整理組合ガ第十一條ノ負債整理事業計畫要領書ニ基キ負債整理事業計畫ヲ作成シ、之ニ重大ナル變更ヲ加ヘ又ハ其ノ事業ノ一部ヲ休止セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 負債整理組合ノ總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ理由書、總會ノ決議録ノ謄本、財産目録及貸借對照表ヲ添附スベシ

第三十條 地方長官農村負債整理組合法第二十四條ノ規定ニ依リ準用セラルル産業組合法第六十條第一項又ハ第六十一條ノ規定ニ依リ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ

農林大臣ニ報告スベシ

第三十一條 負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人ガ農村負債整理組合法、同法ニ基ク命令又ハ本則ニ依リ主務大臣、地方長官其ノ他ノ官廳ニ對シテ爲ス申請、届出又ハ報告ハ組合又ハ法人ノ事務所所在地ノ市町村長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第三十二條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

附 則

本令ハ農村負債整理組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農村負債整理資金特別融通及損失補償法

(昭和十二年八月十四日法律第七十七號
昭和十二年十一月二十九日勅令第六百七十七號ヲ以テ十二月一日ヨリ施行)

第一條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ負債整理事業ヲ助成スル爲必要アリト認ムルトキハ負債

整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ニ對シ主務大臣

ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得
産業組合中央金庫ノ爲ス前項ノ特別融通ハ所屬
信用組合ガ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ
依リ負債整理事業ヲ行フ場合又ハ所屬信用組合
ガ其ノ組合員タル負債整理組合若ハ農村負債整
理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行
フ法人ニ對シ負債整理資金ヲ融通スル場合ニ於
テ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ信用組合ニ對シ之
ヲ爲スモノトス

日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓殖銀行(以
下融資銀行ト稱ス)ハ負債整理組合ノ組合員、
農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整
理事業ヲ行フ法人ノ組織者又ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ負債ノ整理ヲ爲ス者ニ對シ主務大臣ノ定
ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

第二條 市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行
ガ前條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得ル
期間ハ本法施行ノ日ヨリ十年間トシ其ノ融通ノ
期限ハ本法施行ノ日ヨリ二十五年ヲ超ユルコト
ヲ得ズ

第三條 融資銀行ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通

ヲ爲ス場合ニ於ケル貸付金額ハ日本勸業銀行法
第十八條又ハ農工銀行法第十條ノ規定ニ拘ラズ
其ノ擔保タル不動産ニ付鑑定シタル價格以內ト
ス

第四條 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法
第三條及第四條ノ規定ハ産業組合中央金庫ガ第
一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス場合ニ、不動
産融資及損失補償法第四條及第五條ノ規定ハ融
資銀行ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス場
合ニ之ヲ準用ス

第五條 北海道府縣ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融
通ヲ爲スニ因リ市町村ガ損失ヲ受ケタルトキ之
ニ對シ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以內ノ金額
(市町村ニ對スル損失補償金)ヲ補償スルノ契約
ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ損失補償ノ契約ニ基キ北海道府縣
ガ損失補償ヲ爲シタルトキ之ニ對シ其ノ市町村
ニ對スル損失補償金ノ三分ノ二ニ相當スル金額
ヲ補給スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ北海道府縣ガ市町村ニ對シ
テ爲ス損失補償ノ契約ニ於テハ北海道府縣ノ市
町村ニ對スル損失補償金中其ノ六分ノ一ニ相當
スル金額ヲ當該市町村ニ於テ負擔スベキ旨ヲ定

ムベシ但シ特別ノ事由アルトキハ命令ノ定ムル
所ニ依リ市町村ノ負擔スベキ金額ノ割合ニ付別
段ノ定ヲ爲シ又ハ市町村ヲシテ負擔ヲ爲サシメ
ザルコトヲ得

第六條 政府ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲
スニ因リ産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ損失
ヲ受ケタルトキハ産業組合中央金庫ニ對シテハ
其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以內、融資銀行ニ
對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ二以內ノ金
額ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第七條 第五條第一項及前條ノ損失ヲ決定スル基
準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 第五條第二項及第六條ノ規定ニ依ル政府
ノ補給金及補償金ノ總額ハ一億二千萬圓ヲ超ユ
ルコトヲ得ズ

第九條 第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲シタル

ニ因リ市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行
ノ受ケタル損失及其ノ額ハ負債整理資金特別融
通損失審査會之ヲ決定ス

負債整理資金特別融通損失審査會ニ關スル規程
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 第五條第二項及第六條ノ契約ニ基キ政府
ガ北海道府縣、産業組合中央金庫及融資銀行ニ
對シ支拂フベキ補給金又ハ補償金ハ國債證券ヲ
以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第十一條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必
要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第十二條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價
格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十三條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザ
ル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

附 則

第十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 農村負債整理組合法第三章ヲ削ル
從前ノ農村負債整理組合法第二十六條ノ規定ニ
依ル特別融通ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル但シ

同法第三十一條第一項ノ規定ニ依ル決定ハ本法第九條ノ負債整理資金特別融通損失審査會之ヲ行フ

第十六條 農村負債整理組合法第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

負債整理組合ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業遂行ノ爲必要ナル土地ヲ取得スル場合亦前項ニ同ジ

同法第八條第二項及同法第十六條中「六年間」ヲ「十三年間」ニ改ム

第十七條 登録稅法第十九條但書中「第十四號乃至第十六號」ヲ「第十四號乃至第十七號」ニ改メ同條第十五號及第十六號ヲ左ノ如ク改ム

十五 市町村、産業組合中央金庫、信用組合、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條

日本勸業銀行法中準用條文

第十八條 不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ日本勸業銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以

ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ負債整理ノ爲ノ資金貸付ノ場合ニ於ケル抵當權ノ取得ノ登記
十六 市町村、産業組合中央金庫、信用組合、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヨリ負債整理ノ爲ノ資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル市町村、産業組合中央金庫、信用組合、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有權ノ取得ノ登記
十七 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ同法第七條第二項ニ規定スル場合ニ於ケル土地所有權ノ取得ノ登記

内トス漁業權ヲ抵當トスルトキ亦同シ

農工銀行法中準用條文

第十條 不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ農工銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

漁業權ヲ抵當トスルトキ亦同シ

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中準用條文

第三條 産業組合中央金庫法第十四條ニ規定スル

第十三條第一號ノ規定中貸付年限及償還方法ニ

關スルモノ竝ニ同法第十四條ニ規定スル第十三條第二號但書ノ規定ハ第一條ノ規定ニ依ル特別

融通ニハ之ヲ適用セズ

産業組合中央金庫ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融

通以外ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ第一條ノ規定ニ

依ル特別融通ノ額及之ヲ爲ス爲發行スル産業債

券ノ額ハ産業組合中央金庫法第十三條第二號但

書ノ制限ノ計算上之ヲ算入セズ

〔産業組合中央金庫法〕

第十三條 産業組合中央金庫ハ左ノ業務ヲ營ムモノト

ス

一 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ擔

保ヲ徵セズシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト

二 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ擔

保ヲ徵セズシテ三十箇年以内ノ年賦償還貸付ヲ爲

スコト但シ其ノ金額ハ拂込出資金及産業債券發行

額ノ二分ノ一ヲ超エザルモノトス

三 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ手

形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

(四 以下略)

第十四條 産業組合中央金庫ハ必要アリト認メタル場

合ニ於テハ擔保ヲ徵シテ前條第一號乃至第三號ノ業

務ヲ爲スコトヲ得

第四條 産業組合中央金庫ハ第一條ノ規定ニ依ル

特別融通ヲ爲ス爲必要アルトキハ産業組合中央

金庫法第十七條第一項ノ制限ニ拘ラズ産業債券ヲ發行スルコトヲ得

産業組合中央金庫ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通以外ノ融通ヲ爲ス爲産業債券ヲ發行スル場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス爲發行スル産業債券ノ額ハ産業組合中央金庫法第十

不動産融資及損失補償法中準用條文

第四條 日本勸業銀行法第十四條第三項及第十四條ノ二ノ規定、同法第十四條第二項及第三十一條ノ二第一項ノ規定中貸付年限及償還方法ニ關スルモノ、農工銀行法第六條ノ二及第七條ノ規定、同法第六條第二號及第七條ノ三第一項ノ規定中貸付金額貸付年限及償還方法ニ關スルモノ竝ニ北海道拓殖銀行法第七條第一項第二號及第七條ノ二ノ規定中貸付年限及償還方法ニ關スルモノハ第一條ノ規定ニ依ル融通ニハ之ヲ適用セズ

融資銀行ガ第一條ノ規定ニ依ル融通以外ノ融通

七條第一項ノ制限ノ計算上之ヲ算入セズ

〔産業組合中央金庫法〕

第十七條(第一項) 産業組合中央金庫ハ拂込金額ノ十倍ヲ限リ産業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ貸付金額在高割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル有價證券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

ヲ爲ス場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル融通ノ額ハ日本勸業銀行法又ハ農工銀行法ニ規定スル貸付金額ノ制限ノ計算上之ヲ算入セズ

〔日本勸業銀行法〕

第十四條(第二項及第三項) 日本勸業銀行ハ不動産ヲ抵當トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得但シ水産業ノ爲メ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ漁業權ヲ抵當トスルコトヲ得

前項ノ貸付金額及第三十一條ノ二ノ貸付金額ハ拂込資本金及積立金總高ノ二倍ヲ超過スルコトヲ得ス

第十四條ノ二 工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物

ナ除クノ外市制施行地及勸令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付金額竝ニ第十五條第五項ノ貸付金額ハ拂込資本金額及勸業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十一條ノ二(第一項) 日本勸業銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

〔農工銀行法〕

第六條 農工銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト

二 拂込資本金及積立金總高ノ二倍ニ相當スル金額ヲ限リ不動産ヲ抵當トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト

(三) 以下略)

第六條ノ二 工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勸令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付金額竝ニ前條第六號ノ貸付金額ハ拂込資本金額及農工債券發

行額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第七條 前條ノ貸付ハ勸令ヲ以テ指定スル地方ニ限リ拂込資本金額及農工債券發行額迄之ヲ増加スルコトヲ得

第七條ノ三(第一項) 農工銀行ハ第六條第二號ノ制限

内ニ於テ不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

〔北海道拓殖銀行〕

第七條(第一項)(抄)北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

二 五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付

第七條ノ二 北海道拓殖銀行ハ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トスル貸付ヲ爲スコトヲ得

第五條 融資銀行ハ第一條ノ規定ニ依ル融通ヲ爲ス爲必要アルトキハ日本勸業銀行法第三十四條第一項、農工銀行法第二十六條第一項又ハ北海道拓殖銀行法第十二條第一項ノ制限ニ拘ラズ債券ヲ發行スルコトヲ得

融資銀行ガ第一條ノ規定ニ依ル融資以外ノ融通

ヲ爲ス爲債券ヲ發行スル場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル融通ヲ爲ス爲發行スル債券ノ額ハ日本勸業銀行法、農工銀行法又ハ北海道拓殖銀行法ニ規定スル債券發行額ノ制限ノ計算上之ヲ算入セズ

〔日本勸業銀行法〕

第三十四條(第一項) 日本勸業銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限リ勸業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高並ニ其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

〔農工銀行法〕

第二十六條(第一項) 農工銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限リ農工

債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヨリ第二十四條第四項及第五項ニ依リ質ト爲シタルモノヲ控除シタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十四條(第四項及第五項) 農工銀行ハ年賦償還貸付金ノ債權及其ノ擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ日本勸業銀行ヨリ年賦償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權(抵當證券ヲ含ム)ヲ質トシテ日本勸業銀行ヨリ定期償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

〔北海道拓殖銀行法〕

第十二條(第一項) 北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則

(昭和十二年十一月三十日
農林、大藏、内務省令第一號)

改(昭和十三年六月十八日
正(農林、大藏、内務省令第二號)

第一條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ負債整理

組合ガ負債整理ヲ爲ス組合員ノ負債償還計畫及經濟更生計畫樹立セラレ且負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定成リタル場合ニ於テ農村負債整理組合法第二條ニ規定スル負債ノ償還資金又ハ同法第十一條第二項ニ規定スル土地購入ニ必要ナル資金ヲ組合員ニ對シ貸付スル爲ノ資金ニ充ツル爲農村負債整理資金特別融通及損失補償法第一條第一項ノ規定ニ依ル特別融通(以下單ニ特別融通ト稱ス)ヲ爲スコトヲ得

第二條 日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓殖銀行(以下融通銀行ト稱ス)ハ負債整理組合ノ組合員又ハ農山漁村ニ居住シ地方長官ノ承認ヲ受ケ隣保共助ノ精神ニ則リ負債ノ整理ヲ爲ス者ノ負債償還計畫及經濟更生計畫樹立セラレ且負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定成リタル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ不動産ヲ擔保トスル私法上ノ金錢債務ノ償還資金ニ充ツル爲農村負債整理資金特別融通及損失補償法第一條第三項ノ規定ニ依ル特別融通(以下單ニ特別融通ト稱ス)ヲ爲ス

コトヲ得但シ其ノ債務ハ農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行前ニ生ジタルモノニ限ル

第三條 産業組合中央金庫ガ信用組合ニ對シ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ特別融通ノ契約中ニ信用組合ガ其ノ組合員タル負債整理組合ニ對シ負債整理資金ノ融通ヲ爲スニ因リ過失ナクシテ損失ヲ受ケタルトキハ當該信用組合ノ負債整理組合ニ對スル負債整理資金融通總額ノ十分ノ三ヲ限度トシテ之ヲ補償スル旨ノ規定ヲ爲スベシ

第四條 市町村又ハ産業組合中央金庫ガ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ負債整理組合ヲシテ特別融通ニ因ル資金ヲ以テ一組合員ニ對シテ爲ス負債償還資金貸付額ノ最高限度ヲ定メシムベシ
前項ノ負債償還資金貸付額ノ最高限度ハ一組合員ニ付三千圓(特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ五千圓)ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ負債整理ノ爲其ノ所有地ヲ處分スル組合員ニ對スル負債償還資金貸付額ノ最高限度ハ特別融通ニ因ル資金ヲ以テ其ノ土地ヲ購入スル組合員ニ對シテ爲ス土地購入資金貸付額ヲ三千圓

(特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ五千圓)ヨリ控除シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

信用組合ガ其ノ組合員タル負債整理組合ニ對シ負債整理資金ヲ融通スル場合亦前二項ニ同ジ
融資銀行ガ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル負債償還資金貸付額ハ貸付ヲ受クル者一人ニ付五千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條 負債整理組合ノ組合員ニ對シ特別融通ニ因ル資金ヲ以テ爲ス負債償還資金貸付額ハ負債整理組合ヨリノ貸付額(負債整理ノ爲其ノ所有地ヲ處分スル組合員ニ在リテハ前條第二項但書ノ土地購入資金貸付額ヲ含ム)ト融資銀行ヨリノ貸付額トヲ合シテ五千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六條 市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ハ現ニ農村負債整理組合法第十一條ノ事業ノ一部ヲ休止シ又ハ其ノ全部若ハ一部ノ休止ニ準ズル狀況ニ在ル負債整理組合又ハ其ノ組合員ニ對シテハ特別融通ヲ爲スコトヲ得ズ
第七條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ負債整理

組合ノ負債整理資金ニ餘裕アリト認ムル場合ニ於テハ特別融通ノ契約ニ因ル貸付金ノ交付ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 市町村、産業組合中央金庫及融資銀行ノ特別融通ハ農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行ノ日ヨリ二十五年以内ニ於テ其ノ償還期限ヲ定メ割賦償還貸付ノ方法ニ依ルベシ此ノ場合ニ於テハ三年以内ノ据置期間ヲ定ムルコトヲ得

負債整理組合又ハ負債償還資金ノ貸付ヲ受ケタル者ハ期限前ト雖モ特別融通ノ債務ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ爲スコトヲ得

第九條 市町村又ハ産業組合中央金庫ガ負債整理組合ニ對シ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ擔保トシテ負債整理組合ガ組合員ニ對シテ有スル貸付債權ヲ徵スベシ

産業組合中央金庫ハ組合員タル負債整理組合ニ對シ負債整理資金ヲ融通セントスル信用組合ニ對シ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ特別融通ノ契約中ニ信用組合ヲシテ擔保トシテ負債整理組合

其ノ他ノ對抗要件ヲ完備スベク其ノ完備後ハ市町村又ハ産業組合中央金庫ハ連帶保證ヲ免除スベシ

信用組合ガ其ノ組合員タル負債整理組合ニ對シ負債整理資金ヲ融通スル場合亦前二項ニ同ジ

第十二條 市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル貸付條件ニ付テハ本則ノ別段ノ定アルモノ及本則ニ基キ主務大臣ノ定ムルモノヲ除クノ外市町村ニ在リテハ地方長官、産業組合中央金庫及融資銀行ニ在リテハ農林大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第十三條 市町村、産業組合中央金庫又ハ信用組合ハ負債整理組合ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ期限前ト雖モ特別融通ニ因ル債務ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ爲サシムベシ

一 役員其ノ他特殊ノ關係者ニ對シ不當ノ利益ヲ得セシムル等其ノ資金ノ利用公正ナラズト認メラルルトキ

二 負債整理資金ニ餘裕ヲ生ジタリト認メラルルトキ

ガ組合員ニ對シテ有スル貸付債權ヲ徵シ其ノ擔保權ノ執行及之ニ依リテ得タルモノノ處分ニ關シテハ産業組合中央金庫ノ指圖ニ從ハシムベキ旨ノ規定ヲ爲スベシ

融資銀行ハ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ擔保トシテ特別融通ニ因ル資金ヲ以テ整理セラレベキ債務ノ擔保タル不動産ヲ徵スベシ

第十條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テ負債整理組合ノ役員ノ個人ノ資格ヲ以テスル保證ヲ徵スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ地方長官ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

信用組合ガ其ノ組合員タル負債整理組合ニ對シ負債整理資金ヲ融通スル場合亦前項ニ同ジ

第十一條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ必要ナル場合ニ於テハ擔保設定又ハ之ニ伴フ登記其ノ他ノ對抗要件完備前ト雖モ負債整理組合ノ役員ノ個人ノ資格ヲ以テスル連帶保證ヲ徵シ特別融通ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ速ニ擔保ヲ設定シ又ハ登記

三 組合員ヨリ特別融通ニ因ル資金ヲ以テスル
貸付金ノ償還ヲ受ケタルトキ

融資銀行ハ負債償還資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ
其ノ資金ヲ第二條ノ目的外ニ使用シタルトキハ
期限前ト雖モ特別融通ニ因ル債務ノ全部又ハ一
部ノ償還ヲ爲サシムベシ

第一項第一號及前項ノ規定ニ依リ市町村、産業
組合中央金庫、信用組合又ハ融資銀行ガ債務ノ
償還ヲ爲サシメントスル場合ニ於テハ市町村及
信用組合ニ在リテハ地方長官、産業組合中央金
庫及融資銀行ニ在リテハ農林大臣及大藏大臣ノ
認可ヲ受クベシ

第十四條 市町村、産業組合中央金庫、信用組合
又ハ融資銀行ハ負債整理組合又ハ負債償還資金
ノ貸付ヲ受ケタル者ガ特別融通ニ因ル債務ノ償
還ヲ忘リタル場合ニ於テハ百圓ニ付日歩二錢以
内ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徴スルコトヲ得

第十五條 市町村、産業組合中央金庫、信用組合
又ハ融資銀行ハ特別融通ニ付調査費ヲ徴スルコ
トヲ得ズ但シ特ニ多額ノ調査費用ヲ要スル場合

ニ於テ其ノ實費ヲ徴スルハ此ノ限ニ在ラズ

市町村、産業組合中央金庫、信用組合又ハ融資
銀行ハ負債整理組合又ハ負債償還資金ノ貸付ヲ
受ケタル者ガ償還期限前ニ特別融通ニ因ル債務
ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ爲ス場合ニ於テ償還手
數料ヲ徴スルコトヲ得ズ

第十六條 北海道府縣農村負債整理資金特別融通
及損失補償法第五條ノ損失補償ノ契約ニ於テ同
條第三項但書ノ規定ニ依リ損失補償金中市町村
ノ負擔スベキ金額ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲シ又
ハ市町村ヲシテ負擔ヲ爲サシメザラントスルト
キハ其ノ事由ヲ具シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 農村負債整理資金特別融通及損失補償
法第五條ノ規定ニ依リ北海道府縣ガ損失補償ノ
契約ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ契約書ニ北
海道會又ハ府縣會及市町村會ノ決議書ノ謄本並
ニ市町村ノ負債整理資金特別融通計畫書ヲ添附
シテ主務大臣ニ報告スベシ

農村負債整理資金特別融通及損失補償法第五條
ノ損失補償ノ契約ヲ變更シタルトキ亦前項ニ同

ジ

第十八條 市町村ハ特別融通ヲ爲シタル負債整理
組合ニ對シ主務大臣、府縣知事（北海道廳長官
ヲ含ム以下同ジ）又ハ市町村長ニ於テ必要アリ
ト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ資産負債及事業
ノ狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告ヲ爲サシムル
コト得ル旨ノ契約ヲ締結スベシ

産業組合中央金庫ハ特別融通ヲ爲シタル信用組
合（農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負
債整理事業ヲ行フモノヲ含ム）ニ對シ農林大
臣、大藏大臣、地方長官ハ産業組合中央金庫ニ
於テ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ資
産負債及事業ノ狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告
ヲ爲サシムルコトヲ得ル旨ノ契約ヲ締結スベシ
信用組合ハ負債整理資金ヲ融通シタル負債整理
組合ニ對シ農林大臣、大藏大臣、地方長官、産
業組合中央金庫又ハ信用組合ニ於テ必要アリト
認ムルトキハ何時ニテモ其ノ資産負債及事業ノ
狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告ヲ爲サシムルコ
トヲ得ル旨ノ契約ヲ締結スベシ

融資銀行ハ負債償還資金ノ貸付ヲ受ケタル者ニ
對シ農林大臣、大藏大臣、地方長官又ハ融資銀
行ニ於テ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其
ノ資産負債及負債整理ノ狀況ヲ調査シ又ハ必要
ナル報告ヲ爲サシムルコトヲ得ル旨ノ契約ヲ締
結スベシ

第十九條 前條ノ規定ニ依リ調査ヲ爲シ又ハ報告
ヲ爲サシメタル者ハ其ノ結果ヲ市町村長又ハ信
用組合ニ在リテハ府縣知事ニ、地方長官、産業
組合中央金庫又ハ融資銀行ニ在リテハ農林大臣
及大藏大臣ニ、府縣知事ニ在リテハ主務大臣ニ
報告スベシ

第二十條 市町村ハ毎年五月三十一日迄ニ前年度
ノ特別融通ノ狀況ニ關スル報告書（附錄様式）
ヲ府縣知事及主務大臣ニ提出スベシ

第二十一條 市町村、産業組合中央金庫及融資銀
行ハ本則ノ規定ニ依ルモノノ外市町村ニ在リテ
ハ主務大臣、産業組合中央金庫及融資銀行ニ在
リテハ農林大臣及大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ報
告ヲ爲スベシ

第二十二條 市町村が本則ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ書類ハ地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二十三條 負債整理組合又ハ負債償還資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ガ借入申込書ヲ提出セントスルトキハ産業組合中央金庫ニ提出スルモノニ在リテハ當該負債整理組合ノ事務所所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ、融資銀行ニ提出スルモノニ在リテハ市町村長及地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二十四條 市町村ハ特別融通ニ關シ特別會計ヲ設クベシ

産業組合中央金庫、信用組合及融資銀行ハ特別融通ニ關シ別ニ帳簿ヲ設ケ計理ヲ爲スベシ

第二十五條 本則ノ適用ニ關シテハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ハ之ヲ負債整理組合ト看做ス

第二十六條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

第二十七條 農村負債整理資金特別融通及損失補

償ニ關シテハ本則ニ依ルモノノ外市町村ニ在リテハ主務大臣、産業組合中央金庫及融資銀行ニ在リテハ農林大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第二十八條 本則中主務大臣トアルハ農林大臣、大藏大臣及内務大臣トス

附 則

本令ハ農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

負債整理事業資金特別融通及損失補償ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス

負債整理事業資金特別融通及損失補償ニ關スル規程ニ依リ融通セラレタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ同規定第十六條ニ代ヘ本則第二十條ノ規定ヲ適用ス

【附録様式】

(1) 昭和 年度ノ市町村負債整理資金特別會計借入金 状況 (昭和 年度未現在)

種 別	前年度未現在	本年度借入	本年度償還	本年度未現在
市町村依ルモノ				
起ルモノ				
計				

(三) 備考欄ニハ(1)役員ノ個人保証アル場合ニハ其ノ旨及事由並ニ(2)各負債整理組合毎ニ信用組合ヨリ借入レタル負債整理資金ノ額ニ付記載スルコト

(3) 昭和 年度内ノ貸付並ニ還償状況

貸付先別	前年度未現在	本年度借付	本年度回収	本年度未現在
區 分				
計				
合 計				

(4) 昭和 年度ノ延滞状況

區 分	本年度未現在ノ延滞状況		前年度未現在ノ延滞状況		本年度未現在ノ延滞状況	
	元金	利息	元金	利息	元金	利息
貸付先別						
計						
合 計						

市町村ノ自己資金ニ依ルモノ									
計									
備 考									

【注意】 備考欄ニハ市町村ガ借入申込書ヲ爲シタルモノ未ダ貸付ヲ受ケザル金額ニ付記載スルコト

(2) 昭和 年度未迄ノ貸付総額

貸付先	貸付額	擔保別	内 課	貸付償還方	備 考
		保証付	不動産	年月日	
		擔保付	各種擔保	期 限	
		無擔保	各種擔保		
合計					

【注意】

(一) 本表ハ貸付一口毎ニ記載シ貸付先毎ニ小計ヲ記載スルコト

(二) 各種擔保付債權トハ一口ノ債權ニ付保證、不動産抵當、動産質等二種以上ノ擔保アルモノヲ云フ

市町村負債整理委員會令

(昭和八年七月三十一日)
(勅令第二百五號)

改(昭和十二年十一月二十九日)
正(勅令第六百七十八號)

- 第一條 市町村負債整理委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ農村負債整理組合法第四條ノ規定ニ依ル負債整理組合ノ請求ニ基キ其ノ組合員及債權者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ他ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋ヲ爲ス
- 市町村負債整理委員會ハ其ノ市町村内ニ居住シ農村負債整理資金特別融通及損失補償法第一條第三項ノ特別融通ヲ受ケ負債ノ整理ヲ爲ス者ノ請求ニ基キ負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋ヲ爲ス
- 市町村負債整理委員會ハ前二項ノ事項ノ外負債整理ニ關シ地方長官ノ命ズル事務ヲ處理ス
- 第二條 市町村負債整理委員會ノ設置及廢止ハ地方長官市町村長ノ意見ヲ徵シ之ヲ定ム
- 第三條 市町村負債整理委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 委員ノ定數ハ地方長官市町村長ノ意見ヲ徵シ之ヲ定ム
- 第四條 會長ハ市町村長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 委員ハ地方長官之ヲ選任シ又ハ解任ス
- 委員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解任スル事ヲ妨ゲズ
- 第六條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ市町村長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者會長ノ職務ヲ代理ス
- 第七條 市町村負債整理委員會ノ爲ス斡旋ハ其ノ定ムル所ニ依リ各事件ニ付委員中ヨリ會長ノ指定スル斡旋委員ヲシテ之ヲ擔任セシム
- 第八條 市町村負債整理委員會斡旋ノ請求ヲ受理シタルトキハ會長ハ遲滯ナク斡旋委員ヲ指定シ

- 請求ノ要旨及斡旋委員ノ氏名ヲ當事者ニ通知スルコトヲ要ス斡旋委員ノ變更アリタルトキ亦同ジ
- 第九條 斡旋委員必要アリト認ムルトキハ期日及場所ヲ定メ當事者及負債整理組合ノ代表者ヲ呼出スコトヲ得
- 斡旋委員ハ斡旋ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムルコトヲ得
- 第十條 當事者、負債整理組合ノ代表者及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ斡旋委員ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ輔佐人ヲ同伴スルコトヲ得
- 斡旋委員ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得
- 第十一條 斡旋ノ手續ハ之ヲ公開セズ
- 第十二條 斡旋委員ハ斡旋ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得
- 第十三條 斡旋委員ハ當事者、負債整理組合ノ代表者及利害關係人ノ意見ヲ聽キ適當ト認ムル者ヲシテ斡旋ノ補助ヲ爲サシムル事ヲ得
- 第十四條 斡旋ニ付テハ斡旋委員其ノ調書ヲ作り之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス
- 第十五條 斡旋委員斡旋ヲ終了セントスルトキハ前條ノ調書ヲ具シ會長ニ其ノ旨ヲ報告シ其ノ指揮ヲ受クルコトヲ要ス
- 第十六條 斡旋終了シタルトキハ會長ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ當事者、負債整理組合及利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス
- 第十七條 會長、會員若ハ第十三條ノ補助者又ハ會長、委員若ハ第十三條ノ補助者タリシ者ハ斡旋ニ關シ知り得タル事項ニ付秘密ヲ守ルコトヲ要ス
- 第十八條 市町村長ハ斡旋委員及第十三條ノ補助ニ對シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ限り旅費、日當及止宿料ヲ給スルコトヲ得
- 第十九條 市町村負債整理委員會ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス
- 第二十條 斡旋ニ關シ當事者ノ申出ニ因リ特別ノ

行爲ヲ爲シタル爲要シタル費用ニ付市町村長ハ
 地方長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ徵スルコ
 トヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ費用ヲ豫納
 セシムルコトヲ得
 第二十一條 前條第一項ノ規定ニ依リ徵收シタル
 費用ハ市町村ノ收入トス
 第二十二條 地方長官市町村負債整理委員會ヲ設
 置シ又ハ廢止シタルトキハ遲滯ナク其ノ事由ヲ
 具シ農林大臣ニ報告スルコトヲ要ス
 第二十三條 市町村負債整理委員會ハ裁判所ノ請

登録税法中關係條文

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録稅ヲ課セス但
 シ第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十二號
 及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル
 所ニ依ル
 (一一七略)

求アルトキハ斡旋ニ關スル記録ヲ送付スルコト
 ヲ要ス
 第二十四條 本令ノ適用ニ關シテハ農村負債整理
 組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ
 法人ハ之ヲ負債整理組合ト看做ス
 第二十五條 本令中町村又ハ町村長トアルハ町村
 制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノト
 ス
 附 則
 本令ハ農村負債整理組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行
 ス

八 負債整理ノ爲ニスル負債整理組合又ハ農村
 負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理
 事業ヲ行フ法人ノ施設ニ依ル個人ノ土地所有
 權ノ取得ノ登記
 (九一十四略)

十五 市町村、産業組合中央金庫、信用組合、
 日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、
 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條
 ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ負債
 整理ノ爲ノ資金貸付ノ場合ニ於ケル抵當權ノ
 取得ノ登記
 十六 市町村、産業組合中央金庫、信用組合、
 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條
 ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヨリ負
 債整理ノ爲ノ資金ノ貸付ヲ受ケタルモノカ其

ノ貸付ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ
 於ケル市町村、産業組合中央金庫、信用組合、
 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條
 ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有
 權ノ取得ノ登記
 十七 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第
 八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ
 同法第七條第二項ニ規定スル場合ニ於ケル土
 地所有權ノ取得ノ登記
 (十八略)

登録税法施行規則中關係條文

第五條ノ六 左ノ各號ノ一ニ該當スル登記ニシテ
 其ノ該當スルコトニ付地方長官ノ證明アルモノ
 ニハ登録税法第十九條第八號、第十五號、第
 十六號又ハ第十七號ノ規定ニ依リ登録稅ヲ免除
 ス
 一 負債整理組合（農村負債整理組合法第八條

ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヲ含ム
 以下同シ）ノ農村負債整理組合法第十一條第
 二項ノ規定ニ依ル負債整理ノ爲ノ資金ノ貸付
 ニシテ第五條第二號ニ掲クル事項ニ付同條第
 一號ノ場合ト同一條件ヲ以テ行フモノニ依ル
 個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

二 市町村、産業組合中央金庫、信用組合、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又ハ負債整理組合ノ負債整理ノ爲ノ資金貸付ノ場合ニ於ケル抵當權ノ取得登記

三 負債整理ノ爲ノ資金ノ貸付ヲ受ケタル者カ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合

ニ於ケル市町村、産業組合中央金庫、信用組合又ハ負債整理組合ノ所有權ノ取得ノ登記

四 負債整理組合ノ農村負債整理組合法第七條第二項ニ規定スル場合ニ於ケル土地所有權ノ取得ノ登記

不動産登記法施行細則中關係條文

第四十四條ノ三 登録税法施行規則第五條又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依リ登録税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ登記ノ申請書ニ左ノ各號ニ從ヒ附屬書類ヲ添付スヘシ

(一―四省略)

五 登録税法施行規則第五條ノ六第一號ノ場合ニ於テハ同號ニ該當スルコトノ地方長官ノ證明書

明書及ヒ資金貸付證書又ハ貸付ヲ爲シタル負債整理組合若クハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ認證書タル貸付證書ノ謄本

六 登録税法施行規則第五條ノ六第二號、第三號又ハ第四號ノ場合ニ於テハ其ノ各號ニ該當スルコトノ地方長官ノ證明書

負債整理組合登記取扱手續

(昭和八年七月三十一日 司法省令第二十九號)

第一條 負債整理組合ニ關スル登記ニ付テハ本令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外養蠶實行組合及農事實行組合登記取扱手續ヲ準用ス

第二條 負債整理組合登記簿ハ附録第一號様式ニ依リ地方裁判所長ニ於テ之ヲ調製シ登記所ノ請求ニ因リ交付スベシ

第三條 組合原簿ハ無限責任ノ組合ニ在リテハ附録第二號様式ニ依リ、保證責任ノ組合ニ在リテハ附録第三號様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

組合原簿ニハ強靱ナル美濃紙ヲ用フルコトヲ要ス

第四條 組合原簿ニハ申請人其ノ表紙ニ署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印スベシ但シ申請人が多數ナルトキハ其ノ一人ノ署名捺印又ハ契印ヲ以テ足ル

第五條 組合原簿ハ永久ニ之ヲ保存スベシ

第六條 行政官廳ノ認可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其ノ認可書ノ到達シタル年月日ヲ記載スベシ

第七條 登記又ハ組合原簿ノ記載ノ申請書ニハ總

會ノ決議又ハ總組合員ノ同意ヲ要スル事項ニ付其ノ決議又ハ同意アリタルコト、農村負債整理組合法第二十四條第二項ニ於テ準用スル産業組合法第四十條第二項及第四十一條第二項ノ手續ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ手續ヲ踐ミタルコトヲ證スル書面ヲモ添付スベシ

第八條 農村負債整理組合法第二十條第二項ノ組合原簿ハ前ノ組合原簿ニ之ヲ編綴シ登記官吏其ノ綴目ニ契印スベシ

第九條 組合原簿ノ記載ノ變更ハ其ノ變更欄ニ之ヲ記載シ變更シタル事項ヲ朱抹スベシ

第十條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタル場合ニ於テ組合原簿ノ記載ノ更正ヲ爲スニハ原簿ノ表紙ノ裏面ニ新舊ノ名稱及變更アリタル旨ヲ記載シ登記官吏之ニ捺印スルヲ以テ足ル

第十一條 組合原簿ニハ其ノ表紙ニ登記番號並ニ受附ノ年月日及番號ヲ記載スベシ

第十二條 組合原簿ノ用紙中變更欄ニ餘白ナキニ至リタルトキハ登記官吏ハ其ノ組合原簿ニ繼續用紙ヲ編綴シ之ニ契印スベシ

第十三條 登記簿ニ清算終了ノ登記ヲ爲シタルト
キハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

附則
本令ハ農村負債整理組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行
ス

附錄第一號

負債整理組合登記簿

區裁判所

紙數表紙ヲ除キ

枚

地方裁判所長

登記
番號

登記ノ
年月日及
第一欄ヨリ
第十一欄マテ
登記官印

一名稱

二組織

三事務所
所在地

四目的

號

九

住氏理事ノ
名、所

八

方拂出
込法ノ資

七

金一口
額ノ資

六

年認設
月可立
日ノ立

四十 年結清 月了算 日ノ算	三十 住ノ清 氏算 名、人	二十 年事解 由散ノ 及ノ	一十 期存 散又ハ ノハ	十 住氏監 名、事 所ノ	五 地 區	四 目 的	三 在ノ 地所	二 組 織	一 名 稱	登記 番號
年 月 日 登 記	年 月 日 登 記	年 月 日 登 記								
備					豫					
					丁					

附錄第二號

無限責任何々組合ノ組合原簿

更	變	更	變
更	變	更	變
		丁	

附錄第三號

保證責任何々組合ノ組合原簿

所住及名氏ノ員合組	住所及 氏名 ノ 組合	名、稱 ノ 組合
更	變	更
		丁

組合名	出資口數	總出資額	總額	組合員姓名及住所	金所及保額
變			更		
丁					

組合員姓名及住所	金所及保額
變	
更	

養蠶實行組合及農事實行組合登記取扱手續

(昭和六年六月十六日)
 改(昭和一十一年十一月)
 正(司法省令第三〇號)

- 第一條 養蠶實行組合及農事實行組合ニ關スル登記ノ事務ハ商業登記ヲ取扱フ登記所ニ於テ之ヲ取扱フ
- 第二條 養蠶實行組合登記簿ハ附録第一號様式ニ依リ、農事實行組合登記簿ハ附録第二號様式ニ依リ地方裁判所長ニ於テ各之ヲ調製シ登記所ノ請求ニ因リ交付スベシ
- 第三條 登記簿ニハ豫メ丁數ヲ記入スベシ
- 第四條 受附帳ハ附録第三號様式ニ依リ之ヲ調製スベシ
- 第五條 事變ヲ避クル爲登記簿又ハ申請書其ノ他ノ附屬書類ヲ登記所外ニ持出シタルトキハ登記官吏ハ速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ具申スベシ
- 第六條 裁判所又ハ豫審判事ヨリ申請書其ノ他ノ附屬書類提出ノ命令又ハ送付ノ囑託アリタルトキハ登記官吏ハ其ノ關係アル部分ニ限り之ヲ送付スベシ
- 第七條 登記簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタルトキハ登記官吏ハ遲滞ナク其ノ事由、年月日、滅失シタル登記簿

- 其ノ他登記ノ回復ニ必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シ且回復登記期間ヲ豫定シ地方裁判所長ニ申報スベシ但シ區裁判所出張所ノ申報ハ官轄區裁判所ヲ經由スベシ
- 地方裁判所長前項ノ申報ヲ受ケタルニキハ相當ノ調査ヲ爲シタル後司法大臣ニ具申スベシ
- 第八條 登記簿又ハ申請書其ノ他ノ附屬書類滅失ノ虞アルトキハ詳細其ノ狀況ヲ調査シ且適當ナル處理方法ヲ具シ前條ノ例ニ準ジ申報及具申ヲ爲スベシ
- 第九條 登記所ニハ印鑑簿、受附帳、申請書類送達帳及謄本抄本證明書交付帳其ノ他必要ナル帳簿ヲ備フベシ
- 第十條 申請書、囑託書、通知書、許可書、管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本其ノ他附屬書類ハ受附番號ノ順序ニ依リ申請書類送達帳ニ編綴スベシ
- 第十一條 印鑑ハ附録第四號様式ニ依リ之ヲ調製スベシ
- 第十二條 印鑑簿調製ノ様式及貼付ノ方法等ハ地方裁判所長之ヲ定ムベシ
- 第十三條 印鑑簿ハ永久ニ之ヲ保存スベシ
- 受附帳及申請書類送達帳ハ十年間其ノ他ノ帳簿ハ三年間之ヲ保存スベシ
- 前項ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス
- 第十四條 登記所ニ於テ登記ニ關スル帳簿又ハ書類ヲ廢毀セントスルトキハ目錄ヲ作り地方裁判所ニ申報スベシ但シ區裁判所出張所ノ申報ハ管轄區裁判所ヲ經由スベシ
- 第十五條 登記ノ申請ハ申請人又ハ其ノ代理人登記所ニ出頭シテ之ヲ爲スベシ
- 第十六條 代理人ニ依リテ申請又ハ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ申請書ニ其ノ權限ヲ證スル書面ヲ添付スベシ
- 第十七條 理事其ノ他法律ニ依リ登記ノ申請ヲ爲スベキ者ハ就職後遲滞ナク其ノ印鑑ヲ登記所ニ提出スベシ改印ヲ爲シタルトキ亦同ジ
- 第十八條 登記ヲ爲シ又ハ申請書其ノ他登記ニ關スル書面ヲ作ルニハ字體ヲ明瞭ニスベシ
- 年月日及番號ヲ記載スルニハ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ用フベシ
- 文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ズ訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其ノ字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ之ニ捺印シ其ノ削除ニ係ル文字ハ仍讀ミ得ベキ爲字體ヲ存スベシ
- 第十九條 申請書ガ數葉ニ涉ルトキハ申請人ハ每葉ノ綴目ニ契印スベシ但シ其ノ者ガ多數ナルトキハソノ一人ノ契印ヲ以テ足ル
- 第二十條 登記ノ申請ニ添附シタル書類ノ原本ノ還付ヲ請求スル場合ニ於テハ申請人ハ其ノ原本ト共ニ原本ニ

相違ナキ旨ヲ記載シタル謄本ヲ添附スベシ
登記官吏ガ書類ノ原本ヲ還付スルトキハ其ノ謄本ニ原
本還付ノ旨ヲ記載シテ捺印スベシ

第二十条ノ二 行政官廳ノ認可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申
請スルニハ申請書ニ其ノ認可書ノ到達シタル年月日ヲ
記載スベシ

第二十一条 登記簿記若ハ申請書其ノ他ノ保屬書類ノ閱
覽又ハ登記簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ設求スル者ハ申
請書ヲ提出スベシ

第二十二條 登記簿又ハ申請書其ノ他ノ附屬書類ノ閱覽
ヲ請求スル場合ニ於テハ申請書ニ閱覽セントスル登記
事項又ハ書類ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スベシ
申請書其ノ他ノ附屬書類ノ閱覽ヲ請求スル場合ニ於テ
ハ申請書ニ利害ノ關係ヲ疎明スルニ足ルベキ事由ヲ記
載シ又ハ之ニ其ノ關係ヲ疎明スルニ足ルベキ書面ヲ添
附スベシ

第二十三條 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル場
合ニ於テハ申請書ニ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル登
記及手数料ノ金額ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スベシ
抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ申請書ニ前項ニ掲
グル事項ノ外其ノ請求スル部分ヲ記載スベシ

第二十四條 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スル場
合ニ於ケル郵送料ハ郵便切手ヲ以テ之ヲ納付スベシ
第二十五条 登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記
ナキコトノ證明ヲ請求スル者ハ申請書ニ通テ提出スベ
シ
前項ノ申請書ニハ證明ヲ請求スル事項ヲ記載シ申請人
之ニ署名捺印スベシ
登記官吏ハ申請書ノ一通ニ證明文ヲ附シ年月日ヲ記載
シテ署名捺印シ且登記所ノ印ヲ押捺シテ之ヲ申請人ニ
交付スベシ

第二十六條 登記ノ申請人ハ申請書ヲ提出シテ登記簿
ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ申請書ニハ登記ノ件名ヲ記載シ申請人之ニ署名
捺印スベシ
登記官吏ハ附録第五號様式ニ依リ登記簿作製シ之
ヲ申請人ニ交付スベシ

第二十七條 組合ガ其ノ主タル事務所ヲ登記所ノ管轄外
ニ移轉シタル場合ニ於テ新所在地ノ登記所ニ移轉ノ登
記ヲ申請スルトキハ申請書ニ舊所在地ニ於ケル登記簿
ノ謄本ニシテ一用紙ノ全部ヲ謄寫シタルモノヲ添附ス
ベシ

第二十八條 登記官吏ガ申請又ハ囑託ニ關スル書類ヲ受
取リタルトキハ遲滞ナク總テノ事項ヲ調査スベシ
第二十九條 登記官吏ガ申請書ヲ受取リタルトキハ受附
帳ニ登記ノ目的申請人ノ氏名、受附ノ年月日及受附番
號ヲ記載シ申請書ニ受附ノ年月日受附番號ヲ記載スベ
シ
前項ノ規定ハ登記官吏ガ第十條ニ掲グル書類ヲ受取リ
タル場合ニ之ヲ準用ス
第三十條 受附帳ニ申請人ノ氏名ヲ記載スル場合ニ於テ
多數ナルトキハ申請書ニ掲ゲタル筆頭ノ者ノミノ氏名
及他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル
第三十一條 登記ヲ爲スニハ登記用紙中相當欄ニ登記事
項及登記ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ
登記用紙中或欄ニ登記事項ヲ記載スルコトナクシテ登
記ヲ完了シタルトキハ其ノ空欄ニ朱線ヲ交叉スベシ但
シ後日登記スルコトアルベキ事項ノ爲設ケタル欄ニ付
テハ此ノ限ニ在ラズ
登記用紙中或欄ニ登記事項ヲ記載シタル場合ニ於テ同
欄内ニ餘白アルトキハ其ノ餘白ニ朱線ヲ交叉スベシ
豫備欄又ハ變更欄ニ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ左側ニ
縦線ヲ劃シテ餘白ト分界スベシ
第三十二條 申請書ニ記載シタル代理人ノ氏名、住所ハ
登記簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
第三十三條 登記用紙中或欄ガ登記ヲ爲スベキ餘白ナキ

合ニ於ケル郵送料ハ郵便切手ヲ以テ之ヲ納付スベシ
第二十五条 登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記
ナキコトノ證明ヲ請求スル者ハ申請書ニ通テ提出スベ
シ
前項ノ申請書ニハ證明ヲ請求スル事項ヲ記載シ申請人
之ニ署名捺印スベシ
登記官吏ハ申請書ノ一通ニ證明文ヲ附シ年月日ヲ記載
シテ署名捺印シ且登記所ノ印ヲ押捺シテ之ヲ申請人ニ
交付スベシ
第二十六條 登記ノ申請人ハ申請書ヲ提出シテ登記簿
ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ申請書ニハ登記ノ件名ヲ記載シ申請人之ニ署名
捺印スベシ
登記官吏ハ附録第五號様式ニ依リ登記簿作製シ之
ヲ申請人ニ交付スベシ
第二十七條 組合ガ其ノ主タル事務所ヲ登記所ノ管轄外
ニ移轉シタル場合ニ於テ新所在地ノ登記所ニ移轉ノ登
記ヲ申請スルトキハ申請書ニ舊所在地ニ於ケル登記簿
ノ謄本ニシテ一用紙ノ全部ヲ謄寫シタルモノヲ添附ス
ベシ
第二十八條 登記官吏ガ申請又ハ囑託ニ關スル書類ヲ受
取リタルトキハ遲滞ナク總テノ事項ヲ調査スベシ
第二十九條 登記官吏ガ申請書ヲ受取リタルトキハ受附
帳ニ登記ノ目的申請人ノ氏名、受附ノ年月日及受附番
號ヲ記載シ申請書ニ受附ノ年月日受附番號ヲ記載スベ
シ
前項ノ規定ハ登記官吏ガ第十條ニ掲グル書類ヲ受取リ
タル場合ニ之ヲ準用ス
第三十條 受附帳ニ申請人ノ氏名ヲ記載スル場合ニ於テ
多數ナルトキハ申請書ニ掲ゲタル筆頭ノ者ノミノ氏名
及他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル
第三十一條 登記ヲ爲スニハ登記用紙中相當欄ニ登記事
項及登記ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ
登記用紙中或欄ニ登記事項ヲ記載スルコトナクシテ登
記ヲ完了シタルトキハ其ノ空欄ニ朱線ヲ交叉スベシ但
シ後日登記スルコトアルベキ事項ノ爲設ケタル欄ニ付
テハ此ノ限ニ在ラズ
登記用紙中或欄ニ登記事項ヲ記載シタル場合ニ於テ同
欄内ニ餘白アルトキハ其ノ餘白ニ朱線ヲ交叉スベシ
豫備欄又ハ變更欄ニ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ左側ニ
縦線ヲ劃シテ餘白ト分界スベシ
第三十二條 申請書ニ記載シタル代理人ノ氏名、住所ハ
登記簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
第三十三條 登記用紙中或欄ガ登記ヲ爲スベキ餘白ナキ

第三十四條 組合ノ設立ノ場合ヲ除ク外蠶絲業組合法第
二十三條第二項ニ定メタル登記ヲ爲シタルトキハ登記
用紙中豫備欄ニ其ノ事由ヲ記載スベシ組合ノ合併又ハ
分割ニ因ル設立ノ登記ヲ爲シタルトキ亦同ジ
破産法第二百二十二條及和議法第八條ノ規定ニ依ル登記
ハ豫備欄ニ之ヲ爲スベシ
第三十五條 更正又ハ抹消ノ登記ハ其ノ登記用紙中變更
欄ニ之ヲ爲スベシ
第三十六條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルト
キハ登記官吏ハ登記用紙中變更欄ニ新舊ノ名稱及變更
アリタル旨ヲ記載シ之ニ捺印シ其ノ記載ヲ更正スルコ
トヲ要ス
第三十七條 蠶絲業組合法第二十六條ニ於テ準用スル非

訟事件手續法第五十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル通
知書ニハ登記ヲ爲シタル事件ノ表示及其ノ登記ガ登録
業組合法又ハ産業組合法ノ規定ニ依リ許スベカラザル
モノナルコトヲ記載スベシ

第三十八條 蠶絲業組合法第二十六條ニ於テ準用スル非
訟事件手續法第五十一條ノ四ノ規定ニ依リ抹消ノ登
記ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由ヲモ記載スベシ

第三十九條 蠶絲業組合法第二十六條ニ於テ準用スル非
訟事件手續法第五十一條ノ六第二項ノ規定ニ依リ登
記ノ更正ヲ爲ス場合ニ於テハ許可アリタル旨及其ノ年
月日ヲモ記載スベシ

第四十條 變更、更正又ハ抹消ノ登記ヲ爲シタルトキハ
變更、更正又ハ抹消スベキ登記事項ヲ朱抹スベシ但シ
抹消ノ登記ヲ爲シタルニ因リ登記用紙ヲ閉鎖スベキ場
合ハ此ノ限ニ在ラズ

抹消ノ登記ヲ更正スル場合ニ於テハ抹消セラレタル登
記ヲ復活スベシ

第四十一條 組合ガ其ノ主タル事務所ヲ登記所ノ管轄外
ニ移轉シタル場合ニ於テ移轉ノ登記ヲ爲シタルトキハ
其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

第四十二條 登記簿ニ合併又ハ分割ニ因ル解散ノ登記ヲ
爲シタルトキハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

破産手續終結ノ登記ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同ジ
前項ノ規定ハ強制和議認可決定ノ確定ニ因リ破産手續
終結シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第四十三條 甲登記所ノ管轄地ノ一部ガ乙登記所ノ管轄
ニ轉屬シタルトキハ甲登記所ハ其ノ部分ニ屬スル登記
簿ノ謄本及申請書其ノ他ノ附屬書類又ハ其ノ謄本ヲ乙
登記所ニ移送スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲登記所ノ登記用紙中豫備欄ニ乙
登記所ニ管轄變更シタル旨及其ノ年月日ヲ記載シ登記
官吏捺印シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

第四十四條 前條ノ規定ニ依リ登記簿ノ謄本及申請書其
ノ他ノ附屬書類ハ其ノ謄本ノ移送ヲ受ケタルトキハ乙
登記所ハ登記簿ノ謄本ニ依リ抹消ニ係ラザル部分ノミ
ノ登記ヲ移スベシ

登記簿ニ登記ヲ移スニハ登記用紙中登記番號欄ニ其ノ
登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載
シ其ノ左側ニ前登記管轄ノ表示ヲ爲シ前登記番號ヲ記
載シ豫備欄ニ管轄變更ニ因リ登記ヲ移シタル旨及其ノ
年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ

第四十五條 登記用紙ヲ閉鎖スルニハ登記番號ヲ朱抹ス
ベシ

第四十六條 登記簿又ハ申請書其ノ他ノ附屬書類ノ閱覽

附錄第三號

養蠶實行組合(農事實行組合)登記受附帳

區裁判所

年月日	受附番號	登記ノ目的	申請人ノ氏名	備考

ハ登記官吏ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムベシ

第四十七條 登記簿ノ謄本ハ登記簿ト同一様式ノ用紙ヲ
以テ之ヲ作り其ノ末尾ニ左ノ認證文ヲ記載シタルモノ
ヲ添附シテ每葉ノ綴目ニ契印ヲ爲シ登記官吏之ニ年月
日ヲ記載シテ署名捺印シ且登記所ノ印ヲ捺捺スベシ

此ノ謄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違
ナキコトヲ認證ス

前項ノ規定ハ登記簿ノ抄本ニ之ヲ準用ス但シ抄本用紙
ハ半紙異紙ヲ用フベシ

第四十八條 登記簿ノ謄本ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ
除ク外登記簿一用紙ノ全部ヲ遺漏ナク謄寫シテ之ヲ作
ルベシ但シ請求ニ因リ抹消ニ係ラザル登記ノミヲ謄寫
シテ之ヲ作ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ認證文ニ其ノ
旨ヲ附記スベシ

登記簿ノ謄本ニ餘白アルトキハ其ノ部分ニ朱線ヲ交叉
シ又ハ餘白ナルコトヲ表示スベシ

第四十九條 登記官吏ガ其ノ職務上過料ニ處セラレベキ
者アルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク其ノ事件ヲ管轄
地方裁判所長ニ通知スベシ

附則(省略)

附錄第一號(省略)
附錄第二號(省略)

附錄第四號(用紙厚紙縦十五糎横三糎)

印鑑

何郡(市)何町(村)何番地
何々養蠶實行組合(農事實行組合)
何々(資格ヲ記ス)何々
何年何月何日生

年月日	受附番號	登記ノ目的	申請人ノ氏名	備考

附錄第五號

登記簿ノ種類	
登記ノ種類	登記簿ノ種類
登記ノ件名	登記簿ノ種類

申請人ノ 氏名、住所	登記ノ年月日
右登記簿ナルコトヲ證ス	
年月日	區裁判所

金錢債務臨時調停法

(昭和七年九月六日
法律第二十六號)

改(昭和九年四月二日
法律第四十一號)

第一條 負債ノ整理ニ依リ誠實ナル債務者ヲ更生

セシムル爲メ債權者債務者ノ互讓ヲ必要トスルト
キハ當事者ハ本法ニ依リ調停ノ申立ヲ爲スコト
ヲ得

第二條 調停ノ申立ハ私法上ノ金錢債務ニシテ金
額千圓ヲ超過セザルモノニ付之ヲ爲スコトヲ得
但シ小作料其ノ他小作關係ヨリ生ジタルモノ及
地代、家賃其ノ他借地借家關係ヨリ生ジタルモ
ノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ金額ニハ附帶ノ利息、違約金、費用又ハ

手数料ノ額ヲ算入セズ既ニ元本ニ組入タル此等
ノモノニ付亦同ジ

第一項ノ金額ヲ超過スル債務ニ付調停ノ申立ア
リタル場合ト雖裁判所調停ヲ爲スヲ相當ト認メ
且相手方ニ異議ナキトキハ調停ヲ爲スコトヲ得
相手方期日ニ出頭シテ事件ノ内容ニ付陳述ヲ始
メタルトキハ異議ナキモノト看做ス

第三條 調停ノ申立ハ相手方ノ住所、居所、營業
所若ハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ
當事者ノ合意ニ依リテ定ムル區裁判所ニ之ヲ爲

スコトヲ要ス

調停ノ申立ヲ受ケタル裁判所相當ト認ムルトキ
ハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ區裁判所ニ移送スルコ
トヲ得管轄權ナキ裁判所ガ調停ノ申立ヲ受ケタ
ルトキ亦同ジ
前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得
ズ

第四條 本法ノ調停ニ關シテハ借地借家調停法第
二條、第四條ノ二、第六條乃至第二十三條及第
二十六條乃至第三十二條ノ規定ヲ準用ス

第五條 事件ガ性質上調停ヲ爲スニ適セズ又ハ當
事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタ
リト認ムルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ調停ノ申
立ヲ却下ス第七條第二項ニ該當スルトキ其ノ他
調停ヲ爲スニ適當ナラザル事情存ズルトキ亦同
ジ

調停委員會前項ノ事由アリト認ムルトキハ調停
ヲ爲サズ

第六條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟ガ
繫屬スルトキ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ事件ガ調

停ニ付セラレタルトキハ受訴裁判所ハ決定ヲ以
テ調停ノ終了又ハ第七條ノ規定ニ依ル裁判確定
ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得

調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ
以テ擔保ヲ供シ又ハ供セシメズシテ強制執行手
續又ハ競賣法ニ依ル競賣手續ヲ一時停止スルコ
トヲ得

民事訴訟法第一百十二條、第一百十三條、第一百十五
條及第一百十六條ノ規定ハ前項ノ擔保ニ之ヲ準用
ス

第一項及第二項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツ
ルコトヲ得ズ

第七條 調停委員會ニ於テ調停成ラザル場合ニ裁
判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ調停委員ノ
意見ヲ聽キ當事者双方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ其
ノ資力、業務ノ性質、既ニ債務者ノ支拂ヒタル
利息、手数料内入金等ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ
斟酌シテ調停ニ代ヘ利息、期限其ノ他債務關係
ノ變更ヲ命ズル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ
於テハ債務ノ履行其ノ他財産上ノ給付ヲ命ズル

コトヲ得

銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ取扱フ者ノ債權ニ付テハ其ノ業務ノ機構ヲ害スル虞アルトキハ前項ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ズ

ハ其ノ裁判ハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス
第十一條 調停委員又ハ調停委員タリシ者故ナク評議ノ顛末又ハ調停主任、調停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔註〕 昭和七年九月勅令第二百四十九號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行ス

本法ハ當分ノ内其ノ効力ヲ有ス

第九條 第七條ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス
前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第十條 第七條ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキ

農村負債整理事務取扱方

(昭和十二年十二月一日)
農林省訓令第八號

第一章 通 則

之ヲ爲サシムベシ

第一條 負債整理ハ誠實勤勉ニシテ自奮更生ノ熱意ヲ有シ經濟更生計畫及負債償還計畫ヲ樹立スルコトヲ得ル見込アル者ニ限り之ヲ爲サシムベシ

第三條 負債整理ハ債務者ノ經濟更生ヲ目的トスベキモノナルヲ以テ之ニ必要ナル限度ニ於テ其ノ者ノ負債ノ條件緩和ヲ伴ハシムベシ但シ其ノ限度ヲ超エテ不當ニ債權者ノ利益ヲ害スルコトナカラシムルコトヲ要ス

第二條 負債整理ハ成ルベク一世帯ヲ一體トシテ

五千圓以上ノ負債償還資金ノ貸付ヲ受クルニ非ラザレバ負債整理ノ目的ヲ達成スルコト能ハザル場合ニ於テハ之ヲ本取扱方ニ依ル負債整理ヨリ除外セシムベシ

三 將來ニ於ケル負債ノ累積ヲ防止スル爲負債整理後ニ於ケル資金ノ借入ヲ制限スル等之ヲ合理的ナラシムルコト

第四條 負債整理ハ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ヲ害スル虞アル場合ニ於テハ之ヲ爲サシムベカラズ銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ取扱フ者ニ對スル負債ノ整理ニ付テハ其ノ業務ノ機構ヲ害スル虞アル整理ノ方法ハ之ヲ避ケシムベシ

四 産業組合、漁業組合、農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他農山漁村ノ共同施設ノ利用ニ努ムルコト

五 當該農山漁村ノ經濟更生計畫ト密接ナル聯絡ヲ保ツコト

第五條 經濟更生計畫ハ進取且堅實ヲ旨トシ左ノ各號ニ依リ之ヲ樹立セシムベシ

第六條 負債償還計畫ハ左ノ各號ニ據リ之ヲ樹立セシムベシ

一 業務ノ改良發達ヲ企圖シ殊ニ副業、兼業等ニ意ヲ用ヒ土地、水面、勞力等ノ利用ノ集約ト經營上ノ危險ノ分散トヲ圖リ以テ將來ニ於ケル收入ノ恒久的増加ト其ノ安定トヲ期スルコト

一 經濟更生計畫ニ照應スルコト
二 經濟更生活上不要ナル財産ハ適當ナ時機及方法ヲ選ビテ之ヲ處分シ負債ノ償還資金ニ充テシムルコト

二 生活ノ改善、豫算生活、收支ノ記帳、備荒貯蓄、保險及共済施設ノ利用等ニ依リ支出ノ合理的調整、家計ノ整理、生活ノ安定等ヲ期スルコト

三 原則トシテ二十年以内ノ期間ニ財産處分ニ因ル收支及年々ノ收支ノ剩餘金ヲ以テ一切ノ既存ノ負債(既存ノ負債償還ノ爲ニ負ヒタルモノヲ含ム)ヨリ免脱セシムルコトヲ目標トスルコト

第七條 農村負債整理組合法（以下單ニ組合法ト稱ス）

（以下單ニ組合ト稱ス）ヲシテ其ノ總會ノ決議又ハ之ニ依ル委任ニ基キ之ヲ爲サシムベシ

第八條 組合法第二條但書ノ認可ノ申請ヲ受理シタルトキハ遲滯ナク其ノ債權者ニ就キ事情ヲ調査シタル上其ノ認否ヲ決定スベシ

第九條 組合法第二條但書ノ認可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認メラルル場合ニ限り之ヲ爲スベシ

一 組合法施行後組合設立前ニ生ジタル債務ヲモ整理スルニ非ザレバ債務者ノ經濟更生ヲ期シ難キトキ

二 組合法施行前ニ生ジタル債務ヲ整理スルニ付其ノ權衡上組合法施行後組合設立前ニ生ジタル債務ノ條ヲモ緩和スルコトヲ至當トスルトキ

三 負債ノ整理ヲ免ルル爲其ノ他不當ノ目的ヲ以テ爲サレタ債務ノ更改、債務ノ引受其ノ他ニ因リ組合法施行前ニ生ジタル債務ガ組合法

施行後ノ債務ト爲リタルトキ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認メラルル場合ニ於テハ組合法第二條但書ノ認可ハ之ヲ爲スベカラズ

一 債務者ニ於テ組合法ニ依リ整理セントスル意思ヲ以テ組合法施行後故ラニ負債ヲ爲シタルトキ

二 銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ取扱フ者ニ對スル債務ナル場合ニ於テ其ノ業務ノ機構ヲ害セザル整理ノ方法ナキトキ

第十一條 組合法第二條但書ノ認可ヲ爲シ又ハ其ノ申請ヲ却下シタルトキハ組合ヲシテ債權者ニ對シ其ノ旨ヲ通知セシムベシ認可ヲ取消シタルトキ亦同ジ

第十二條 市町村負債整理委員會ガ組合法第四條ノ斡旋ニ著手シタル後ニ於テハ組合法第二條但書ノ認可ヲ取消スコトヲ得ズ金錢債務臨時調停法ニ依ル調停ノ申立ヲ爲シタル後亦同ジ

第十三條 組合ノ負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋ハ經濟更生計畫及負債償還計畫ニ基キ債

權者及債務者ノ互讓協議ニ依リ嚴正公平ニ之ニ爲サシムベシ尙斡旋ニ關シ知り得タル他人ノ秘密ヲ嚴守セシムベシ

第十四條 組合ヲシテ負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定書其ノ他斡旋ニ關スル書類ヲ作成シテ之ヲ保管シ以テ爾後ニ於ケル紛議ノ發生ヲ防止セシムベシ

第十五條 組合ヲシテ負債整理事業著手前豫メ負債整理資金ノ借受ニ關シ之ガ融通ヲ受ケントスル機構ト充分協議ヲ遂ゲシムベシ

第十六條 組合ヲシテ負債整理資金ノ融通ヲ受ケントスル機關ノ名稱及其ノ借受豫定額ヲ届出デシムベシ

第十七條 組合ノ申出アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ資金ノ融通ヲ受ケントスル機關ニ付其ノ實情ヲ調査シタル上之ガ指示ヲ爲スベシ

第十八條 組合ノ組合員ガ融資銀行ヨリ負債整理資金ノ借受ヲ爲サントスルトキハ組合ノ承認ヲ受ケシムベシ

第十九條 負債整理ヲ爲シタル者ヲシテ必ズ其ノ業務及家計ニ關スル收支ニ付記帳ヲ爲シ之ヲ保存セシムベシ

第二十條 本章ノ適用ニ關シテハ組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ハ之ヲ負債整理組合ト看做ス

第二章 負債整理組合

第二十一條 組合ノ設立認可ノ申請ヲ受理シタル場合ニ於テハ遲滯ナク地區内一般及組合員ノ事情殊ニ當該農山漁村ノ經濟更生計畫樹立ノ氣運、負債整理資金ノ融通ノ見込等各般ノ事項ニ付充分ナル調査ヲ爲スベシ

前項ノ調査ニ依リ組合ノ負債整理事業ノ計畫適切ニシテ其ノ運営宜シキヲ得ル見込充分ナリト認メラルル場合ハ組合ノ設立ヲ認可スベシ尙部落其ノ他之ニ準ズル區域ヲ超ユル區域ヲ地區トスル組合ノ設立ノ認可ハ特ニ其ノ地區内ニ居住スル者ガ協力一致シ以テ其ノ事業ヲ遂行スルコトヲ得ル見込充分ナル場合ニ之ヲ限ルベシ

第二十二條 地區ヲ重複シテ組合ノ設立ヲ認可セ

ントスルトキハ認可前豫メ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ノ指揮ヲ受クベシ

組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ區域ト地區ノ重複スル組合ノ設立ヲ認可セントスルトキ亦前項ニ同ジ

第二十三條 組合ノ役員ハ原則トシテ名譽職タラシメ且其ノ事業ハ可及的役員及組合員ノ勞務奉仕ニ依リテ之ヲ執行セシムベシ

第二十四條 組合ヲシテ左ノ各號ニ依リ負債整理ヲ爲ス組合員ノ經濟更生計畫及負債償還計畫ノ實行ヲ指導、督勵及助成セシメ且組合ノ貸付金ノ回收ニ努メシムベシ

一 常時其ノ業務ノ經營及家計ノ狀況ヲ監査スルコト

二 産業組合、漁業組合等ニ委託シテ其ノ取扱フ生産物ノ販賣代金中ヨリ負債償還資金ヲ引落シ之ヲ組合ノ管理ニ移サシムルコト

三 其ノ他前號ノ諸團體ト密接ナル聯絡ヲ保チ必要ナル施設ヲ爲スコト
前項ノ事業ハ特別ノ事由ナキ限り之ヲ廢止又ハ

休止セシムベカラズ

第二十五條 必要アリト認ムルトキハ組合ノ負債整理資金ノ貸付條件ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケシムル等必要ナル制限ヲ爲スベシ

第二十六條 組合ノ規約ニ必ズ組合員ノ全員ヨリノ醸出又ハ共同耕作等ノ作業ニ依リ得タル收益ヲ以テ組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ造成ヲ爲スベキ旨ヲ規定シ之ヲ實行セシムベシ

第二十七條 組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ醸出、組合費ノ分擔及出資ノ拂込ハ成ルベク組合員ノ冗費ノ節約、餘暇ノ利用等ニ依ル收支ノ餘剩金ヲ以テ之ヲ爲サシムベシ

第二十八條 組合ノ餘裕金ハ郵便貯金産業組合中央金庫若ハ信用組合ヘノ貯金又ハ銀行預金トシテ之ヲ管理セシムベシ

第二十九條 保證責任ノ組合ニ付テハ已ムコトヲ得ザル事由ナキ限り持分ノ拂戻ヲ認ムベカラズ已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ持分ノ拂戻ヲ認ムルトキト雖モ其ノ額ハ拂込出資金額ノ範圍内ニ止メシムベシ

第三十條 組合ノ組合員ガ死亡ニ因リテ脫退シタル場合ニ於テ其ノ家督相續人が相續開始後遲滞

ナク加入ノ申込ヲ爲シタルトキハ被相續人ノ組合員タル地位(持分ヲ含ム)ヲ其ノ儘承繼スルト同様ノ取扱ヲ爲ス等之ガ加入ヲ容易ナラシムル爲ニ必要ナル規定ヲ規約ニ定メシムベシ

第三十一條 無限責任ヲ保證責任ト爲ス組合ノ組織變更又ハ保證責任ノ組合ノ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ付認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ指揮ヲ受クベシ

第三十二條 總會ノ決議ニ依ル組合ノ解散ヲ認可セントスルトキハ其ノ事由及負債整理資金特別融通ノ債務ノ處理方策ヲ具シ農林大臣ノ指揮ヲ受クベシ

第三章 組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ信用組合

第三十三條 組合法第八條ノ認可ノ申請ヲ受理シタル場合ニ於テハ信用組合ノ區域内ノ團結融和及産業經濟ノ狀況竝ニ信用組合ノ講成、資産負債及事業ノ狀況ニ鑑ミ信用組合ヲシテ負債整理

事業ヲ行ハシムルコトヲ必要トシ且其ノ本來ノ事業及當該町村ニ於ケル信用組合ノ統一ニ付支障ヲ招來スル處ナシト認メタルトキ之ヲ認可スベシ

第三十四條 組合又ハ組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ區域ト區域ノ重複スル信用組合ニ對シ負債整理事業ノ認可ヲ爲サントスルトキハ認可前豫メ其ノ理由ヲ具シ農林大臣ノ指揮ヲ受クベシ

第三十五條 負債整理事業ヲ行フ信用組合ノ負債整理資金ハ原則トシテ産業組合中央金庫ノ特別融通ニ因ル資金ヨリ之ヲ借受ケシムベシ

第三十六條 信用組合ガ負債整理事業ヲ行フ場合ニ於テハ定款ニ其ノ旨ヲ記載セシムベシ

第三十七條 信用組合ガ負債整理事業ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ本來ノ事業ト負債整理事業トノ會計ヲ分別セシムベシ

第三十八條 信用組合ガ負債整理事業ヲ行フ場合ニ於テ負債整理資金ノ借受ヲ爲シタルトキハ組合ト同様ニ負債償還ヲ目的トスル積立金ヲ積立

テ之ヲ特別ニ管理セシムベシ

第三十九條 信用組合ガ負債整理事業ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ事業報告書ニ組合法施行規則第二十一條第三號、第五號及第六號ニ掲ゲル事項ヲ本來ノ事業ト負債整理事業トニ分チ記載セシムベシ

第四十條 第二十一條、第二十四條、第二十五條、第三十一條及第三十二條ノ規定ハ負債整理事業ヲ行フ信用組合ニ之ヲ準用ス但シ第三十二條中組合ノ解散トアルハ負債整理事業ノ廢止ヲ含ムモノトス

第四十一條 信用組合ガ今後相當ノ規模ニ於テ多數ノ組合員ニ付組合法第十一條ノ事業ト同様ノ事業ヲ行フ場合ニハ地方長官ノ承認ヲ受ケシムベシ

第四章 農村負債整理資金特別融通

及損失補償法施行規則（以下單ニ補償法施行規則ト稱ス）第二條ノ承認ヲ受ケ負債整理ヲ爲ス者

第四十二條 補償法施行規則第二條ノ承認ノ申請アリタル場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ者ノ負債整理ヲ必要トスル事情其ノ他各般ノ事項ニ付調査ヲ爲スベシ

前項ノ調査ニ依リ負債整理ノ要緊切ナリト認めラレ且左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り其ノ承認ヲ爲スベシ

一 組合ノ設立又ハ組合法第八條ノ規定ニ依ル負債整理事業ノ開始ノ見込ナキトキ

二 組合ノ設立又ハ組合法第八條ノ規定ニ依ル負債整理事業ノ開始ヲ待チ難キ緊急ノ必要アルトキ

三 組合ノ組合員又ハ組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ組織者タルコト困難ナル特別ノ事情アルトキ

第四十三條 市町村負債整理委員會（市町村負債整理委員會ナキトキハ市町村長）ヲシテ補償法施行規則第二條ノ承認ヲ受ケ負債整理ヲ爲ス者ノ經濟更生計畫及負債償還計畫ノ樹立實行ノ指導ヲ爲サシムルベシ

第五章 市町村負債整理委員會

第四十四條 負債整理ノ爲必要アリト認めタルトキハ組合設立前ト雖モ市町村負債整理委員會ヲ設置スベシ

第四十五條 市町村負債整理委員會ヲシテ第四十

三條ニ規定スル事項ノ外負債整理組合ノ設立及其ノ事業ノ指導ヲ爲ス等負債整理ノ普及促進ヲ圖ラシムベシ

〔備考〕昭和八年九月農林省訓令第三號農村負債整理組合法施行事務取扱方ハ廢止セラレタリ

無限責任何何負債整理組合同規約（例）

第一章 總 則

第一條 組合ハ組合員ノ經濟更生ヲ圖ル爲隣保共助ノ精神ニ則リ組合員ヲシテ其ノ負債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス

第二條 組合ハ無限責任何々負債整理組合ト稱ス

第三條 組合ノ組織ハ無限責任トス

第四條 組合ノ地區ハ何郡市何町村何字ノ區域ニ依ル

第五條 組合ノ事務所ノ所在地ハ何郡市何町村トス

第六條 組合ノ公告ハ組合ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ爲ス

第二章 專 業

第七條 組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 組合員ノ負債償還計畫及經濟更生計畫ノ樹立

二 債務者タル組合員及債權者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ他ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋

三 組合員ニ對スル負債整理資金ノ貸付

四 前各號ニ掲グルモノノ外組合員ノ負債整理ニ必要ナル事業

五 農村負債整理組合法第十一條第二項ノ規定

ニ依ル貸付

第八條 負債整理資金ノ貸付ハ擔保トシテ資金ノ借入ヲ爲ス組合員ニ相當ノ擔保物アルトキハ之ヲ徵シ然ラザルトキハ個人保證ヲ徵シテ之ヲ爲スモノトス

第九條 組合ノ貸付金ノ利率ハ年何分以内トス 貸付金ノ辨濟ヲ怠リタル場合ニ於ケル遅延利息ハ百圓ニ付日歩何錢以内トス

第十條 理事ハ負債整理ヲ爲シタル組合員ヲシテ收支ノ記帳ヲ勵行セシメ常時其ノ業務ノ經營及家計ノ狀況ヲ調査シ負債償勤計畫及經濟更生計畫ノ實行ニ付指導督勵ヲナスモノトス

第十一條 事業施行ニ關スル細則ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十二條 事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三章 組合ノ機關

第十三條 組合ニハ理事何名、監事何名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

組合長ハ組合事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

理事ハ組合ノ特定ノ常務ニ付組合長ニ一任スルコトヲ得

組合長事故アリタルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代表者一名ヲ定ム

組合長又ハ前項ノ代表理事ニ非ザル理事ハ組合ヲ代表スルコトヲ得ズ

第十四條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ期間滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ任ニ在ルモノトス

第十五條 組合員ハ正當ノ事由ナクシテ理事又ハ監事タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

第十六條 理事及監事ハ名譽職トシ報酬ヲ支給セズ但シ總會ノ定ムル所ニ依リ實費辨償ノ外手當ヲ支給スルハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 通常總會ハ毎年一月之ヲ開ク

第十八條 總會ノ招集ハ其ノ會日ヨリ五日前ニ會議ノ目的クル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ書面ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス 第十九條 總會ハ總組合員ノ半数以上出席スルニ

分擔ハ總會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ定ム

第二十五條 組合ノ毎年度ノ剩餘金ハ損失補填積立金トシテ之ヲ積立ツルモノトス

前項ノ積立金ハ損失ヲ填補スル場合ノ外之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第二十六條 組合ノ餘裕金ハ郵便貯金又ハ何々信託用組合ヘノ貯金トシテ之ヲ管理スルモノトス

第二十七條 組合員ノ損失分擔ノ割合ハ平等トス 脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合ニ付亦同ジ

第二十八條 組合員ハ組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ釀出ヲ爲スモノトス

前項ノ積立金ノ釀出ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二十九條 組合ハ組合費ノ分擔組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ釀出又ハ組合ノ損失ノ分擔ヲ怠リタル組合員ニ對シ總會ノ議決ヲ以テ定ムル所ニ依リ過意金ヲ徵スルコトヲ得負債整理

ノ申出ヲ爲ス際ニ爲シタル誓約ニ違背シタル組合員ニ付亦同ジ

第五章 加入及脱退

非ザレバ開會スルコトヲ得ズ

第二十條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル

組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席組合員中ヨリ議長ヲ互選スルコトヲ得

第二十一條 組合員ハ三人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第二十二條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り會議ノ顛末、總組合員數及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指定シタル出席者二名以上之ニ署名スルコトヲ要ス

第二十三條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第四章 經理

第二十四條 組合ノ毎年ノ經費ノ豫定及組合費ノ

第三十條 組合ニ加入セントスル者アルトキハ理

事其ノ加入申込書ヲ徴スベシ
理事前項ノ加入申込書ヲ受理シタル場合ニ於テ
ハ總組合員ニ對シ其ノ加入ニ異議アラバ二週間
以内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ催告シ其ノ期間内ニ異
議ヲ述ブル者ナキトキ加入ノ承諾ヲ爲スモノト
ス

第三十一條 死亡ニ因リテ脱退シタル組合員ノ家
督相續人が相續開始後遲滞ナク加入ノ申込ヲ爲
シタルトキハ理事遲滞ナク各組合員ノ意見ヲ徵
シ總組合員ノ過半数ノ同意ヲ以テ加入ノ承諾ヲ
爲スモノトス

第三十二條 組合員ハ通告ヲ以テ年度末ニ於テ脱
退スルコトヲ得但シ負債整理ヲ爲シタル組合員
ハ脱退ノ通告ヲ爲スコトヲ得ズ

組合員脱退ノ通告ヲ爲サントスルトキハ尠クモ
モ年度末ヨリ三箇月前ニ其ノ旨ヲ記載シタル書
面ヲ理事ニ提出スベシ

第三十三條 脱退シタル組合員ハ其ノ脱退當時ニ
於テ組合ニ損失アルトキハ其ノ負債ニ歸スベキ

モノヲ組合ニ拂込ムベシ但シ死亡ニ因リテ脱退
シタル組合員ノ家督相續人が相續開始後遲滞ナ
ク組合ニ加入シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 組合ハ組合員ガ左ノ事由ノ一ニ該當
スルトキニ限り除名スルコトヲ得

一 組合費ノ分擔、組合ノ負債償還ヲ目的トス
ル積立金ノ醜出又ハ組合ノ損失ノ分擔ヲ怠リ
タルトキ

二 負債整理ノ申出ヲ爲ス際ニ爲シタル誓約ニ
違背シタルトキ

三 組合ノ事業ヲ妨ゲ又ハ組合ニ對シ不正ノ行
爲ヲ爲シタルトキ

四 犯罪其ノ他ノ行爲ニ因リ信用ヲ失ヒタルト
キ

第六章 附 則

第三十五條 組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムル
コト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改
選ス

理事 何 某
理事 何 某

監事 何 某

昭和 年 月 日

創立總會ニ於テ之ヲ作成ス

(以下設立者全員署名捺印ヲ爲スコト)

理事 何 某
.....
.....
.....
監事 何 某

保證責任何何負債整理組合同規約 (例)

第一章 總 則

第一條 組合ハ組合員ノ經濟更生ヲ圖ル爲隣保共
助ノ精神ニ則リ組合員ヲシテ其ノ負債ノ整理ヲ
爲サシムルコトヲ目的トス

第二條 組合ハ保證責任何々負債整理組合ト稱ス

第三條 組合ノ組織ハ保證責任トス
組合ノ出資一口ノ金額ハ何圓トス
組合員ノ保證金額ハ出資一口ニ付其ノ金額ノ何
倍ニ相當スル金額トス

第四條 組合ノ地區ハ何郡市何町村ノ區域ニ依ル
第五條 組合ノ事務所ノ所在地ハ何郡市何町村ト
ス

第六條 組合ノ公告ハ組合ノ揭示場ニ揭示シテ之

ヲ爲ス

第二章 事 業

第七條 組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行
フ
一 組合員ノ負債償還計畫及經濟更生計畫ノ樹
立

二 債務者タル組合員及債權者間ニ於ケル負債
ノ金額、利率、償還期限償還方法其ノ他ノ條
件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋

三 組合員ニ對スル負債整理資金ノ貸付
四 前各號ニ掲グルモノノ外組合員ノ負債整理
ニ必要ナル事業

五 農村負債整理組合法第十一條第二項ノ規定

ニ依ル貸付

第八條 負債整理資金ノ貸付ハ擔保トシテ資金ノ借入ヲ爲ス組合員ニ相當ノ擔保物アルトキハ之ヲ徵シ然ラザルトキハ個人保證ヲ徵シテ之ヲ爲スモノトス

第九條 組合ノ貸付金ノ利率ハ年何分以内トス 貸付金ノ辨濟ヲ怠リタル場合ニ於ケル遅延利息ハ百圓ニ付日歩何錢以内トス

第十條 理事ハ負債整理ヲ爲シタル組合員ヲシテ收支ノ記帳ヲ勵行セシメ常時其ノ業務ノ經營及家計ノ狀況ヲ調査シ負債償還計畫及經濟更生計畫ノ實行ニ付指導督勵ヲナスモノトス

第十一條 事業施行ニ關スル細則ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十二條 事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三章 組合ノ機關

第十三條 組合ニハ理事何名、監事何名ヲ置ク 理事ハ組合長一名ヲ互選ス

組合長ハ組合事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

理事ハ組合ノ特定ノ常務ニ付組合長ニ一任スルコトヲ得

組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代表者一名ヲ定ム

組合長又ハ前項ノ代表理事ニ非ラザル理事ハ組合ヲ代表スルコトヲ得ズ

第十四條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ期間滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ任ニ在ルモノトス

第十五條 組合員ハ正當ノ事由ナクシテ理事又ハ監事タルコトヲ辭スルコトヲ得ス

第十六條 理事及監事ハ名譽職トシ報酬ヲ支給セズ但シ總會ノ定ムル所ニ依リ實費辨償ノ外手當ヲ支給スルハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 通常總會ハ毎年一月之ヲ開ク

第十八條 總會ノ招集ハ其ノ會日ヨリ五日前ニ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ書面ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス 第十九條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ

非ザレバ開會スルコトヲ得ズ

第二十條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル

組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席組合員中ヨリ議長ヲ互選スルコトヲ得

第二十一條 組合員ハ三人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第二十二條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り會議ノ顛末、總組合員數及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ署名スルコトヲ要ス

第二十三條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第四章 經理

第二十四條 組合ノ出資ハ十箇年以内ニ其ノ金額

ヲ拂込ムモノトス

出資ノ第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付何圓トス

第一回以後ニ於ケル出資ノ拂込ハ總會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ定ム

第二十五條 組合ノ毎年度ノ剩餘金ハ損失補填積立金トシテ積立ツルモノトス

前項ノ積立金ハ損失ヲ填補スル場合ノ外之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第二十六條 組合ノ餘裕金ハ郵便貯金又ハ何々信用組合ヘノ貯金トシテ之ヲ管理スルモノトス

第二十七條 組合員ノ損失分擔ノ割合ハ保證金額ニ應ズルモノトス脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合ニ付亦同ジ

第二十八條 組合員ハ組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ醸出ヲ爲スモノトス

前項ノ積立金ノ醸出ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二十九條 組合ハ出資ノ拂込、組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ醸出又ハ組合ノ損失ノ分擔ヲ怠リタル組合員ニ對シ總會ノ議決ヲ以テ定

ムル所ニ依リ過怠金ヲ徴スルコトヲ得負債整理ノ申出ヲ爲ス際ニ爲シタル誓約ニ違背シタル組合員ニ付亦同ジ

第五章 加入及脱退

第三十條 組合ニ加入セントスル者アルトキハ理事其ノ加入申込書ヲ徴スベシ
理事前項ノ加入申込書ヲ受理シタル場合ニ於テハ總組合員ノ意見ヲ徴シ總組合員ノ何分ノ一以上ノ同意アリタルトキ加入ノ承諾ヲ爲スモノトス

理事前項ノ承諾ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルモノトス
持分ノ讓受人ガ組合員ニ非ザル場合ニハ出資ノ拂込ヲナサシメザル外第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 組合員ハ持分ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ズ

第三十二條 死亡ニ因リテ脱退シタル組合員ノ家督相續人ガ相續開始後遲滞ナク加入ノ申込ヲ爲シタルトキハ出資ノ拂込ヲ爲サシメザル外第三

十條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十三條 組合員ハ通告ヲ以テ年度末ニ於テ脱退スルコトヲ得但シ負債整理ヲ爲シタル組合員ハ脱退ノ通告ヲ爲スコトヲ得ズ

組合員脱退ノ通告ヲ爲サントスルトキハ尠クとも年度末ヨリ三箇月前ニ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出スベシ

第三十四條 脱退シタル組合員ハ其ノ脱退當時ニ於テ組合ニ損失アルトキハ其ノ負擔ニ歸スベキモノヲ組合ニ拂込ムベシ但シ死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ家督相續人ガ相續開始後遲滞ナク組合ニ加入シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 組合ハ組合員ガ左ノ事由ノ一ニ該當スルトキニ限り除名スルコトヲ得

- 一 出資ノ拂込、組合ノ負債償還ヲ目的トスル積立金ノ醸出又ハ組合ノ損失ノ分擔ヲ怠リタルトキ
- 二 負債整理ノ申出ヲ爲ス際ニ爲シタル誓約ニ違背シタルトキ
- 三 組合ノ事業ヲ妨ゲ又ハ組合ニ對シ不正ノ行

爲テ爲シタルトキ

四 犯罪其ノ他ノ行爲ニ因リ信用ヲ失ヒタルトキ

第六章 附 則

第三十六條 組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理事	何	某
理事	何	某
理事	何	某
.....
監事	何	某
監事	何	某
.....
監事	何	某

昭和 年 月 日創立總會ニ於テ之ヲ作成ス
(設立者全員署名捺印スルヲ要ス)

〔備考〕 組合員ノ保證金額ノ規定ヲ爲スニ當リテハ出資一口ニ付其ノ五倍ニ相當スル金額以上ナルニ於テハ各組合員ニ付差異ヲ設クルモ差支ナシ

農村負債整理關係廳令訓令通牒其他

農村負債整理組合法施行細則

(昭和十三年四月二十二日
北海道廳令第三十號)

第一章 負債整理組合及負債整理

專業ヲ行フ人

第一條 負債整理組合ノ設立認可申請書(第一號様式)ニハ農村負債整理組合法施行規則(以下規則ト稱ス)第十一條ニ定ムルモノノ外地區ヲ表示シタル市町村略圖ヲ添附スベシ

規則第十一條ノ規定ニ依ル負債整理事業計畫要領書ハ第二號様式ニ依リ之ヲ作成スベシ

第二條 負債整理組合ノ規約ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル規定ヲ設ケントスルトキハ理由書ヲ前條ノ申請書ニ添附スベシ

一 地區ガ部落其ノ他之ニ準ズル區域ニ依ラザルトキ

二 理事ノ任期三箇年、監事ノ任期一箇年ヲ超ユルトキ

三 保證責任ノ組合ニ在リテ出資一口ノ金額ガ

五十圓ヲ超ユルトキ

第三條 農村負債整理組合法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル負債整理事業ノ認可申請書(第三號様式)ニハ規則第七條各號ノ書類各二通ヲ添附スベシ

規則第七條ノ規定ニ依ル負債整理事業計畫要領書ハ第二號様式ニ依リ之ヲ作成スベシ

第四條 負債整理組合ノ規約變更ノ認可申請書ニハ規則第二十六條ニ規定スルモノノ外新舊條文ヲ對照記載シタル書類ヲ添附スベシ

第五條 負債整理組合ハ其ノ組合員ヲシテ法第二十一條ノ規定ニ依ル負債償還積立金ヲ醸出セシムベシ

第六條 規則第十九條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ同條第二項ニ規定スルモノノ外其ノ處分スベキ有價證券ノ種類、券面金額、時價額及枚數又

ハ貯金額、預ケ入先ヲ記載シタル書面竝ニ其ノ處分ニ依リ償還スベキ負債金額及債權者氏名ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第七條 規則第二十條ノ規定ニ依ル書類ハ第四號様式ニ依リ之ヲ作成スベシ

第八條 負債整理組合資金ノ借入ヲ爲シタルトキハ其ノ都度遲滞ナク報告書(第五號様式)ヲ長官ニ提出スベシ

第九條 第五條及前條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人(以下負債整理事業ヲ行フ法人ト稱ス)ガ負債整理資金ノ借受ヲ爲シタルトキ之ヲ準用ス

第十條 法第二條但書ノ規定ニ依ル認可申請ハ總會ノ決議又ハ之ニ依ル委任ニ基キ之ヲ爲スベシ

第十一條 負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人法第二條但書ノ認可ヲ受ケ又ハ其ノ申請却下セラレタルトキハ遲滞ナク債權者ニ對シ其ノ旨通知スベシ認可ノ取消ヲ受ケタルトキ亦同ジ前項ノ規定ニ依リ通知ヲ爲シタルトキハ通知書ノ謄本ヲ添へ遲滞ナク其ノ旨長官ニ報告スベシ

第十二條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ負債整理組合ハ遲滞ナク其ノ旨長官ニ届出ヅベシ

- 一 事業施行細則、議事細則其ノ他規約ノ施行ニ關スル規程ヲ定メ又ハ之ヲ改廢シタルトキ
- 二 設立、事務所ノ所在地、理事及監事ノ氏名及住所竝ニ規約ニ定メタル事由ノ發生ニ因ル解散ノ登記ヲ爲シタルトキ
- 三 産業組合ニ加入シタルトキ(第六號様式)又ハ之ヲ脱退シタルトキ(第七號様式)

左ノ各號ノ場合ニ於テハ負債整理組合ハ遲滞ナク之ヲ市町村長ニ届出ヅベシ

- 一 組合員ヨリ臨時總會招集ノ請求アリタルトキ
- 二 總會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキ

第十三條 規則第八條及第二十八條ニ規定スル負債整理計畫ハ第八號様式ニ依リ之ヲ作成スベシ

第十四條 負債整理事業ヲ行フ法人ノ規則第八條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ理由書及總會又ハ總代会ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

前項ニ規定スルモノノ外長官必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

前二項ノ規定ハ負債整理組合ガ規則第二十八條ノ規定ニ依リ認可申請ヲ爲ス場合ニ於テ之ヲ準用ス

第十五條 負債整理組合解散ノ認可申請書又ハ負債整理事業ヲ行フ法人ノ負債整理事業廢止ノ認可申請書ニハ負債整理資金特別融通ノ債務ノ處理方策ニ關スル書類ヲ正副二通添附シ長官ニ提出スベシ

第十六條 負債整理組合ノ理事ハ毎月末現在ノ試算表(第九號様式)ヲ作成シ監事ノ監査ヲ受クベシ

負債整理組合ハ三月、六月及九月各月末現在ノ試算表ヲ翌月十五日迄ニ監事ノ意見ヲ附シ長官及支廳長及ハ市長ニ提出スベシ

第十七條 負債整理事業ヲ行フ法人其ノ本來ノ業務ノ會計ニ屬スル資金ヲ負債整理資金ニ充テントストキハ長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 理由書

二 財産目錄

三 貸借對照表又ハ收支決算書

四 事業報告書

五 負債整理事業計畫書

第十八條 負債整理組合ハ左ノ帳簿ヲ備フベシ

- 一 組合員名簿
- 二 役員名簿
- 三 日記帳
- 四 元帳
- 五 預金臺帳
- 六 借入金臺帳
- 七 貸付金臺帳
- 八 所有物臺帳及擔保物臺帳
- 九 組合費徵收臺帳(無限責任ノ組合ノ場合)
- 十 出資臺帳(保證責任ノ組合ノ場合)
- 十一 負債償還積立金臺帳
- 十二 負債償還積立金管理帳
- 十三 庶務日誌

前項第十號ノ出資臺帳ハ組合員名簿ト之ヲ併用

スルコトヲ得

第十九條 負債整理組合ハ左ノ分類ニ準ジ書類ヲ整理保管スベシ

- 一 規約及諸規程
- 二 總會ノ決議錄及其ノ關係書類
- 三 役員會會議錄
- 四 財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案
- 五 試算表
- 六 登記關係書類
- 七 監督官廳ニ對スル申請、届出、報告及監督官廳其ノ他ヨリノ命令通達等ニ關スル書類
- 八 負債整理事業計畫書
- 九 負債整理申出書及誓約書
- 十 負債ノ條件緩和ニ關スル協定ノ斡旋關係書類
- 十一 組合員ノ負債償還計畫及經濟更生計畫書
- 十二 證憑書類
- 十三 其ノ他ノ書類

第二十條 負債整理事業ヲ行フ法人ノ負債整理事

業ニ關シテハ之ヲ他ノ事業ト區別シテ計理スベシ此ノ場合ニ於テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第二十一條 負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人ハ負債整理ヲ爲シタル者ヲシテ必ズ其ノ業務及家計ニ關スル收支ニ付記帳ヲ爲サシメ之ヲ保存セシムベシ

第二章 市町村負債整理委員會

第二十二條 市町村負債整理委員會ハ農村負債整理ニ關シ長官ノ諮問アリタルトキハ意見ヲ答申スベシ

第二十三條 市町村負債整理委員會ハ市町村負債整理委員會令(以下委員會令ト稱ス)第一條第一項及第二項ニ規定スル事項ノ外左ノ事務ヲ行フベシ

- 一 負債整理組合ノ設立及其ノ事業ノ指導督勵
- 二 農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第二條ノ承認ヲ受ケ負債ノ整理ヲ爲ス者ノ負債償還計畫及經濟更生計畫ノ樹立竝ニ實行ノ指導
- 三 其ノ他長官ノ命ジタル事項

第二十四條 委員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ遲滞ナク其ノ旨長官ニ報告スベシ

- 一 委員死亡シタルトキ
- 二 委員其ノ職務ヲ行フコト能ハザルトキ
- 三 委員其ノ職務ヲ行フニ不適當ト認メタルトキ

第二十五條 會長委員會令第八條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲シタルトキハ通知書ノ謄本ヲ添ヘ遲滞ナク其ノ旨長官ニ報告スベシ

第二十六條 委員會令第十八條ノ規定ニ依リ旅費、日當及止宿料ヲ給スルコトヲ得ルハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且特別ノ必要アリト認ムル場合ニ限ル

- 一 職務ノ爲他市町村ニ旅行シタルトキ
- 二 其ノ市町村内ニ於テ終日職務ニ從事シタルトキ

前項ノ旅費、日當及止宿料ノ額竝ニ其ノ支給方法ハ當該市町村ノ名譽職委員ノ費用辨償支給ニ關スル規程ニ準ズベキモノトス

第二十七條 委員會令第二十條ノ規定ニ依リ特別

ノ行爲ヲ爲シタル爲ニ要シタル費用ニ付其ノ實費ヲ徵セントスルトキハ町村長ハ支廳長、市長ハ長官ノ認可ヲ受クベシ但シ旅費、日當及止宿料ニ付當事者前條ニ規定スル範圍内ノ實費ヲ負擔スベキ旨ノ申出ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ認可申請書ニハ其ノ行爲ノ内容ヲ詳記シタル書面、申出ヲ爲シタル當事者ノ氏名、住所及支出明細書ヲ添附スベシ

第三章 雜 則

第二十八條 法及之ニ基ク勅令、命令又ハ本則ニ依リ長官又ハ支廳長ニ對シテ提出スベキ書類ハ町村長及支廳長又ハ市長ヲ經由スベシ

第一號樣式

何責任何々負債整理組合設立認可申請書

農村負債整理組合法ニ依リ別紙規約ノ通何責任何々負債整理組合設立致度候ニ付御認可相成度關係書類相添へ此段及申請候也

年月日

何郡何村(町)大字何村
何業 設立者 氏 名[㊦]

(以下設立者連署ヲ要ス)

北海道廳長官 殿

添附書類

- 一 負債整理事業計畫要領書
- 二 地區ヲ表示シタル市町村略圖

第二號樣式

- 一 負債整理事業計畫要領書
- 一 負債整理年度割計畫

年次	要整理組合		資金所要額
	員數	負債額	
第 年度	人	円	円
第 年度			
第 年度			

〔注意〕

(イ) 要整理負債額ニハ負債整理組合ニ依リ整理セラルベキ負債ヲ記入スルコト

(ロ) 資金所要額ニハ組合員ガ融資銀行ヨリ融通ヲ受クベキ資金ヲ含メザルコト

- 二 所要資金調達方針
- 三 負債償還積立金造成計畫

- (一) 組合員ノ離出
- (二) 共同事業

四 地區内ノ戸數及組合員數

職業	地區内		組合員數	要整理組合員數
	總戸數	戸數		
農林漁業		戸	人	人
其ノ他				
計				

五 信用組合ヘノ加入

〔注意〕 信用組合ニ加入豫定ノ組合ニ在リテハ其ノ旨及加入豫定期間並ニ信用組合名ヲ、加入セザル組合ニ在リテハ其ノ旨ヲ記入スルコト

第三號樣式

負債整理事業經營認可申請書

農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ同法第十一條ノ負債整理事業經營致度候ニ付御認

認ヲ經候條此段及報告候也

昭和 年 月 日

郡 村(町)大字
責任 負債整理組合
組合長 理事 氏 名[㊦]

北海道廳長官 殿

甲 財産目録

資 産		負 債	
種目	金額	種目	金額
貸付金		借入金	特種資金 [㊦]
預金		未拂利息	其他ノ資金
有價證券			
什器			
貸付金未收利息			
現金			
合計		合計	

可相成度別紙關係書類相添へ此段及申請候也

年月日

何郡何村(町)何番地
何責任何組合
組合長 理事 氏 名[㊦]

北海道廳長官 殿

添附書類

- 一 理由書
- 二 總會又ハ總代會決議錄謄本
- 三 負債整理事業計畫要領書
- 四 定款又ハ規約
- 五 財産目録
- 六 貸借對照表又ハ收支決算書
- 七 事業報告書

第四號樣式

負債整理組件事業成績書

本組合昭和 年度(自昭和 年 月 日)至昭和 年 月 日)財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案昭和 年 月 日第 回通常總會ニ於テ承

合計		差引	
----	--	----	--

〔注意〕 保証責任ノ組合ニ在リテハ資産ノ種目ノ第一欄ニ拂込未済出資金ヲ、同摘要欄ニ口數ヲ、同金額欄ニ金額ヲ記載スルコト

乙 貸借対照表

貸方	種目	金額	借方	種目	金額
	貸付金	円	負債償還積立金		円
	預金		損失補填積立金		
	有價証券		借入金		
	什器		未拂利息		
	貸付金未收利息		貸付金未收利息見返		
			本年度利餘金		
合計					
	(本年度損失金)				
合計					

〔注意〕 保証責任ノ組合ニ在リテハ貸方ノ第一欄ニ拂込未済出資金ヲ、借方ノ第一欄ニ出資金ヲ記載スルコト

丙 事業報告書
一 組合員數及出資口數
出資一口ノ金額 圓 保証金總額 圓

前年度末現在	本年度末現在	前年度末現在	本年度末現在
		農業	
		林業	
		漁業	
		其他	
		計	
前年度末現在	本年度末現在		

〔注意〕 保証責任組合ノ保証金額ガ出資一口ニ付均一ナラザルトキハ其ノ概略ヲ附記スルコト

二 出資ノ拂込又ハ組合費ノ分擔
(一) 出資ノ拂込

〔注意〕 拂込期到來ノ出資金ニシテ未納額アラバ括弧併記スルコト

(一) 組合費納入状況

本年度組合費	組合費累計
總額	總額
納入額	納入額
円	円

〔注意〕
一 未納額アラバ納入額欄ニ括弧併記スルコト
二 保証責任組合ハ(一)ニ、無限責任組合ハ(二)ニ依リ記載スルコト

三 各種積立金

負債償還積立金	損失補填積立金	計	前年度末現在	本年度末現在
			円	円

〔注意〕
一 負債償還積立金ノ本年度積立額ニ繰出ニ依ル金額ヲ括弧併記スルコト

二 處分ニ付テハ其ノ理由ヲ記載スルコト

四 借入金

(一) 借入金及其ノ償還

特融資金	内市町村經由	譯産業組合中央金庫經由	其他資金	計	前年度末現在	本年度内借入	本年度内償還	本年度末現在
					円	円	円	円

(二) 借入金ノ利率

特融資金	其他資金	最高利率	最低利率	普通利率

五 負債ノ條件緩和ノ状況

負債整理者	要整理負債額	條件緩和ニ依ル減額	金額以外ノ緩和ノ状況	備考

人	件	円	件	円	件	円
---	---	---	---	---	---	---

〔注意〕
 一 「負債整理ヲ爲シタル者」ハ本年度ニ於テ負債ノ條件緩和ノ協定成リタルモノニ付記載スルコト
 二 金額以外ノ緩和ノ概要ヲ備考欄ニ記載スルコト
 六 貸付金

(一) 用途別貸付金額

前年度末現在	本年度末現在	貸付金額		償還金額		延滞金額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額

〔注意〕 土地購入資金ニ付テハ貸付タル員數、件數、金額及購入土地面積ヲ田畑及宅地別ニ附記スルコト

(二) 擔保別貸付金額

前年度末現在	本年度末現在	有擔保		無擔保	
		件数	金額	件数	金額

有擔保					
計					

〔注意〕 物上擔保貸付ニ非ザル貸付ハ無擔保貸付中ニ算入スルコト

(三) 貸付金ノ償還及延滞狀況

本年度末現在ノ償還額	本年度末現在ノ延滞額	員數		金額	
		人	金	円	額

〔注意〕
 一 本表ノ貸付額ハ本年度末現在ノ貸付金額ト一致スルコト

(四) 年度内貸付金利率

特融資金	最高利率	最低利率	普通利率
其ノ他資金			

七 損益計算

八 總會ノ決議

(總會ノ種類、開會ノ時期、借入金及貸付金ノ最高限度其ノ一切ノ決議ノ要領ヲ記載スルコト)

通常總會 (臨時總會)

日時 場所 出席組合員數 決議事項

一 借入金最高限度

組合法施行規則第二十二條ノ規定ニ依ル最高限度
 補償法施行規則第四條ノ規定ニ依ル最高限度

一 貸付金最高限度

丁 剩餘金處分案

一金 圓 本年度總益金

一金 圓 本年度總損金

一金 圓 本年度剩餘金

此處分

利 益		損 失	
種 目	金 額	種 目	金 額
組合費		借入金利息	
共同事業ニ依ル純益金		諸給料	
貸付金利息		消耗品費	
預金利息		旅費	
有價證券利息		通信費	
手数料		鎖却費	
雜收入		小計	
小計		(繰越損失金)	
合計		合計	

差引剩餘金

〔注意〕 負債整理組合ノ共同作業等ニ依ル共同事業ハ特別會計トシ其ノ純益(共同事業ノ収益ヨリ其ノ共同事業ニ要シタル經費及負債償還積立金ヲ控除シタルモノ)ヲ本損益計算書ニ計上スルコト、若シ損失アリタル場合ハ共同事業ニ依ル損失金トシテ計上スルコト

一金 圓 損失補填積立金
右提出候也

昭和年月日
組合長 理事 理事 理事 理事

〔注意〕 理事全員署名捺印スルコト
前記財産目録、貸借対照表及事業報告書、帳簿書類ニ付詳細調査致候處相違無之正當ト認メラレ利餘金處分案亦適當ト認メ候ニ付同意候也
昭和年月日

監事 監事 監事 監事 監事

〔注意〕 監事全員署名捺印スルコト

第五號様式

農村負債整理(何々)資金借入報告書

一 借入金額 金何圓也

一 借入年月日 何年何月何日

一 借入先 何々

一 利率 年何分何厘

一 用途

一 償還方法及期限 何箇年賦

何年何月何日迄据置

何年何月何日迄償還

右農村負債整理組合法施行細則第八條ノ規定ニ依リ及報告候也

年月日

何郡何村(町)

何責任何々負債整理組合

組合長 理事 氏 名印

北海道廳長官 殿

第六號様式

産業組合加入報告書

一 加入シタル産業組合名

二 加入年月日

三 出資口數

第八號様式

負債整理事業計畫書

一 負債整理計畫

(一) 組合ノ狀況

組合員數	要整理組合員數	要整理負債額
人	人	円

(二) 年度割計畫

年次	要整理負債額		條件緩和免額		資金要額		備考
	件數	金額	件數	金額	特種資金	其他資金	
第 年度	人	円	人	円	円	円	
第 年度	人	円	人	円	円	円	
第 年度	人	円	人	円	円	円	
計							

〔注意〕

(イ) 所要資金ノ特種資金ニハ融資銀行ヨリスル特融

資金ヲ含メザルコト

(ロ) 備考欄ニハ金額以外ノ條件緩和ノ見込ヲ記入ス

右及報告候也

年月日

何郡何村(町)

何責任何々負債整理組合

組合長 理事 氏 名印

北海道廳長官 殿

〔備考〕

一 加入年月日ハ第一回出資拂込ノ日トス

第七號様式

産業組合脱退報告書

一 脱退シタル産業組合名

二 脱退年月日

三 脱退理由

四 現在ノ出資口數

右及報告候也

年月日

何郡何村(町)

何責任何々負債整理組合

組合長 理事 氏 名印

北海道廳長官 殿

（三）特融資金調達計畫

借入先別	市 町 村	産業組合 中央金庫	計
資金別			
負債償還資金			
土地購入資金			

〔注意〕 信用組合ニ加入シタル組合ニ在リテハ其ノ信用組合名ヲ、加入豫定ノ組合ニ在リテハ其ノ旨及加入ノ時期並ニ其ノ信用組合名ヲ欄外ニ附記スルコト

（四）資金貸付計畫

擔保別	擔保別		備 考
	無擔保貸付	有擔保貸付	
資金別			
特融資金			
其ノ他資金			
計			

〔注意〕

（イ） 物上擔保貸付ニ非ザル貸付ハ無擔保貸付ニ記入スルコト

（ロ） 備考欄ニハ無擔保貸付中保證ヲ徴セザル貸付ヲ

種 類	規 模	所要經費	計畫實行方 法

〔注意〕

（イ） 所要經費ニハ設備ニ要スル經費ヲ記入スルコト

（ロ） 計畫實行方法ニハ所要經費調達方法其ノ他計畫實行方法ノ概要ヲ記入スルコト

〔注意〕 収入ノ増加計畫樹立方針ニ準ジ記入スルコト

（三） 不要財産ノ處分

〔注意〕 財産ノ種類、數量、處分價額、關係組合員數及處分時期等ニ付其ノ概要ヲ記入スルコト

（四） 負債整理完成年度

〔注意〕 負債整理資金ノ償還年限ヲ附記スルコト

三 負債償還積立金ノ造成計畫

（一） 積立金造成ノ目標金 同

（二） 造成方法及金額

（イ） 組合員ノ離出方法及金額

（ロ） 共同事業

爲ス場合其ノ金額ヲ記入スルコト

二 經濟更生計畫及負債償還計畫樹立方針

（一） 収入ノ増加計畫樹立方針

主ナル計畫事項	現 狀	目 標	計畫實行方 法

〔注意〕 「主ナル計畫事項」ニハ稍作改良ト言フガ如ク組合員ニ實行セシムベキ主ナル事項ヲ、「現狀」ニハ排水不良何町、反當收量何石ト言フガ如ク收入不足ノ原因及現在ニ於ケル收入見込額ヲ、「目標」ニハ排水設備何町、之ニ因ル反當收量何石増收見込額何圓ト言フガ如ク計畫ノ目標及増收見込額ヲ、「計畫實行方法」ニハ何年度ヨリ何年間ニ實施、其ノ經費何圓自辨又ハ借入、關係組合員何人ト言フガ如ク計畫實行方法及關係組合員數ヲ記入シ組合員ニ計畫ヲ樹立セシムルニ當リ組合ノ採ルベキ方針ヲ記入スルコト

（二） 支出ノ合理化計畫樹立方針

主ナル計畫事項	現 狀	目 標	計畫實行方 法

第九號樣式

無限責任何々負債整理組合試算表

（年月日現在）

貸 方		借 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸付金		負債償還積立金	
負債整理資金		損失補填積立金	
土地購入資金		借入金	
金貸付		特別融通資金	
預金		其ノ他資金	
有價證券		未拂利息	
什器		貸付金未收利息	
貸付金未收利息		見返	
何々		組合費	
借入金利息		貸付金利息	
諸給料		預金利息	
消耗品費		有價證券利息	
旅費		何々	
通信費		雜收	
何々		入	
何々鎖却費			

- ズルノ虞ナキヤ否
- 三 負債整理資金調達方法ノ適否
- 四 從來負債整理ニ關スル事業ヲ行ヒタルコトアラバ其ノ概況
- 五 當該市町村ノ他ノ地區ニ對スル負債整理組合設立ニ關スル意見
- 六 市町村負債整理委員會設置ノ要否竝ニ委員ノ定數ニ關スル意見
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ事由ヲ調査シ意見ヲ副申スベシ
 - 一 負債整理組合設立ノ認可申請書農村負債整理組合法施行細則（以下細則ト稱ス）第二條ニ該當スルトキ
 - 二 規則第五條、第八條、第十九條、第二十六條及第二十七條ノ規定ニ依ル認可申請アリタルトキ
 - 三 細則第十七條ノ規定ニ依ル認可申請アリタルトキ
- 第四條 負債整理組合ノ解散若ハ事業ノ一部休止又ハ農村負債整理組合法（以下法ト稱ス）第八

- 條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人（以下負債整理事業ヲ行フ法人ト稱ス）ノ負債整理事業ノ廢止若ハ事業ノ一部休止ノ認可申請アリタルトキハ市町村長ハ其ノ事由竝ニ市町村ヨリ融通ヲ受ケタル負債整理資金ノ債務ノ處理方策ニ關シ意見ヲ附シ進達スベシ
- 第五條 支廳長ハ前四條ノ規定ニ依リ爲サレタル市町村長ノ副申ニ對シ意見ヲ附シ進達スベシ
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ支廳長ハ其ノ事由ヲ調査シ意見ヲ副申スベシ
 - 一 農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第四條第二項及第十三條第二項ノ規定ニ依ル認可申請アリタルトキ
 - 二 農村負債整理資金特別融通及損失補償法第五條ノ規定ニ依ル契約ノ申込アリタルトキ
- 第七條 負債整理組合左ノ各號ノ一ニ該當スル事實アリタルトキハ市町村長ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ調査シ市長ハ長官ニ、町村長ハ支廳長ニ之ヲ報告スベシ
 - 一 組合員ヨリ臨時總會招集ノ請求アリタルトキ

- キ
- 二 總會ノ招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法竝ニ理事又ハ監事ノ行爲ガ法令、規約又ハ定款ニ違背シ其ノ他公益ヲ害スル處アルトキ
- 三 總會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキ
- 前項ノ場合ニ於テ支廳長ハ之ニ意見ヲ附シ遲滯ナク長官ニ報告スベシ
- 第八條 支廳長又ハ市長ハ法第二十四條ノ規定ニ依リ準用セララルル産業組合法第六十條第一項又ハ第六十一條ノ規定ニ依リ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事情ヲ具シ遲滯ナク之ヲ長官ニ報告スベシ
- 第九條 市町村長ハ管内ニ市町村負債整理委員會ノ設置ヲ必要ト認メタルトキハ委員ノ定數、委員トシテ適當ト認メタル者ノ氏名、住所、職業、生年月日、資産、經歷及性行ノ概要ヲ具シ其ノ旨ヲ市長ハ長官ニ、町村長ハ支廳長ニ申出ヅベシ
- 市町村負債整理委員會ノ廢止又ハ委員ノ解任ヲ

- 必要ト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ事由ヲ具シ市長ハ長官ニ、町村長ハ支廳長ニ之ヲ申出ヅベシ
- 前二項ノ規定ニ依リ町村長ヨリ其ノ申出アリタルトキハ支廳長ハ其ノ意見ヲ附シ遲滯ナク之ヲ長官ニ報告スベシ
- 第十條 支廳長及市町村長ハ負債整理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人ノ規約又ハ定款竝ニ臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ臺帳ニ記載シ整理スベシ
 - 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 組織
 - 四 地區
 - 五 事務所ノ所在地
 - 六 設立認可又ハ負債整理認可ノ年月日
 - 七 保證責任ノ組合ニ在リテハ出資一口金額、出資拂込ノ方法竝ニ保證金額ニ關スル事項
 - 八 存立時期
 - 九 事業年度
 - 十 解散ノ事由及年月日

十一 理事及監事ノ氏名、住所

〔備考〕※本則第六條中引用條文ハ關係法規ノ改廢ニ依

リ夫々訂正セリ
尙本則改正ニ關シテハ目下手續中ナリ

農村負債整理組合法及關係法規ノ解釋上ノ
質疑等ニ關スル件

戊産第三四三五號

昭和九年五月二十四日

各支廳長
各市町村長

産業部長

農村負債整理組合法及關係法規ノ解釋ニ關シテハ其ノ制度施行後日仍淺キ爲種々質疑アル向モ有之候ニ被存候處過般農林省ニ於テ開催セラレタル道府縣農村負債整理主任官協議會ニ於ケル提出問題ニ對シ農林當局ノ意見トシテ示サレタル事項ハ本法施行事務取扱上便益有之モノト被存候ニ付右ノ内主要ナル事項ヲ左記ノ通拔萃集錄候條參考ニ供セラレ度

記

一 違約金、身元保證金債務ニシテ其ノ契約ガ本

法施行前ニシテ支拂義務ノ發生ハ其ノ施行後ナル場合ノ取扱方

(意見)

質問ノ如キ債務ハ行政官廳ノ認可ヲ經ズシテ整理ヲナスニ適スルモノト解ス

二 保證債務ニシテ未ダ現實ニ其ノ義務發生セザルモノモ負債中ニ包含セシメ差支ナキヤ

(意見)

貴見ノ通り

三 法第二條ニ於テ負債ノ發生ハ本法施行前ニシテ施行後ノ利息等ニ對シ認可ノ必要ナシト解セラルモ如何

(意見)

貴見ノ通り

四 或ル年限迄ニ賣渡價額ヲ以テ買戻ス契約ニテ

土地ヲ賣渡シ金額ヲ受取り其ノ土地ヲ耕作シ小作料ヲ收メツツアリ然レ共事實ハ買手トノ了解ノ下ニ土地ノ價額ト同額ノ貸借トナリ土地ハ擔保、小作料ハ利息ノ意ナルモノナリ之ヲ法第二條ノ負債ト解シ宜シキヤ

(意見)

當事者ノ眞意ガ消費貸借契約ニテ其ノ擔保方法トシテ土地ノ賣渡ガ行ハレタルモノナルニ於テハ法第二條ノ負債ト認メラルモ若シ純然タル買戻約款附土地賣買ナルニ於テハ其ノ買戻權行使ニ要スル代金ハ未ダ債務ト認メ難ク從ツテ法第二條ノ負債ト認メ難シ

五 連帶債務ノ場合事實上ノ使用者ハ組合員外ノ

者ナリシヲ以テ之ヲ除外シ負債整理ヲ爲シタルニ其ノ後支拂義務發生シタリトセバ經濟更生計畫ニ支障ヲ來スコトトナリ斯カル債務ヲ豫メ組合員ノ負債中ニ包含セシメ差支ナキヤ

(意見)

質問ノ如キ債務モ勿論整理負債ニ包含セシム

ルヲ要ス

六 法施行後單ニ證書ヲ書替ヘタルモノハ法第二條ノ認可ヲ要セザルモノト解スルモソレヲ認定スル實際上ノ取扱方法如何

(意見)

個々ノ場合ニ依リテ異ナルモ債權金額債務者債權者等要素ニ變更ナク證書面等ヨリ既存ノ債務ノ代リニ新債務ヲ發生セシメル意志アリタルコトヲ明ニセラレザル限りハ既存ノ債務ガ存続スルモノト看ルモノナリ

七 債權ノ執行中又ハ訴訟繫續中ニ於テ負債整理

組合設立セラレ其ノ債務者組合員ナルトキハ其ノ債務ニ付組合ハ條件ノ緩和又ハ協定ノ斡旋ヲ爲ストキハ右事件ハ一時中止セララルモノナリヤ

(意見)

金錢債務臨時調停法ニ依ル調停ヲ申立テ同法第六條ノ中止ノ決定ヲ受クルコトヲ得右ノ手續ヲ取ラザルニ於テハ執行又ハ訴訟ヲ中止セシムルコト能ハズ

八 法第十一條第一項第四號ハ成ルベク廣義ト解シ組合員ノ負債償還準備金ノ爲メノ貯金、共同販賣、共同購入、共同經營、副業ノ共同作業等モ認ムル様解セザルヤ

(意見)

貯金、共同販賣、共同購入等ヲ組合ノ事業トシテ營ムハ適當ニ非ザルヲ以テ産業組合、漁業組合等ヲ利用スルコトトシ負債整理組合ニ於テ其ノ世話ヲ致スコトト爲スベシ、次ニ副業ノ共同作業等ハ之ヲ認メテ差支ナカルベシ

(意見)

組合員ヨリ委任ヲ受ケタル負債條件緩和ノ協定ニ關スル法律行爲ノ代理ヲ爲スコト
組合員ノ爲ニ保證ヲ爲スコト
組合員ノ負債整理實行上ノ指導督勵ヲ爲スコト
負債償還金ノ取立、管理、支拂等ヲ爲スコト
償還準備貯金、備荒貯金、生産物共同販賣、

之ヲ爲スハ差支ナキヤ

(二) 差支ナシトセバ一組合員ニ對スル貸付最高限度及借入最高限度トノ關係如何

(三) 被保證組合員間均衡ヲ得セシムルコト困難ト認ムルガ之ガ取扱如何

(意見)

(一) 組合員ノ爲メニスル保證ヲ行フコトニ付テハ組合規約ニ記載シ置クヲ適當トスベク若シ記載セザル場合ト雖モ之ヲナスコトニ付テハ總會ノ決議ヲ經ルヲ適當トシ且保證最高限度ニ付テハ借入最高限度ト同ジク毎年度總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

(二) 一組合員ニ對スル貸付最高限度トハ直接ノ關係ナシ組合員ノ借入最高限度ナルモノハ法制上要件トセラレズ組合ノ借入最高限度トハ適當ニ聯絡セシメ借入最高限度ノミシカ決議ナキトキハ合計シテ其ノ範圍内ニ限ルベシ

(三) 組合員ノ債務ニ對スル保證ノ限度ヲ設クルコトトセバ均衡ヲ失スルコトナカルベ

經營上經濟上必需品共同購入等ノ斡旋ヲ爲スコト

組合ノ負債償還積立金ノ繰出、組合費ノ納入、出資金ノ拂込等ニ充ツルヲ主タル目的トスル共同作業、組合員ノ共濟施設等ハ其ノ主タルモノトス

一〇 法第十一條第四號ノ規定ニ依ル事業トシテ共同耕作田ノ經營及農具ノ共同利用設備ヲ施設經營セシメテ差支ナキヤ

(意見)

負債償還積立金ノ繰出、組合費出資等ニ充ツル爲メノ資金ヲ得ル目的ヲ以テスル共同耕作田ノ經營ハ差支ナシ農具ノ共同利用設備ハ産業組合農事實行組合等適當ナル團體ノ施設ヲ利用セシムル方可ナルモ之ガ存在セザル場合ニハ極メテ差支ナカルベシ

一一 組合ハ負債條件緩和ノ協定上債權者ヨリ保證ヲ要求セラルル場合多カルベシ此ノ場合

(一) 單ニ法第十一條第一項第四號ノ規定ニ依リ(規約ニ於テモ法ト同文ノ規定アルノミ)

シ

一二 同村内ニ甲乙二個ノ負債整理組合アリ甲組合ガ負債整理ノ爲賣却スル土地ヲ乙ノ組合員タル小作者ガ買入ルル場合乙ノ負債整理組合ニ於テ土地購入資金ヲ貸付ケ差支ナキヤ

(意見)

同一ノ組合ノ組合員間ノ賣買ニ非ザレバ不可ナリ

一三 法第十三條ノ町村ヲ區域トスル組合ヲ設立セントスル場合ノ特別事由ヲ具體的ニ承知致度

(意見)

一例ヲ舉グレバ町村ガ一部落ヲ爲シ居ル場合等ノ如シ

一四 町村ヲ區域トシ要整理者及之ガ整理ノ指導及援助者タル一部ノ者ヲ以テ組合ヲ組織シ得ルヤ

(意見)

特別事由アルトキハ町村ヲ區域トスルコトハ認メラルル所ナリト雖モ町村中少數ノ要整理

者及有志ノミガ集リテ組織スル組合ハ原則トシテ認ムベカラザルモノトス

- 一五 組合ノ事業年度ニ關シテハ法又ハ關係法令ニ之ガ規定ナキモ一ケ年トセザルモノヲ認ムベキヤ

(意見)

負債整理組合ノ事業年度ハ原則トシテ一年トス

- 一六 負債整理組合ノ負債ノ條件緩和ノ協定斡旋ニ關シ當事者ノ申出ニ依リ特別ノ行爲ヲナシタル爲ニ要シタル費用ニ付市町村負債整理委員會ニ於ケルト同ジク其ノ實費ヲ徴シテ差支ナキヤ

(意見)

差支ナキモ組合員ノ爲ニハ隣保共助ノ精神ニ基キ可及的費用ヲ徴セシメザルヲ適當トス

- 一七 施行規則第八條ニ依ル負債整理事業計畫ノ變更認可申請ハ如何ナル程度ノ變更ニ付之ヲ爲サシムルヤ

(意見)

ス

- 二〇 委員會令第二十三條中ノ記録ハ原本ナリヤ謄本ナリヤ

(意見)

原本又ハ認證アル謄本ニテ可ナリ

- 二二 委員會ニ關スル特別會計ヲ設ケ可ナリヤ

(意見)

成ルベク設ケザルヲ可トス

- 二三 (省略)

- 二三 組合又ハ委員會ニ於テ斡旋シ負債條件緩和ノ協定成立シタル後ハ之ノ貸借契約證書ハ其ノ効力ヲ失フヤ若シ後日問題トナルコトヲ防グ爲ニハ證書ノ書替ヲ爲サシムル方適當ト思料スルモ之等ニ關スル取扱方法如何

(意見)

通例ハ協定成立ノ上ハ當事者間ニ舊契約ノ代リニ新契約ノ締結セラレベキヲ以テ前契約書ハ効力ヲ失フコトヲ通常トスベシ尙協定成立ノ時ハ舊契約書ノ効力如何ニ拘ラズ當事者間ニモ協定條項ヲ書面トシ作成シ保管セシムル

附屬書類以外ノ部分即チ負債整理年度計畫、

負債整理方策、負債整理資金等ノ各項ニ付設立認否ノ基礎、組合ノ指導監督、府縣ノ負債整理計畫ニ必要ナル程度ノ變更アリタルトキ認可ヲ受ケシムベシ

- 一八 市町村負債整理委員會ヲシテ貸付ニ關スル審議ヲ爲サシメテ差支ナキヤ

(意見)

市町村負債整理委員會ヲシテ負債整理組合ノ貸付ヲ指導監督スル趣旨ヲ以テ其ノ當否ヲ審議決定セシムルハ必ズシモ不可ナラズ

- 一九 監督官廳ノ職員ガ職權ヲ以テ斡旋委員會ニ臨席スルハ妨ゲザルモノト思考スルモ斡旋手續ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ得ルトセバ其ノ意見ノ程度如何

(意見)

監督官廳ノ職員ハ本件ニ關シ直接意見ヲ開陳スルヲ得ズ但シ指導監督上ノ立場ヨリ斡旋委員ニ對シ必要ナル意見ノ開陳ヲ爲スコトヲ得ベキモ斡旋手續中ハ之ヲ爲スコトハ考慮ヲ要

ヲ適當トス

- 二四 損失決定基準第一條第三號ノ特別費用ノ意義竝ニ其ノ如何ナル場合ニ發生スルモノナリヤ其ノ例承知致度

(意見)

主トシテ貸付金回收ニ要スル諸種ノ費用殊ニ訴訟費用等ナレバ具體的ニハ目下ノ所示シ難シ

- 二五 組合ヨリ組合員ニ對シ資金ヲ貸付スル場合ニ於テ擔保物及適當ナル保證人ナキ場合ハ本資金ニ依リ償還ヲ受クベキ債權者ヲ保證人ト爲サントスルモノアリ産業組合ガ該債權者ナル場合産業組合ヲ保證人トナシ得ルヤ

(意見)

産業組合ヲシテ保證ヲ爲サシムルコトハ研究ヲ要ス

- 二六 組合ガ組合員ニ對シ特融資金ヲ貸付クル場合(又ハ貸付後ノ追擔保ノ場合)其ノ擔保ニ徵スベキ土地ヲ買取ノ形式ニ依リ取得スルハ差支ナキヤ又此ノ場合登録稅及地方稅ハ免除セラレ

ザルヤ

(意見)

質問ノ如キ擔保方法差支ナカルベシ此ノ場合免除ノ特典ヲ受クルコトナシ

二七 負債條件ノ緩和ヲ伴ハザルモノニ對シテハ資金ノ融通ヲ爲シ得ザルヤ

(意見)

一 組合員ニ數件ノ債務アル場合其ノ一部ノ債務ニ付條件緩和到底成立セザルモ他ノ債權ニ付テハ條件ノ緩和ガ行ハルル場合ニハ必要アルトキハ本資金ノ融通ヲ爲スコトヲ妨ケザルモ全然負債ノ條件ノ緩和ノ件ハザル場合ハ本資金ヲ融通スルコトヲ得ズ

二八 (省略)

二九 市町村ガ特別融通資金ヲ負債整理組合ニ融通スル迄ノ間ニ於ケル管理方法ヲ如何ニスルヲ適當トスルヤ

(意見)

一〇 市町村金庫タル銀行、金庫ノ設ケナキ市町村ニ在リテハ郵便官署及其ノ市町村ノ公金保管

ノ爲ニ指定セラレタル銀行、産業組合ニ預入シムベシ

三〇 施行規則第三十一條中「其ノ他ノ官廳」ノ中ニ登記所ヲ含ムヤ

(意見)

含マズ

三一 負債償還積立金ノ額如何

(意見)

劃一的ニ定メ難キモノニシテ過大ニ失スルコトモ不可ナレ共尠クトモ毎年組合ノ支拂フベキ年賦金ノ一割位宛積立テ十年間ニ年賦金額ト略同額ヲ積立ツルコトヲ致度シ

三二 施行規則第十九條ニ依ル負債償還ヲ目的トスル積立金ノ處分ハ地方長官ノ認可以外ニハ總會ノ決議ヲ要セザルヤ

(意見)

組合ノ通常ノ業務ノ範圍ニ屬セザルヲ以テ規約、事業施行細則等ニ特別ナキ限リ實際取扱ニ於テハ總會ノ決議ヲ經シムベシ

三三 負債整理組合員ハ將來産業組合ノ活動ニ負

トスベシ

三四 (省略)

三五 特別融通ノ取扱ニ關シ組合ヨリ市町村ヘノ返済時期ト市町村ヨリ國ヘノ返済時期トニ相當ノ差ヲ生ズベシ此ノ場合市町村ノ取扱方如何

(意見)

市町村ニ於テ成ルベク資金ヲ保有セザル様セシムベキ趣旨ナルヲ以テ市町村ガ組合ヨリ返済ヲ受ケタルモノニ付テハ最モ近キ元利拂込期日ニ於テ預金部ニ對シ拂込マシムベキモノトス尤モ相當多額ニ上ルトキハ期限前繰上償還ヲ爲スベシ

市町村負債整理委員會補助規程

(昭和九年二月八日 北海道廳令第七號)

第一條 農村負債整理事業助成ノ爲本規程ニ依リ

毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ市町村負債整理委員會ノ費用ニ

對シ市町村ニ之ヲ交付ス

第三條 補助金ハ一委員會ニ對シ百圓以内トス但

シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限度ヲ超エテ補助スルコトアルベシ

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル市町村ハ申

請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年十月末日迄

ニ長官ニ之ヲ提出スベシ

フ所頗ル大ナリ而シテ産業組合中不振不良ノモノニ對シテモ債權債務ヲ有シ夫ガ各自ノ負債償還計畫、經濟更生計畫樹立ニ關シ甚大ナル關係アルヲ以テ適當ナル方法ヲ講究シ負債整理組合員ノ負債整理ノ實ヲ擧ゲシムルノ必要アリト認メラルルヲ以テ産業組合ノ整理ヲ斷行スルノ良法如何

(意見)

産業組合不良ナル場合ニ於テハ其ノ組合員ノ負債整理ヲ一齊ニ行ハシムルト共ニ産業組合ノ整理ヲ同時ニ併行シテ行ヒ以テ組合員ノ經濟ト共ニ産業組合自體ノ建直シテ策スルヲ可

一 事業計畫書
二 收支豫算書

前項ノ書類ノ外長官ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 前條ノ申請書ニ添附シタル事業計畫書又ハ收支豫算書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ加ヘントスルトキハ長官ノ認可ヲ受クベシ

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル市町村ハ毎年五月末日迄ニ事業成績書及收支決算書各二通ヲ長官ニ提出スベシ

第七條 前條ノ規定ニ依リ提出スベキ事業成績書ニハ左ノ事項ヲ記載シ收支決算書ハ別記様式ニ依リ之ヲ作成スベシ

- 一 委員ノ數
- 二 負債條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋事項
- (一) 前年度ヨリ繰越シタル負債條件緩和ニ關スル協定斡旋ノ件數及金額
- (二) 年度内ニ請求ヲ受ケタル件數及金額
- (三) 年度内ニ於テ協定ノ成否ニ拘ラズ斡旋ヲ爲シタル件數及金額

内 譯

- イ 協定成立シタル件數及金額
- ロ 協定不成立ニ終リタル件數及金額
- ハ 却下シタル件數及金額
- ニ 翌年度ニ繰越シタル件數及金額
- 三 其ノ他ノ事業ノ概況

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル市町村左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本規程ニ違背シタルトキ
- 二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 三 補助金ノ支出不適當ト認メタルトキ
- 四 申請書、報告書、帳簿並ニ證據書類等ニ虛疑ノ記載ヲ爲シタルトキ

第九條 本規程ニ依リ町村ヨリ提出スル書類ハ支廳長ヲ經由スベシ

別記様式

市町村負債整理委員會收支決算書
何郡(市)何町(村)

前年度繰越金	前年度繰越金	設立費	出
北海道補助金		委員手當	
何々		委員旅費	
何々		委員日當	
一般収入(市町村支出額)		何々	

負債整理事業計畫要領書並ニ負債整理事業計畫書ノ様式ニ關スル件

寅經第一一八七號

昭和十三年三月二日
各支廳長
各市町村長

經濟部長

農村負債整理組合法施行規則第十一條ニ依リ負債整理組合ノ設立認可申請書ニ添附スベキ負債整理事業計畫要領書及同規則第二十八條ニ依リ負債整理事業計畫ノ認可ヲ受ケントスル場合ノ負債整

計	計
---	---

差引翌年度繰越金 圓〇〇

- 【備考】
- 一 前年度繰越金ハ前年度分決算ノ結果補助金等ノ特定収入ノ總額ガ支出總額ヲ超ユル金額ニシテ前年度ヨリ繰越シタルモノヲ掲グルコト
- 二 一般収入ハ特定収入ノ不足額ヲ掲グルモノトス

理事業計畫書ハ爾今別記様式ニ依リ作成セシメ之ガ作成ニ當リテハ左記事項留意ノ上指導相成度尙同規則第七條ニ依リ信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ノ負債整理事業認可申請書ニ添附スベキ負債整理事業計畫要領書及同規則第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業計畫ノ認可ヲ受ケントスル場合ノ負債整理事業計畫書モ右ニ準ゼシムル様取計相成度

追テ負債整理組合設立認可申請書ニハ従前通り其ノ地區ヲ表示セル市町村略圖ノ添附ヲ要スル儀ニ有之候

記

- 一 負債整理事業計畫書ニ負債整理事業計畫書要領書ノ「四、地區内ノ戸數及組合員數」ヲ記載シタル書類ヲ添附シタル場合ハ之ヲ以テ負債整理事業計畫要領書ニ代フコトヲ得ルモノトス
- 二 負債整理事業計畫書ハ第一年度計畫ノ負債整理資金ノ融通ヲ受ケントスルトキ（自己資金ヲ以テ負債ノ整理ヲ爲サントスル組合ニ在リテハ其ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ）之ヲ作成シ其ノ認可ヲ受ケシムルコト
- 三 負債整理事業計畫書ハ確實ナル見込ヲ以テ之ヲ作成シ認可ヲ受ケタル後ニ於テ大ナル變更ヲ要スルガ如キコトノナキ様充分留意セシムルコト
- 但シ「負債整理計畫」中「年度割計畫」ニ關シ第二年度以降ノ計畫ニ付確實ナル見込立タザルトキハ大體ノ見込ニ依ラシメ、確實ナル見込立

チタルトキ其ノ變更認可ヲ受ケシムルコト

四 農村負債整理組合法施行規則第八條又ハ第二十八條ノ負債整理事業計畫變更認可ハ前號但書ノ場合ノ外左ノ場合ニ之ヲ受ケシムルコト

(一) 「特融資金調達計畫」ヲ變更セントスル場合

(二) 「負債整理完成年限」ヲ延長（特融資金ノ償還年限ノ延長ヲ含ム）セントスル場合

(三) 負債償還積立金ノ造成ヲ目的トスル組合員ノ離出ヲ減額シ又ハ共同事業ヲ縮少セントスル場合

前項ノ計畫變更ガ組合ノ狀況ノ變化ニ基ク場合ハ其ノ變更認可申請書ニ「組合ノ狀況」ヲ記載シタル書類ヲ添附セシムルコト

五 組合ノ設立認可申請書ニ添附シタル負債整理事業計畫要領書ノ「二、所要資金調達方針」ニ負債整理資金ノ融通ヲ受ケントスル機關ノ名稱及其ノ借受豫定額ヲ記載シタルトキ又ハ前記第一號ニ依リ右要領書ニ代ヘ負債整理事業計畫書ヲ添附シタルトキハ別ニ規定スル所ノ届出ハ之

ヲ爲スコトヲ要セス

〔別記〕

負債整理事業計畫書要領書(様式省略ス)

(農村負債整理組合法施行細則第二號様式)

負債整理事業計畫書(様式省略ス)

(農村負債整理組合法施行細則第八號様式)

負債整理組合ノ地區ニ關スル件

子産第一九五八號

昭和十一年四月一日

各支廳長
各市町村長

經濟部長

負債整理組合ヲ設立スルニ當リ組合ヲ既設ノ法人區域(特ニ農事實行組合、部落區域ノ産業組合等

ノ區域)ト一致セシメ設立スルコトハ時宜ヲ得ル方法ニ有之候處負債整理組合ノ規約ニ單ニ「何々組合ノ區域トス」ト記載スルモノアリ右ハ該組合ノ區域變更ニヨリ將來區域問題ヲ惹起スル虞アルヲ以テ當該地方ノ行政區劃ニ依ル名稱ヲ以テ表現スルコトニ取扱ヲ一定可致候條了知相成度

負債整理組合ノ産業組合加入ニ關スル件

子産第三五九七號

昭和十一年七月十九日

各支廳長
各市町村長

經濟部長

七月二日農林省令第十二號ヲ以テ産業組合法施行規則中一部改正セラレ負債整理組合ハ産業組合ニ加入シ得ルコトト相成候處右ハ負債整理組合ト産業組合ノ各種事業トノ連絡ヲ密ニシ相協力シテ農

山漁村更生ノ實ヲ舉グルニ便ナラシメンガ爲ニ外
ナラズ從ツテ産業組合ニ加入スル負債整理組合ノ
取扱ニ付テハ負債整理組合ノ性質ニ鑑ミ特ニ左記
方針ニ則リ監督指導相成以テ産業組合及負債整理
組合相互ノ事業遂行上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一 農村負債整理組合法施行規則第二十二條第一
項ニ依ル場合ノ借入金ノ最高限度ハ負債整理資
金ト其ノ他ノ資金トヲ區別シテ決議シ之ヲ報告
セシムルコト
- 二 負債整理組合ガ預金部負債整理資金ノ借入前
信用組合其ノ他ヨリ繼ギ資金トシテ借入ヲ爲ス
場合ニ付テハ特ニ必要ナル場合ニ限り且後ニ供
給ヲ受クベキ預金部資金配分決定額ノ範圍内ニ
於テ必要額ノ最少限度ニ止ムルコトトシ豫メ長
官ノ承認ヲ受ケシムルコト
- 三 其ノ他ノ資金借入ニ關シテハ組合員ノ爲ニス
ル積立金ノ造成施設又ハ備荒貯蓄等ノ共同施設
ニ必要ナル程度ニ止メ信用、販賣、購買、利用
各般ノ事業ニ付テハ産業組合トノ連繫ヲ緊密ニ

シ組合員ノ産業組合直接利用ヲ指導セシムル様
スルコト

〔參考〕

産業組合法施行規則抄

第一條ノ十一 部落其ノ他之ニ準スル區域ヲ其ノ區域
トスル産業組合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ他ノ産業
組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
部落其ノ他之ニ準スル區域ヲ其ノ區域トスル漁業組合
又ハ負債整理組合ハ産業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ
得

第一條ノ十二 農事實行組合、養蠶實行組合、漁業組
合、負債整理組合又ハ産業組合カ産業組合ノ組合員
ト爲リタルトキハ其ノ組合員名簿ヲ産業組合ニ提出
スヘシ
前項ノ組合員名簿ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク産
業組合ニ之ヲ通知スヘシ

負債整理組合借入及貸付最高限度報告方ノ件

戊産第四九四二號

昭和九年九月六日

各支廳長
各市町村長

産業部長

農村負債整理組合法施行規則第二十二條ノ規定ニ
依リ負債整理組合ガ借入及貸付最高限度ヲ決議シ
タルトキハ遲滞ナク之ヲ報告スルヲ要スルハ謂フ
迄モ無キ次第ニ有之候處貴管下負債整理組合ニシ
テ設立認可後相當日數ヲ經過シタル向ニ在リテハ
既ニ臨時總會ヲ召集シ之等事項ノ議決ヲ經タルコ
トト存候ニ付テハ斯ル組合ニ對シテハ遲滞ナク相
當報告セシムル様通達相成度尙右限度額ハ市町村
ニ對スル特別融通資金配分額協議ヲ爲スニ當リ當
應ヨリ預金部支部ニ對シ之ヲ通知スルヲ要スル内
規ニ有之從ツテ右協議ヲ爲ス迄ニ標記決議又ハ報
告無之トキハ永ク配分額ノ決定(註 本手續ハ廢止)
ヲ爲スコト能ハザル結果ト相成相互ニ支障不尠次
第二付此ノ邊併セテ了承ノ上可然取計相成度

追テ貸付最高限度ニ關シテハ農村負債整理組合

法施行規則第二十二條ノ規定及負債整理事業資
金特別融通及損失補償ニ關スル規程(註 農村負
債整理資金特別融通損失補償法施行規則第四條)第二
條ノ規定有之候處前者ハ資金ノ種類ニ拘ラズ組
合ガ一般的ニ一事業年度内ニ於テ貸付クベキ最
高限度ニシテ後者ハ單ニ特別融通資金ヲ借入シ
テ貸付クベキ最高限度ニ有之從ツテ理論トシテ
ハ同一組合ニ二ノ貸付最高限度在ル筈ナルヲ以
テ誤ナキヲ期セシメラレ度尤モ實際上ニ於テ多
クノ組合ハ特別融通資金以外ノ資源ニ依ル貸出
ハ恐ラク可無之ヲ以テ兩者ノ限度ハ一致スルヲ
通例ト可致被存候後者ノ最高限度ハ負債整理事
業資金特別融通及損失補償ニ關スル規程(註 前
掲施行規則)ニ依リ一組合員千圓(註 三千圓ト改
正)ニ定メアル點ニ鑑ミ組合ニ於テ之ヲ超過セ
ザル限リハ殊更其ノ限度額議決ノ必要ナキガ如